

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 環境に及ぼす影響の評価の結論
- 5 環境影響評価手続の経過

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
 代表者 : 管理者 西川 太一郎
 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 目黒清掃工場建替事業
 事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

目黒清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都目黒区三田二丁目 19 番 43 号に位置する既存の目黒清掃工場（平成 2 年度しゅん工、処理能力 600 トン/日）の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所在 地	東京都目黒区三田二丁目 19 番 43 号	
敷 地 面 積	約 29,000 m ²	
工事着工年度	平成 29 年度（予定）	
工場稼働年度	平成 34 年度（予定）	
処 理 能 力	可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 基)	
主な建築物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ : 約 24m
	管理棟	鉄筋コンクリート造 高さ : 約 14m
	煙突	外筒 : 鉄筋コンクリート造 内筒 : ステンレス製 高さ : 約 150m

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～(11)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論	
大気汚染	ア 工事の施行中 (ア)建設機械の稼働に伴う排出ガス 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、最大濃度を示す敷地境界において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。 ・浮遊粒子状物質 0.056 mg/m ³ (2%除外値) 0.025 mg/m ³ (年平均値) 12.0% (寄与率) ・二酸化窒素 0.057 ppm(98%値) 0.031 ppm(年平均値) 35.5% (寄与率) (イ)工事用車両の走行に伴う排出ガス 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。 ・浮遊粒子状物質 0.051 mg/m ³ (2%除外値) 0.022 mg/m ³ (年平均値) 0.04～0.08% (寄与率) ・二酸化窒素 0.042～0.047 ppm(98%値) 0.021～0.026 ppm(年平均値) 0.9～2.1% (寄与率)	
	イ 工事の完了後 (ア)施設の稼働に伴う煙突排出ガス a 長期予測 施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる影響を付加した予測最大着地濃度は、次のとおりである。それぞれ評価の指標とした環境基準等を下回り、本事業による影響は少ないと考える。 ・二酸化硫黄 0.004 ppm(2%除外値) 0.001 ppm(年平均値) 1.90% (寄与率) ・浮遊粒子状物質 0.051 mg/m ³ (2%除外値) 0.022 mg/m ³ (年平均値) 0.09% (寄与率) ・二酸化窒素 0.043 ppm(98%値) 0.021 ppm(年平均値) 0.25% (寄与率) ・ダイオキシン類 0.027 pg-TEQ/m ³ (年平均値) 0.72% (寄与率) ・塩化水素 0.0004 ppm(年平均値) 4.63% (寄与率) ・水銀 0.001 μg/m ³ (年平均値) 8.86% (寄与率)	

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論																																				
大気汚染	<p>b 短期予測</p> <p>上層逆転層発生時の予測濃度は、次のとおりであり、それぞれ評価の指標を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>なお、この濃度は、調査期間中の上層逆転層発生時のなかで最も濃度が高くなる気象条件において予測した。</p> <table> <tbody> <tr><td>・二酸化硫黄</td><td>0.007 ppm(1時間値)</td></tr> <tr><td>・浮遊粒子状物質</td><td>0.027 mg/m³(1時間値)</td></tr> <tr><td>・二酸化窒素</td><td>0.043 ppm(1時間値)</td></tr> <tr><td>・ダイオキシン類</td><td>0.068 pg-TEQ/m³(1時間値)</td></tr> <tr><td>・塩化水素</td><td>0.006 ppm(1時間値)</td></tr> <tr><td>・水銀</td><td>0.023 μg/m³(1時間値)</td></tr> </tbody> </table> <p>接地逆転層崩壊時(フェニゲーション)の予測濃度は、次のとおりであり、それぞれ評価の指標を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <table> <tbody> <tr><td>・二酸化硫黄</td><td>0.008 ppm(1時間値)</td></tr> <tr><td>・浮遊粒子状物質</td><td>0.028 mg/m³(1時間値)</td></tr> <tr><td>・二酸化窒素</td><td>0.048 ppm(1時間値)</td></tr> <tr><td>・ダイオキシン類</td><td>0.095 pg-TEQ/m³(1時間値)</td></tr> <tr><td>・塩化水素</td><td>0.008 ppm(1時間値)</td></tr> <tr><td>・水銀</td><td>0.036 μg/m³(1時間値)</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ)ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス</p> <p>ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる影響を付加した予測濃度は、道路端において次のとおりであり、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <table> <tbody> <tr><td>・浮遊粒子状物質</td><td>0.051 mg/m³(2%除外値)</td><td>0.022 mg/m³(年平均値)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>0.05~0.18%(寄与率)</td></tr> <tr><td>・二酸化窒素</td><td>0.042~0.047 ppm(98%値)</td><td>0.022~0.026 ppm(年平均値)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>1.2~4.5%(寄与率)</td></tr> </tbody> </table>	・二酸化硫黄	0.007 ppm(1時間値)	・浮遊粒子状物質	0.027 mg/m ³ (1時間値)	・二酸化窒素	0.043 ppm(1時間値)	・ダイオキシン類	0.068 pg-TEQ/m ³ (1時間値)	・塩化水素	0.006 ppm(1時間値)	・水銀	0.023 μg/m ³ (1時間値)	・二酸化硫黄	0.008 ppm(1時間値)	・浮遊粒子状物質	0.028 mg/m ³ (1時間値)	・二酸化窒素	0.048 ppm(1時間値)	・ダイオキシン類	0.095 pg-TEQ/m ³ (1時間値)	・塩化水素	0.008 ppm(1時間値)	・水銀	0.036 μg/m ³ (1時間値)	・浮遊粒子状物質	0.051 mg/m ³ (2%除外値)	0.022 mg/m ³ (年平均値)			0.05~0.18%(寄与率)	・二酸化窒素	0.042~0.047 ppm(98%値)	0.022~0.026 ppm(年平均値)			1.2~4.5%(寄与率)
・二酸化硫黄	0.007 ppm(1時間値)																																				
・浮遊粒子状物質	0.027 mg/m ³ (1時間値)																																				
・二酸化窒素	0.043 ppm(1時間値)																																				
・ダイオキシン類	0.068 pg-TEQ/m ³ (1時間値)																																				
・塩化水素	0.006 ppm(1時間値)																																				
・水銀	0.023 μg/m ³ (1時間値)																																				
・二酸化硫黄	0.008 ppm(1時間値)																																				
・浮遊粒子状物質	0.028 mg/m ³ (1時間値)																																				
・二酸化窒素	0.048 ppm(1時間値)																																				
・ダイオキシン類	0.095 pg-TEQ/m ³ (1時間値)																																				
・塩化水素	0.008 ppm(1時間値)																																				
・水銀	0.036 μg/m ³ (1時間値)																																				
・浮遊粒子状物質	0.051 mg/m ³ (2%除外値)	0.022 mg/m ³ (年平均値)																																			
		0.05~0.18%(寄与率)																																			
・二酸化窒素	0.042~0.047 ppm(98%値)	0.022~0.026 ppm(年平均値)																																			
		1.2~4.5%(寄与率)																																			
悪臭	<p>ア 敷地境界</p> <p>計画施設の稼働時における敷地境界の予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 煙突等気体排出口</p> <p>計画施設の稼働時における焼却排ガスの予測結果は、臭気排出強度$1.5 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{min}$であり、脱臭装置(出口)の予測結果は、臭気排出強度$0.23 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{min}$である。</p> <p>これらは、評価の指標とした規制基準をそれぞれ下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p>																																				

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
悪臭	<p>ウ 排出水</p> <p>計画施設の稼働時における排出水の予測結果は、臭気指数 28 であり、評価の指標とした規制基準の範囲に収まる。</p> <p>なお、計画施設からの排出水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。</p> <p>よって、本事業による影響は少ないと考える。</p>
騒音	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(ア) 建設機械の稼働に伴う騒音</p> <p>予測結果は、高さ 1.2m で 57~71dB、高さ 5m で 75~79dB であり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び「東京都環境確保条例」^{注)} (平成 12 年条例第 215 号) に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(イ) 工事用車両の走行に伴う騒音</p> <p>予測結果は、65~71dB であり、地点 C において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。</p> <p>地点 C では現況調査結果がすでに環境基準を上回っており、また、予測結果は現況調査結果と同様であり、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>なお、工事用車両の走行にあたっては、規制速度を厳守するなど環境保全のための措置を講ずる。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(ア) 施設の稼働に伴う騒音</p> <p>予測結果は、昼間 24~34dB、朝・夕・夜間 20~33dB であり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(イ) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音</p> <p>予測結果は、66~71dB であり、地点 A 及び地点 C において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を上回る。</p> <p>地点 A 及び地点 C については、現況調査結果がすでに環境基準を上回っており、また、現況調査結果に対して予測結果の増加分は最大でも 0.2dB と小さいことから、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>なお、ごみ収集車両等の走行にあたっては、規制速度を厳守するなど環境保全のための措置を講ずる。</p>

注) 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「東京都環境確保条例」という。)

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
振動	<p>ア 工事の施工中</p> <p>(ア)建設機械の稼働に伴う振動 予測結果は 52~59dB であり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(イ)工事用車両の走行に伴う振動 予測結果は昼間、夜間ともに 46~51dB であり、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(ア)施設の稼働に伴う振動 予測結果は、昼間、夜間ともに 24~32dB であり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p> <p>(イ)ごみ収集車両等の走行に伴う振動 予測結果は、47~51dB であり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準を下回り、本事業による影響は少ないと考える。</p>

表 4-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
土壤汚染	<p>ア 土壤中の有害物質の濃度</p> <p>施設稼働中において現況調査を行った範囲では、汚染土壤処理基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても、環境基準及び調査指標値を下回った。</p> <p>また、既存施設の解体前に清掃を行うことで、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去され、工事中の作業により土壤が汚染されるおそれはない。</p> <p>さらに、現況調査を実施できなかった既存施設の存在する範囲を含め、除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壤汚染状況調査等を実施する。この調査において土壤の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>なお、汚染土壤封じ込め槽は地下2.5mにあり、本事業での封じ込め槽付近の土地の改変は表層部のみであるため、封じ込め槽により土壤が汚染されるおそれはない。</p> <p>のことから、土壤中の有害物質濃度は、関係法令に基づく基準以下になると考える。</p> <p>イ 地下水への溶出の可能性の有無</p> <p>不圧地下水の水勾配の下流側で行った現況調査では、地下水中の有害物質及びダイオキシン類の濃度はいずれも環境基準を下回った。</p> <p>また、「ア 土壤中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壤汚染の拡大がないことから、地下水中の有害物質濃度は、関係法令に基づく基準以下になると考える。</p> <p>ウ 汚染土壤の量</p> <p>「ア 土壤中の有害物質の濃度」に示すとおり、現況調査を行った範囲での土壤汚染はなかったため、汚染土壤は生じないと考える。</p> <p>また、現況調査を実施できなかった既存施設の存在する範囲においても、今後、工事中に土壤汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、汚染の除去や拡散防止措置等を関係法令に基づき適切に対策を講じ、処理を行う。</p> <p>エ 新たな土地への拡散の可能性の有無</p> <p>「ア 土壤中の有害物質の濃度」に示すとおり、土壤汚染の拡大がないことから、新たな土地への拡散の可能性は少ないと考える。</p>

表 4-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>ア 地盤の変形の範囲及び程度</p> <p>本事業における建設工事や土木工事においては、一般的に採用されている工法で、十分に安定性が確保されている鋼製矢板等による山留めや山留め壁（SMW）工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせ、切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。</p> <p>以上のことから、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>イ 地下水の水位及び流況の変化の程度</p> <p>工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域（GL 約-6m）は、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域（GL 約-20m）は、遮水性の高い山留め壁（SMW）により、掘削区域を囲み、かつ、その先端を GL-27mまで根入れして、各帶水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはないと考える。</p> <p>また、観測井を設置し、工事の施工中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への影響は少ないと考える。</p> <p>以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地下水の流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の流況に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>ウ 地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>「ア 地盤の変形の範囲及び程度」及び「イ 地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事では、山留め壁として鋼製矢板や遮水性の高い SMW を採用する。これらの対策を行うことにより、地盤の安定性を保つとともに、周辺からの地下水の湧出を抑制し、周辺の地盤や地下水位に及ぼす影響は小さい。</p> <p>また地盤変位計を設置し、工事の施工中も地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。よって地盤沈下が生じることは少ないと考える。</p> <p>以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>したがって、本事業により地盤沈下及び地盤の変形が生じることは少なく、周辺の建築物等に影響を及ぼさないと考えられることから、評価の指標を満足できるものと考える。</p>

表 4-1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p>ア 地下水の水位、流況の変化の程度</p> <p>工事の施工中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域 (GL約-6m) は、鋼製矢板等を掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域 (GL約-20m) は、遮水性の高い山留め壁 (SMW) により、掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL-27mまで根入れして、各帶水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止する。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはないと考える。</p> <p>また、観測井を設置し、工事の施工中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の流況への影響は少ないと考える。</p> <p>以上のことから、掘削工事及び地下構造物の存在に起因する地下水の流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水の流況に及ぼす影響は少ないと考える。</p> <p>イ 表面流出量の変化の程度</p> <p>本事業では、植栽地による浸透域及び貯留施設の雨水流出抑制施設を設置することにより、「目黒区総合治水対策基本計画」に定める雨水流出抑制量以上を確保する計画である。</p> <p>したがって、本事業により雨水の表面流出量への影響は少なく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 4-1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
日影	<p>ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>計画地に隣接する地域は、「建築基準法」(昭和25年法律第201号) 及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年条例第63号)に基づく日影の規制対象区域である。</p> <p>計画建築物等による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、近接する住宅地等の各敷地境界での計画建築物等による日影時間は短い。</p> <p>イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>計画地に近接する特に配慮すべき施設等として、計画地の南東側に田道小学校、北東側に住宅地が存在している。</p> <p>工事の完了後における日影時間は、現況と比べ同程度または減少する結果となった。</p> <p>計画地南東側の田道小学校には、計画建築物等による日影は生じない。</p> <p>計画地北東側の住宅地では、最大で75分程度の日影時間が発生しているが、日影時間は短く、現況と比べ40分程度減少するため、その影響は少ない。</p> <p>また、煙突の高さは現況と同程度であり、日影が生じる範囲は現況と比べほぼ変わらない。</p> <p>以上より、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は少ないと考える。</p> <p>したがって、本事業による日影の影響は軽微であり、評価の指標を満足するものと考える。</p>
電波障害	<p>工事の完了後において計画建築物等により、一部の地域にテレビ電波の遮へい障害の発生が予測された。</p> <p>しかし、地上デジタル放送開始以降、電波障害の発生が確認されていないことや、また、計画建築物等の建物規模・構造は既存施設と同程度で、その位置も同じであるため、新たに受信障害は起こらないものと考える。</p> <p>なお、本事業の実施により、新たに電波障害が発生し、本事業による障害が明らかになった場合には環境保全の措置を実施する。</p> <p>したがって、可能な限り電波障害を防止できるものであり、評価の指標を満足するものと考える。</p>

表 4-1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
景観	<p>ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>計画地周辺は、全体的に低層及び中層建築物である住宅等が多い地域である。また、目黒川が計画地の西側に隣接して流れている。さらに計画地の西側には、都道 317 号環状六号線（通称山手通り）など、幹線となる道路が近くを通過している。</p> <p>本事業は、既存の清掃工場を建て替えるものであり、工場棟の高さは既存施設の高さより低く抑え、高さ約 24m とし、煙突（外筒）は既存煙突と同じ高さ（約 150m）とする計画である。工事の完了後の主な建築物は工場棟と煙突であることから、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化はほとんどないと考えられる。</p> <p>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>建替え後の工場棟は既存のものより低く、煙突（外筒）の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては目黒区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とともに、工場棟の壁面緑化等を行うことにより周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考えられる。</p> <p>ウ 圧迫感の変化の程度</p> <p>建替え後の工場棟は既存より低くするため、圧迫感は軽減する。</p> <p>また、工場棟の色彩や形状にあたっては目黒区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とともに、壁面緑化等も行う。さらに、工場棟周囲には緩衝緑地の整備や植栽を施す等、圧迫感の軽減を図る計画である。</p> <p>よって、計画建築物による圧迫感の影響は軽減されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、本事業による景観の影響は軽微であり、評価の指標を満足するものと考える。</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>施設の建替工事の施行中は、粉じん、騒音・振動等により、緩衝緑地利用の低下等が考えられるが、仮囲いや解体工事中の全覆いテント等の設置により、粉じんの飛散防止、騒音の防止及び利用者の安全確保に努める計画である。また、緩衝緑地の整備中は、部分的に工事することにより、利用制限エリアを極力小さくする計画である。このため、一部利用できないエリアが生じるもの、緩衝緑地を全て利用できないほどの大きな影響がないと考えられる。</p> <p>また、工事の完了後は、散策エリアや遊びエリア等のゾーニングにより、更なる使いやすさの向上が見込まれ、目黒区の進める生物多様性地域戦略の考え方に基づいた昆虫生息エリアを配置することで、子どもたちの自然観察の場としての機能も果たすことから、エリア分け等の再整備により、緑地利用の多様化及び利便性の向上が考えられる。</p> <p>以上のことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度は、評価の指標に適合するものと考える。</p>

表 4-1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>ア 工事の施行中</p> <p>(ア) 建設廃棄物</p> <p>既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は約 7.1 万 t と予測されるが、計画段階から発生抑制とともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、減量化に努める。</p> <p>また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストに基づき適正に処分する他、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処分する。</p> <p>(イ) 建設発生土</p> <p>計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約 17.2 万 m³ であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壤汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。</p> <p>(ウ) 汚泥</p> <p>計画施設の建設に伴い排出される汚泥排出量は約 5.9 千 m³ と予測されるが、脱水等の処理を行い再利用を図る。</p> <p>したがって、本事業の工事の施工中において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足するを考える。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>(ア) 施設の稼働に伴う廃棄物</p> <p>施設の稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約 1.6 万 t/年である。</p> <p>飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。</p> <p>飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分をする。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。</p> <p>また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。</p> <p>したがって、本事業の工事の完了後において、関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、評価の指標を満足するを考える。</p>

表 4-1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
温室効果 ガス	<p>本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上や壁面の緑化を行うことによる建物の断熱を図り、LED 照明導入によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>以上のことから、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、エネルギー使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであり、評価の指標を満足すると考える。</p>

5 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過の内容は、表5-1に示すとおりである。

表 5-1 環境影響評価手続の経過

環 境 影 韵 評 価 手 続 の 経 過		
環境影響評価調査計画書の提出		平成 26 年 9 月 12 日
提出後の手続の経過	公示された日	平成 26 年 10 月 1 日
	縦覧された日	平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 10 月 10 日
	都民からの意見	6 件
	関係区長からの意見	3 件（目黒区長、渋谷区長及び品川区長）
	審査意見書が送付された日	平成 26 年 12 月 5 日
環境影響評価書案の提出		平成 27 年 6 月 25 日
提出後の手続の経過	公示された日	平成 27 年 7 月 15 日
	縦覧された日	平成 27 年 7 月 15 日～平成 27 年 8 月 13 日
	説明会	平成 27 年 7 月 24 日、平成 27 年 7 月 25 日及び平成 27 年 7 月 28 日～平成 27 年 7 月 31 日（計 6 回）
	都民からの意見	10 件
	関係区長からの意見	2 件（目黒区長及び品川区長）
環境影響評価書案に係る見解書の提出		平成 27 年 12 月 22 日
提出後の手続の経過	公示された日	平成 28 年 1 月 18 日
	縦覧された日	平成 28 年 1 月 18 日～平成 28 年 2 月 8 日
	都民の意見を聴く会が開催された日	平成 28 年 3 月 2 日
審査意見書が送付された日		平成 28 年 3 月 29 日

6 対象事業の目的及び内容

6 対象事業の目的及び内容

6.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（平成27年2月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めることとしている。

本事業は、一廃計画に基づき、循環型ごみ処理システムを推進するための施設整備の一環として、目黒清掃工場を建て替えるものである。

6.2 事業の内容

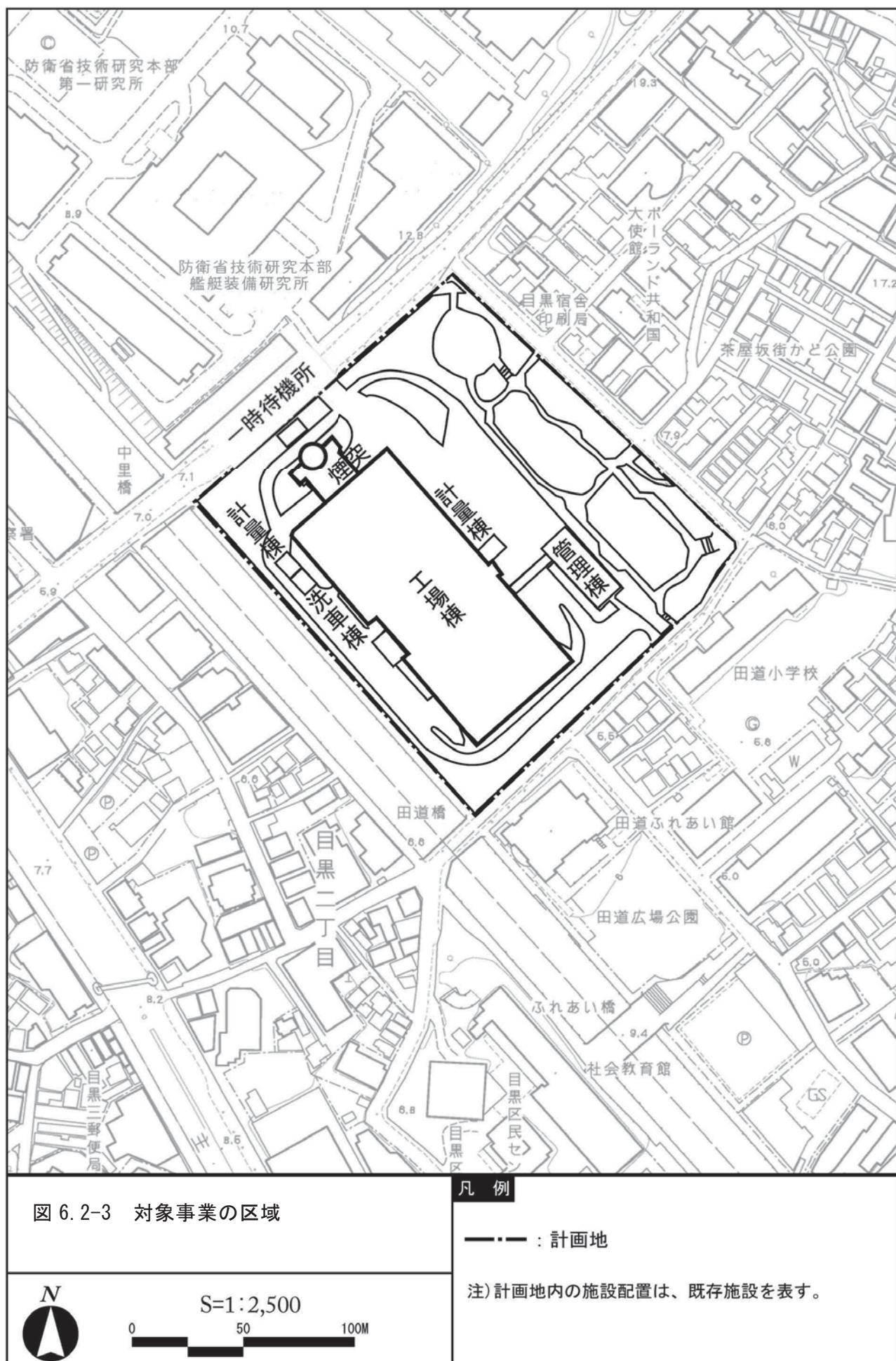
6.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図6.2-1及び図6.2-2に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図6.2-3に示すとおりである。

計画地は、目黒区三田に位置しており、敷地面積約29,000m²の区域である。







6.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場に建て替えるものである。

建替え後の主な施設としては、工場棟、管理棟、付属施設及び煙突がある。

(1) 施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 6.2-1 及び表 6.2-2 に示すとおりである。

既存の清掃工場は高さ約 27m であるが、新たに建設する工場棟は、東京都市計画高度地区（目黒区決定）の認定による特例を踏まえ高さ約 24m とする。

また、建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 150m とし、ステンレス製の内筒 2 本を鉄筋コンクリート製の外筒 1 本の中に収めるものとする。

なお、駐車場は 14 台（大型バス 2 台、車いす用 1 台を含む。）分を設ける。

表 6.2-1 既存及び建替え後の施設概要：構造等

施設区分		既存	建替え後
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
	高さ	約 27m	約 24m
	深さ	約-10m	約-20m
管理棟	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	高さ	約 14m	約 14m
付属施設	計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか	
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 150m	約 150m

建築面積については、既存が約 8,500m²、建替え後が約 11,250m² となる。

表 6.2-2 既存及び建替え後の施設概要：建築面積

施設区分	既存	建替え後
工場棟	約 7,200m ²	約 9,700m ²
管理棟	約 600m ²	約 1,450m ²
付属施設	約 700m ²	約 100m ²
合計面積	約 8,500m ²	約 11,250m ²

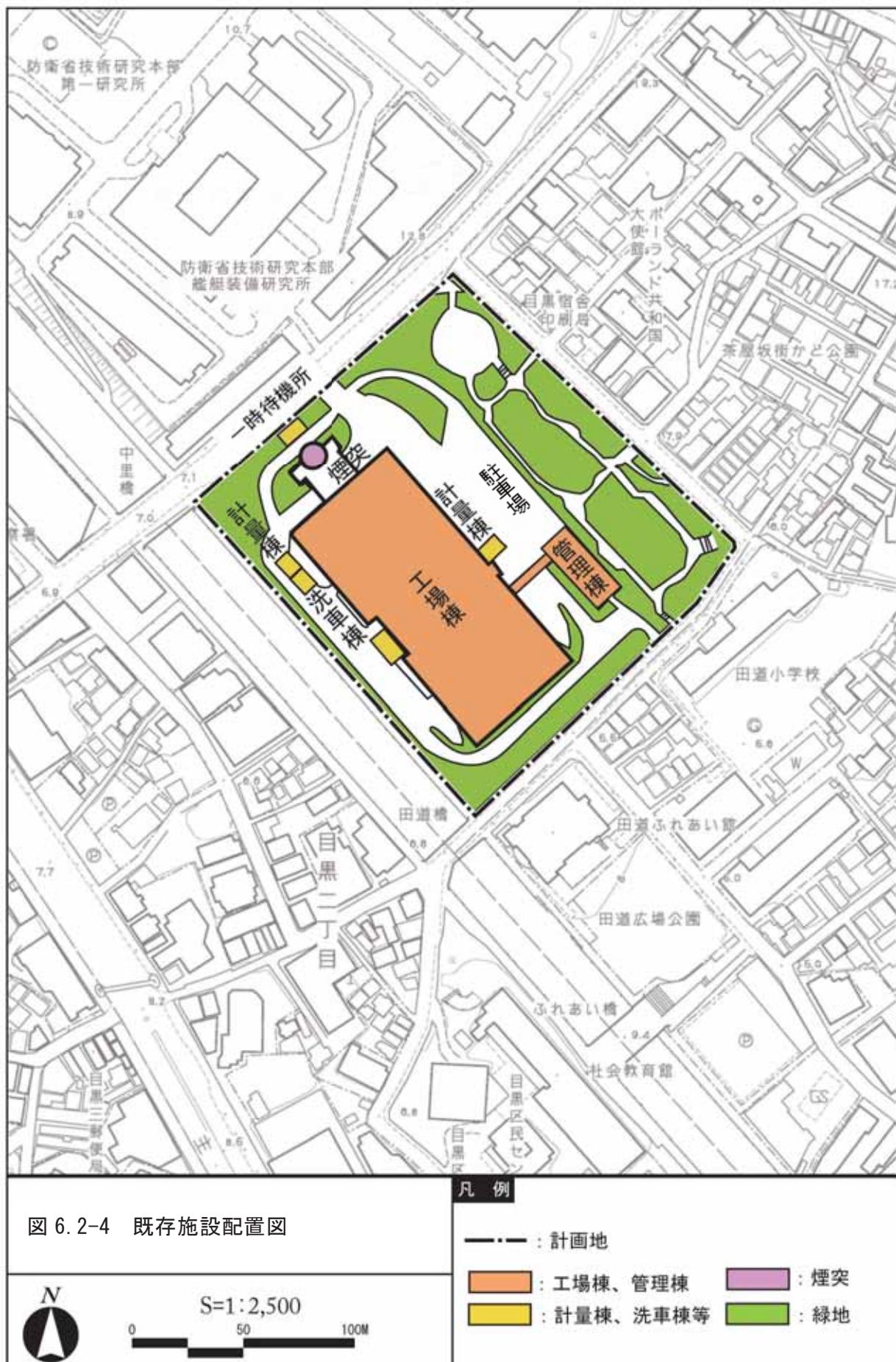
6 対象事業の目的及び内容

建替工事は平成29年度に着手し、同34年度に完了する予定である。建替事業の工程を表 6. 2-3に示す。

表 6. 2-3 建替事業の工程

事業年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
建替計画策定											
環境影響評価 手続き											
解体前清掃						■					
解体・建設工事					▼着工						

既存施設配置は図6. 2-4、施設計画は図6. 2-5、設備配置計画は図6. 2-6に示すとおりである。また、建築物の計画立面は図6. 2-7 (1) 及び (2) 、完成予想図は図6. 2-8に示すとおりである。



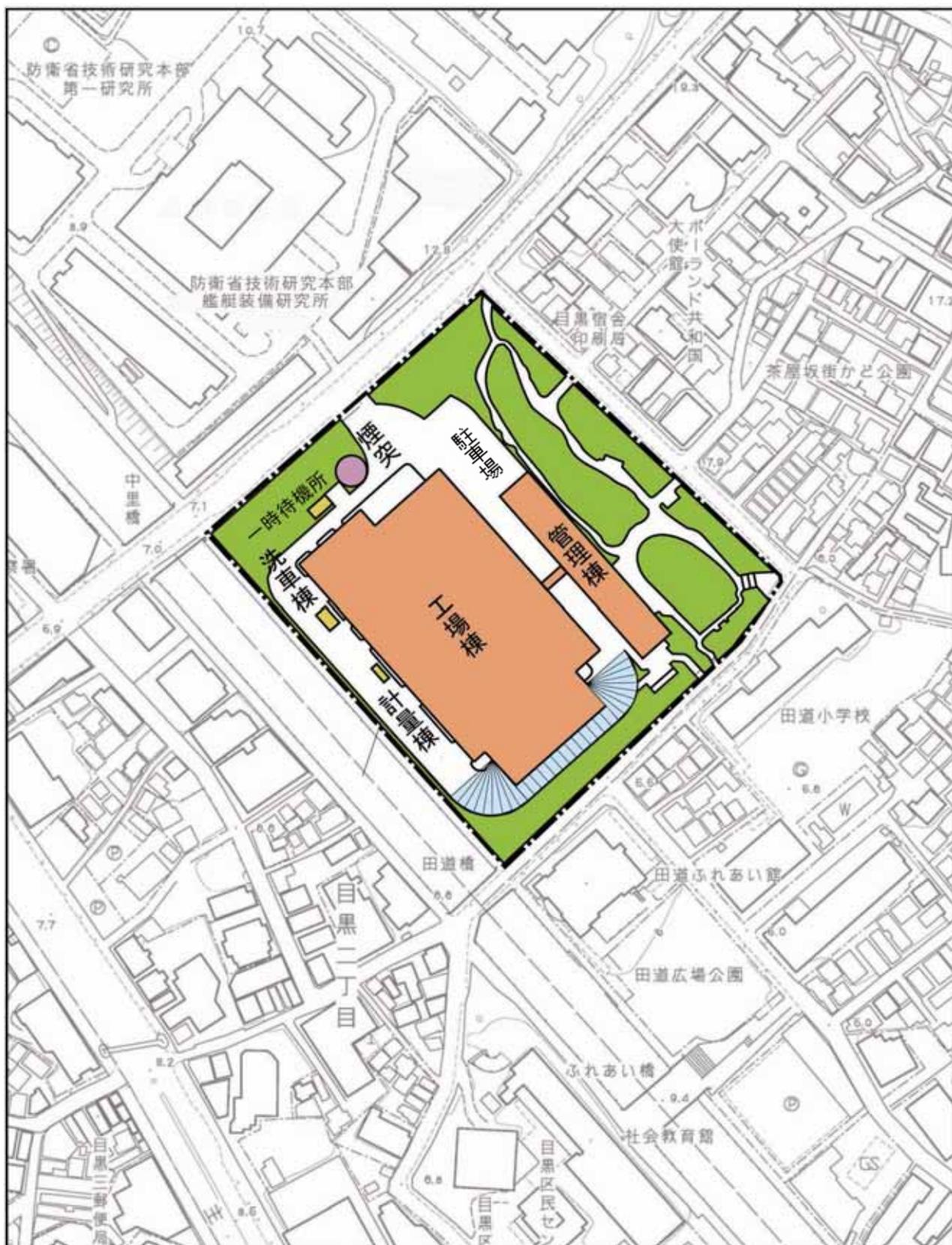


図 6.2-5 施設計画図

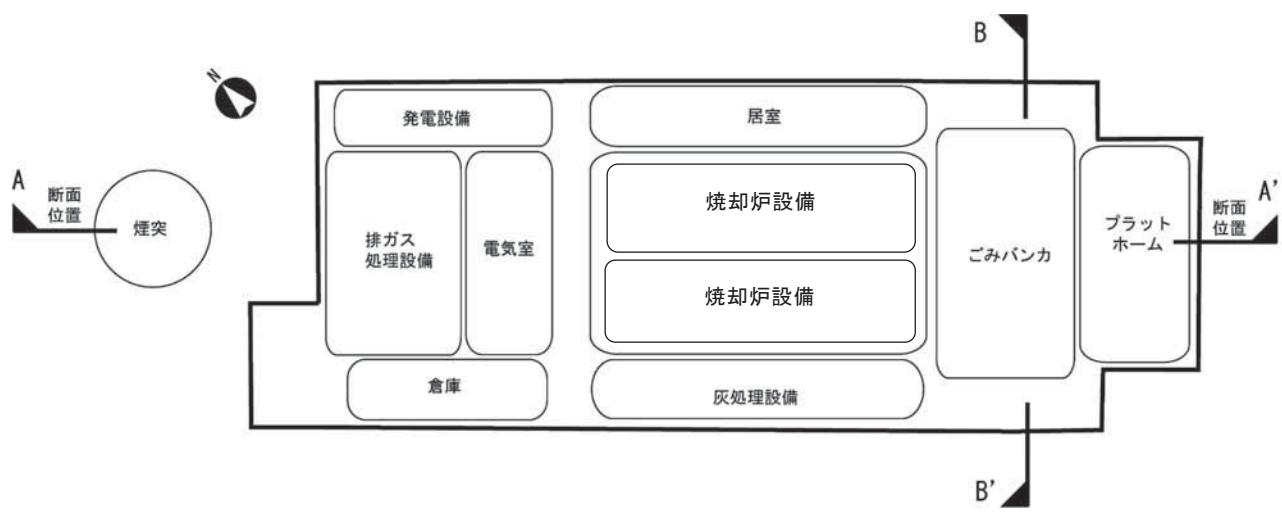
凡 例



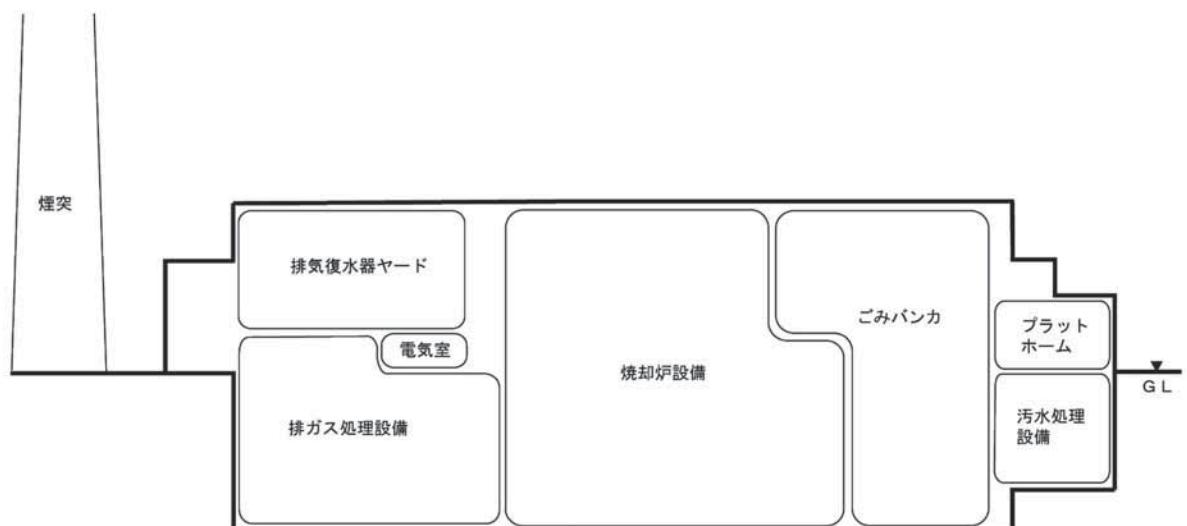
S=1:2,500

0 50 100M

- : 計画地
- : 工場棟、管理棟
- : 煙突
- : 計量棟、洗車棟等
- : 緑地
- : 覆蓋（周回道路の覆い）



計画平面図



計画断面図（A-A' 断面）

図 6.2-6 設備配置計画図

6 対象事業の目的及び内容

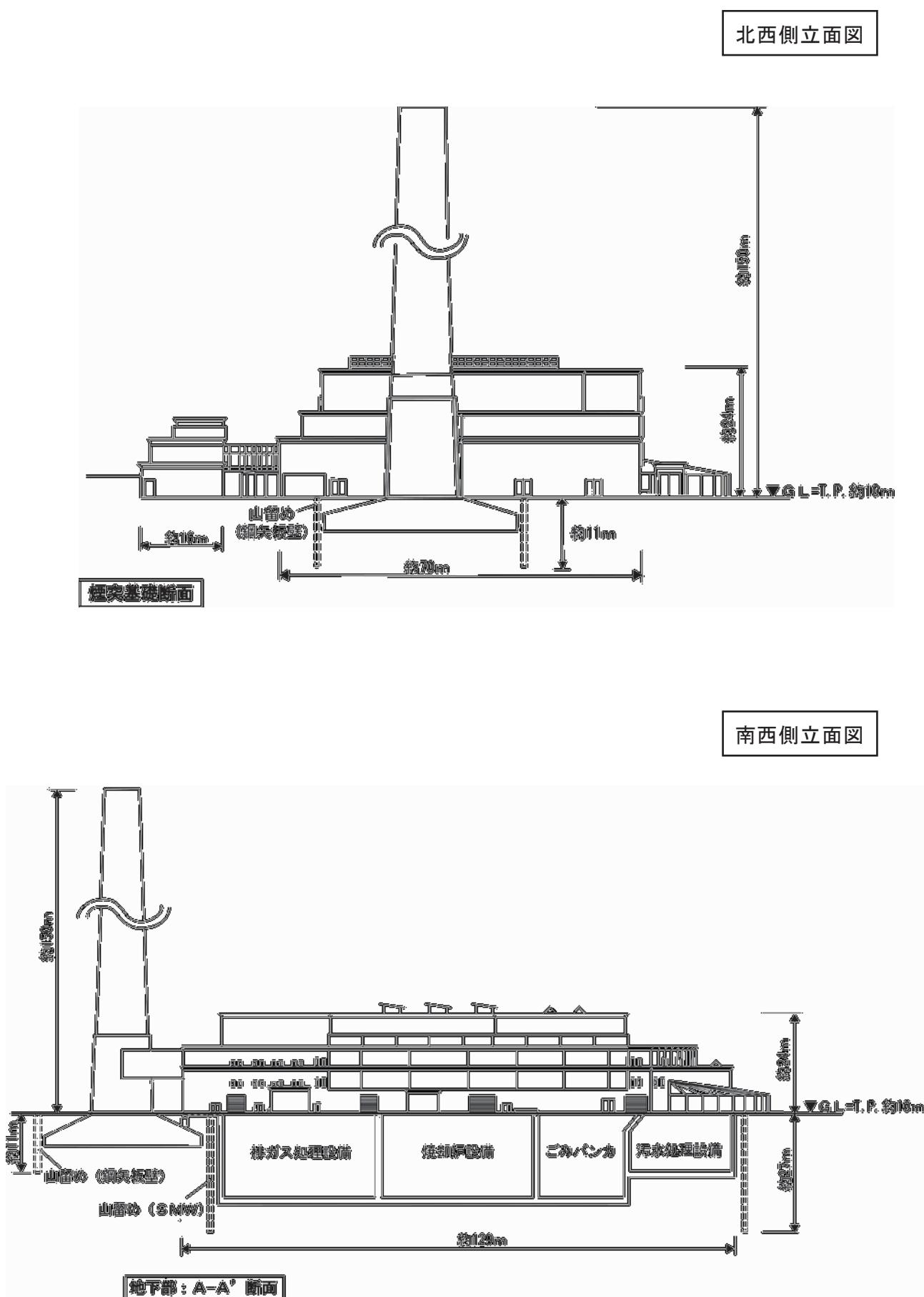


図 6.2-7 (1) 計画立面図 (1)

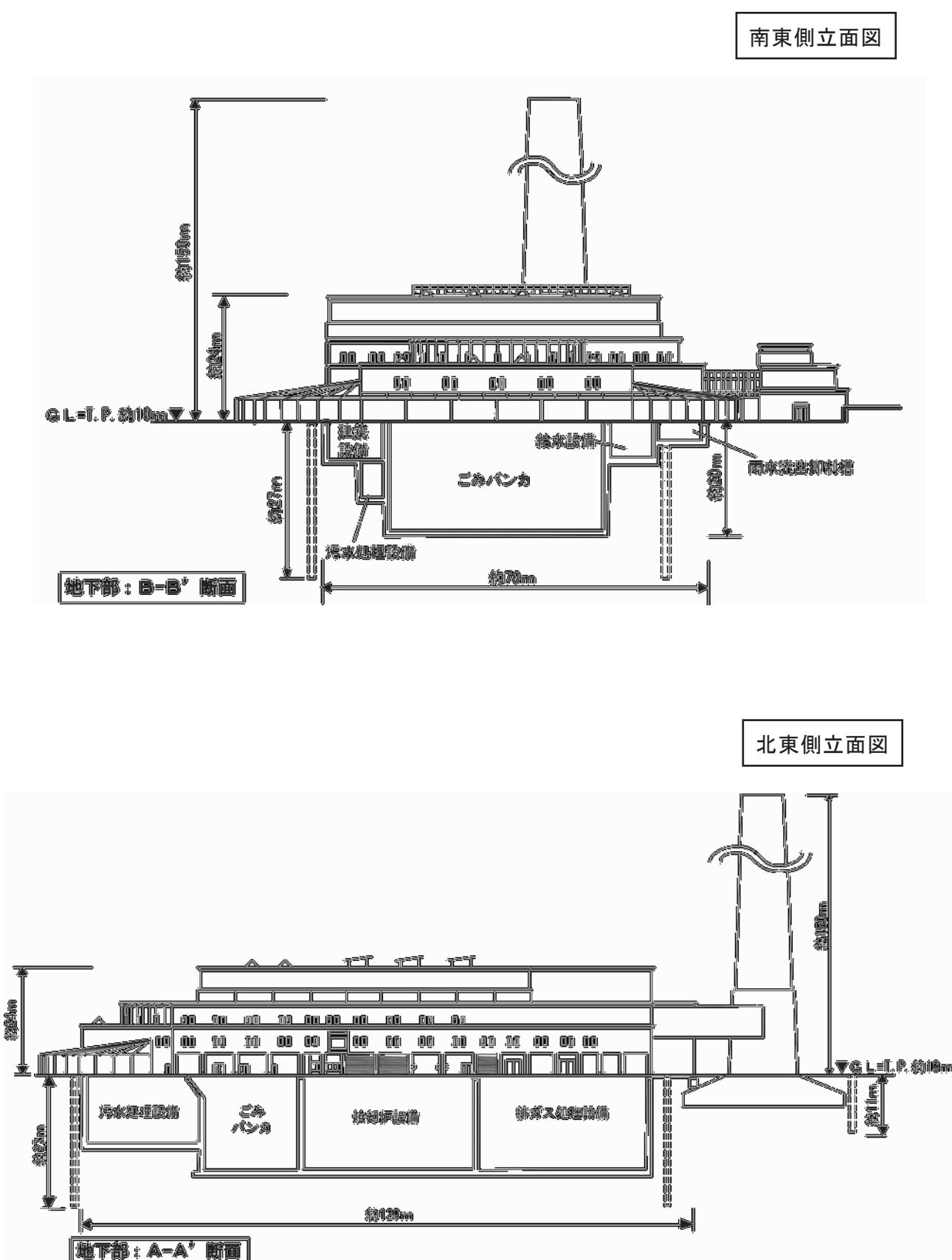


図 6.2-7 (2) 計画立面図 (2)

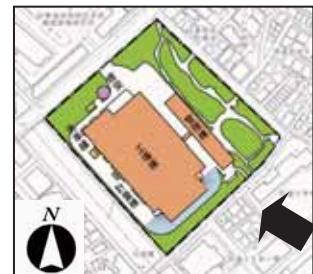


図 6.2-8 完成予想図（南東側）

(2) 設備計画

ア 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は表 6.2-4(1)、施設の稼働に伴う煙突の排出ガス及び諸元は表 6.2-4(2)、施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は表 6.2-4(3)に示すとおりである。

表 6.2-4(1) 設備概要（既存・建替え後）

項目	既存	建替え後
施設規模	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)
処理能力	600 トン/日	600 トン/日
ごみ 処理	処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等
煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画	1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転

表 6.2-4(2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス及び諸元

項目	諸元
焼却炉	600 t/日 (300 t/日・炉×2基)
煙突高さ	約 150m
湿り排出ガス量	205, 100 m ³ N /時 ^{注1)}
乾き排出ガス量	200, 600 m ³ N /時 ^{注2)}
排出ガス温度	190 °C

注 1) m³N /時とは、0°C、1気圧の標準状態に換算した1時間あたりの排出ガス量を示す。また、水分率20%、O₂10%の値を示した。

注 2) 乾き排出ガス量は、O₂12%換算値を示す。

6 対象事業の目的及び内容

表 6.2-4(3) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量

項目	排出濃度 ^{注1)}	排出量
硫黄酸化物	10 ppm	2.01 m ³ N /時
ばいじん ^{注2)}	0.01 g/ m ³ N	2.01 kg/時
窒素酸化物	50 ppm	10.03 m ³ N /時
ダイオキシン類 ^{注3)}	0.1 ng-TEQ/m ³ N	20.06 μg-TEQ/時
塩化水素	10 ppm	2.01 m ³ N /時
水銀	0.05 mg/ m ³ N	10.03 g/時

注 1) 排出濃度は自己規制値 (p.268 参照) を用いた。また、排出濃度は 0.12% 換算値を示す。

注 2) ろ過式集じん器により粒径 10 μm を超える粒子は除去されるため、煙突から排出されるばいじんは、浮遊粒子状物質（粒径 10 μm 以下のばいじん）として計算した。

注 3) ダイオキシン類の規制値については、法規制値を示す。また、排出量は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) に基づく大気排出基準 (0.1ng-TEQ/ m³N) をもとに算出した。

イ 処理フロー

ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場のプラント^{注1)}設備による全体処理フローを、図 6.2-9 及び図 6.2-10 に示す。

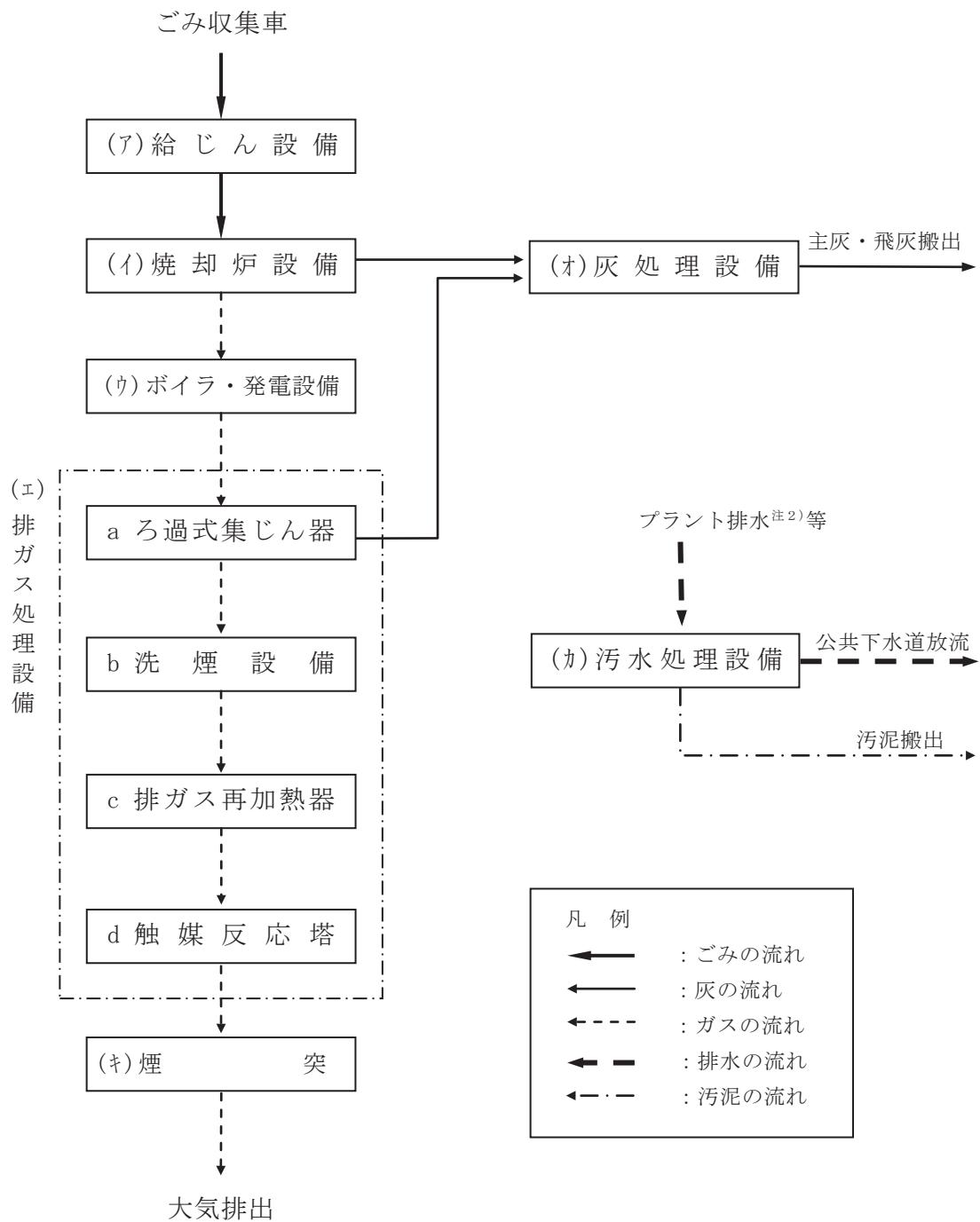
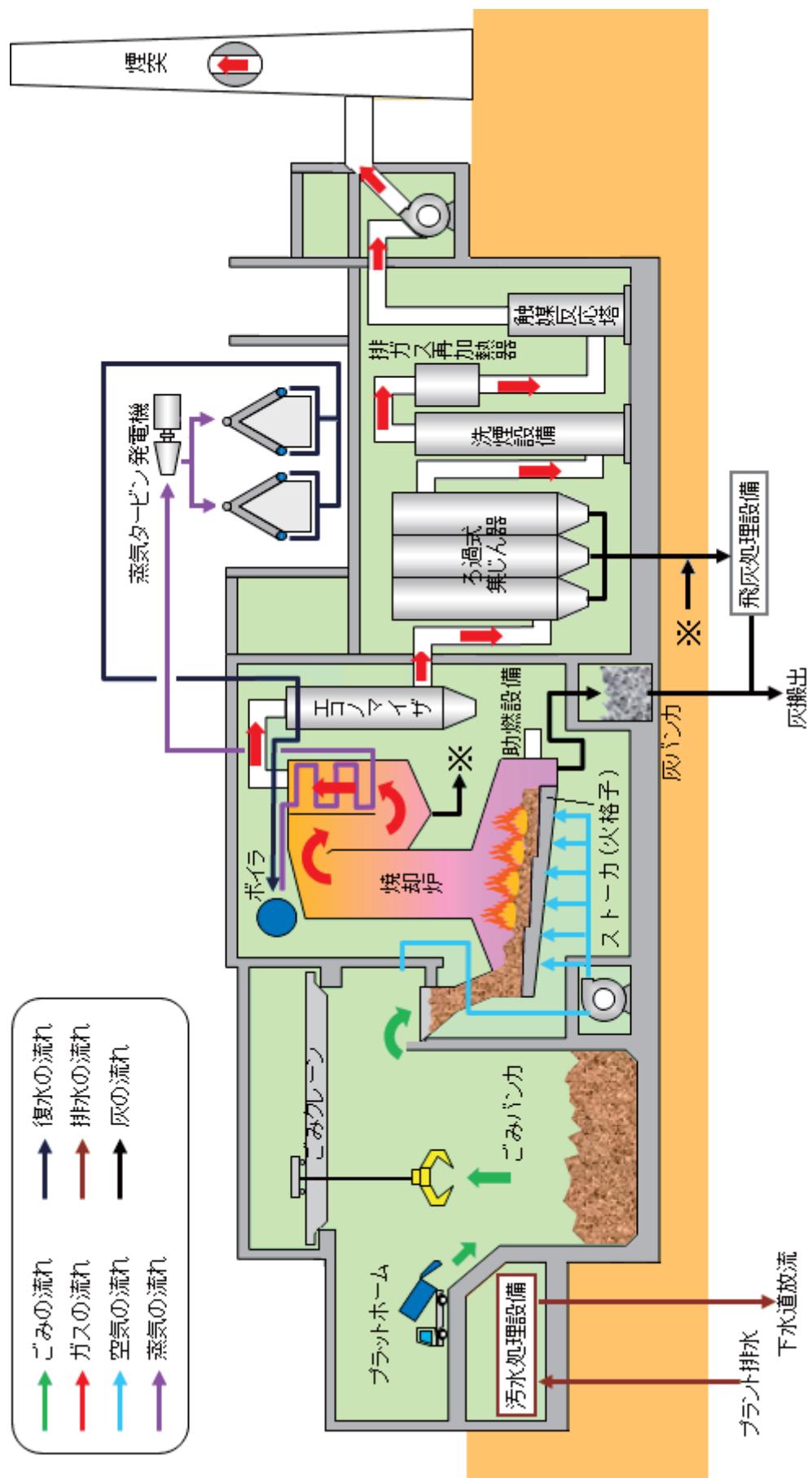


図 6.2-9 全体処理フロー

注1) (ア)給じん設備から(キ)煙突までの設備の総称

注2) 排ガス処理設備や灰処理設備等から発生する排水の総称（図6.2-12参照）



ウ プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

(ア) 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、ごみ計量器で計量し、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは4日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみをクレーンで攪拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようとする。また、ごみバンカゲートやプラットホームの出入口扉及びエアカーテンで臭気の流出を防止する。

なお、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し、脱臭する。

(イ) 焼却炉設備

焼却炉と、炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみをストーカ（火格子）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。（資料編p.1参照）

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、800°C以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排出ガス）の一酸化炭素濃度を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

(ウ) ボイラ設備・発電設備

ごみ焼却により発生する燃焼ガスの廃熱を、蒸気として回収し、所定の温度まで冷却する。回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコノマイザ^{注)}では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度をさらに冷却する。

(エ) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排出ガスの飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔等で構成する。

a ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排出ガス中のばいじん、ダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、塩化水素及び硫黄酸化物を除去する（資料編p.2参照）。

b 洗煙設備

排出ガスを苛性ソーダ水溶液により洗浄し、塩化水素、硫黄酸化物を除去する。

また、水銀等の重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加することにより、水銀を除去する。

注) 燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のこと、「節炭器」とも呼ばれる。

c 排ガス再加熱器

排出ガスを高温の蒸気により再加熱し、触媒反応塔での触媒反応の向上を図る。

なお、排出ガスの再加熱の結果、煙突出口での排出ガス中の水分による白煙も抑制される。

d 触媒反応塔

排出ガス中の窒素酸化物を、触媒の働きにより分解除去する。

(オ) 灰搬出設備

灰処理のフローを図 6.2-11 に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰パンカへ移送する。また、ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物パンカへ移送する。

飛灰処理汚泥^{注3)}は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は埋立処分、または民間のセメント工場へ搬出しセメント原料化を図る。

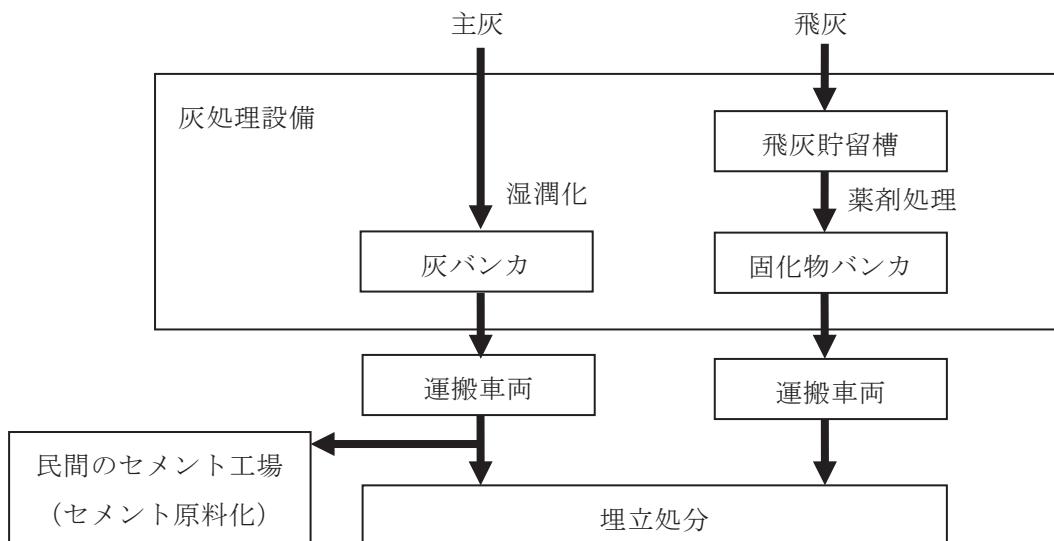


図 6.2-11 灰処理フロー

(カ) 汚水処理設備

洗煙汚水等の汚水中に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

なお、脱水汚泥は、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。（資料編p. 3参照）

注 1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注 2) 飛灰とは、焼却炉の排出ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

注 3) 飛灰処理汚泥とは、飛灰を重金属固定剤等で処理したものを使う。

(‡) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排出ガス等を通すステンレス製の内筒を設置する構造とする。

(3) エネルギー計画

建替え後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。それぞれの使用量は約2,957万kWh/年、約5万m³/年の計画である。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、発電や高温水による場外公共施設（田道ふれあい館）への熱供給等を行う。ごみ発電量は9,284万kWh/年、場外への熱供給量は5,325GJ/年の計画である。

なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は6.5万kWh/年である。

(4) 給排水計画

ア 給水計画

本事業における給水は、上水道とする。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。

イ 排水計画

本事業で予定している排水処理フローは、図6.2-12に示すとおりである。

プラント排水等は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水のうち、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。（資料編p.3参照）

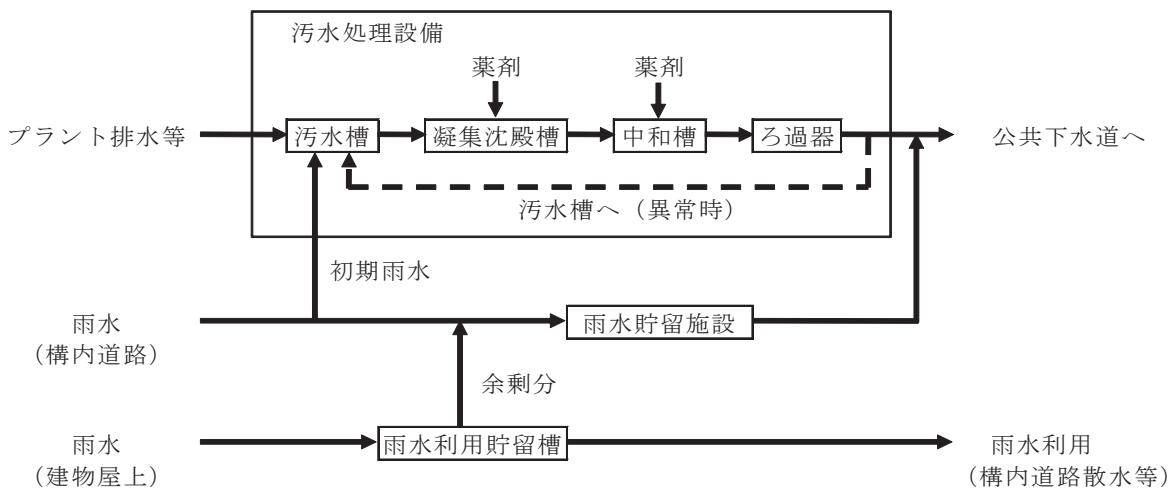


図 6.2-12 排水処理フロー

(5) 緑化計画

建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。

また、新たに屋上緑化及び壁面緑化を積極的に行い、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「目黒区みどりの条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境基本計画」及び「目黒区環境基本計画」の趣旨を十分に勘案し、可能な限りの緑化に努める。

計画地の緑化にあたっては、既存樹木を可能な限り保全するとともに、高木や中・低木等を適切に組み合わせた植栽を行い、目黒川沿いの緑の軸との調和、地域住民の憩いの場として活用される緑地の形成を目指す。

また、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「目黒区みどりの条例」に基づき、建設工事の着手に先立ち行う緑化計画書等の届出においては、緑地の位置、緑化面積、樹木の種類及び高さ並びに本数等について東京都及び目黒区と協議（事前相談）を行う。緑化が完了したときは、緑化完了書等の提出により報告する。

各条例等における必要緑地面積とそれに対応する計画緑地面積は表6.2-5、必要緑地面積等の算定については表6.2-6に示すとおりである。

なお、参考に既存施設と計画施設における緑地面積の比較を表6.2-7に示す。

表 6.2-5 各条例等における必要緑地面積及び計画緑地面積

条例・基準	必要緑地面積(m ²)	計画緑地面積(m ²)
東京における自然の保護と回復に関する条例 緑化計画書制度(地上部)	4,626 以上	10,310
東京における自然の保護と回復に関する条例 緑化計画書制度(建築物上)	2,388 以上	6,850
目黒区みどりの条例 (敷地)	5,951 以上	10,310
目黒区みどりの条例 (建築物)	2,388 以上	5,700
東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針(評価基準の段階2)	5,951 以上	17,160
東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針(評価基準の段階3)	8,926 以上	17,160

表 6.2-6 必要緑地面積等の算定

条例・基準等	対象	算定式 ^{注1)}	必要緑地面積等 (m ²)
東京における自然の保護と回復に関する条例 「緑化計画書制度」	地上部	(敷地面積－建築面積) × 0.25	4,626
		(29,752 - 11,250) × 0.25 = 4,626 m ²	
	建築物上 (屋上・壁面・ベランダ等)	屋上の面積 × 0.25	2,388
		9,550 × 0.25 = 2,387.5 m ²	
目黒区みどりの条例	敷地	敷地面積 × 0.2	5,951
		29,752 × 0.2 = 5,950.4 m ²	
	建築物 (屋上)	屋上の面積 × 0.25	2,388
		9,550 × 0.25 = 2,387.5 m ²	
東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針 (評価基準の段階2)	地上部及び 建築物上	敷地面積 × 0.2 = 総緑化面積	5,951
		29,752 × 0.2 = 5,950.4 m ²	
東京都環境確保条例 建築物環境配慮指針 (評価基準の段階3)	地上部及び 建築物上	敷地面積 × 0.3 = 総緑化面積	8,926
		29,752 × 0.3 = 8,925.6 m ²	

注1) 緑地面積の算定に必要となる諸元は、敷地面積：約 29,752m²、建築面積：約 11,250m²、屋上面積：約 9,550m²である。

表 6.2-7 既存施設と計画施設における緑地面積の比較

既存施設の緑地面積 (m ²)	計画施設の緑地面積 (m ²)
10,303.4	17,160

(6) 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

(7) 環境マネジメントシステムの導入

既存施設では、平成11年9月に環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得した。この中で、環境関連法令等を遵守すること、環境目的・目標を設定して継続的改善に努めること、省資源・省エネルギーの推進に努めること等を環境方針として掲げ、目標達成に向けての活動を進めている。

建替え後の施設でも、同様に環境マネジメントシステムを導入していく予定である。

6.3 施工計画及び供用の計画

6.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概要

工事は平成29年に着手し、工事期間は69か月を予定している。工事工程を表6.3-1に示す。

なお、原則として、作業時間については午前8時から午後6時まで、作業日は日曜日及び祝日を除く日とする。

表 6.3-1 工事工程（予定）

年度 主要工程	29	30	31	32	33	34
準備工事	▼ 着工					
解体工事・ 土工事						
躯体・ プラント工事						
外構工事						
試運転						

(2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

なお、本事業に先立ち既存施設の稼働停止後に、ごみバンカ、焼却炉設備及び灰処理設備等の清掃を十分行い、ごみ及び灰等の除去を行う。

ア 準備工事

清掃工場の建替工事にあたり、工事作業区域の周辺に仮囲いの設置や資材置き場等の場内整備等を行う。

イ 解体工事・土工事

(7) 焼却炉設備等解体

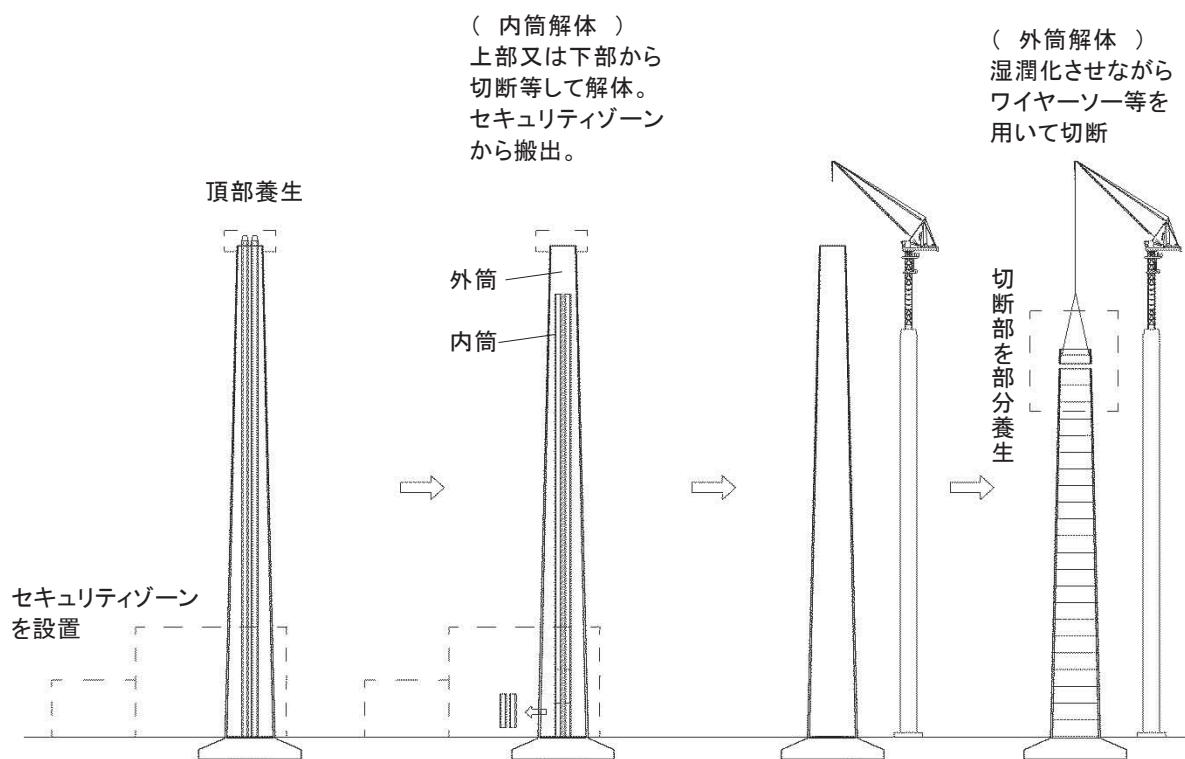
焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。（資料編p.6参照）

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及びサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 解体作業実施前の設備内部付着物の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の壁やビニールシート等による作業場所の分離
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と内筒により構成されており、外筒の中に焼却炉ごとの排出ガスの通り道である内筒が2本ある。この解体方法について、参考図に示すとおり、外筒を残したまま内筒を解体し、その後に外筒を解体する。この解体作業にあたっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散や騒音・振動の低減に努める。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状況を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

(参考図) 目黒清掃工場 煙突解体概念図



(イ) 建築物等解体

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存の建築物や煙突等を全て解体する。解体にあたっては、工場棟建屋全体を覆う全覆いテント等を設置し、焼却炉設備等と建築物等を同時に解体する。また、テント等の内側の壁面には防音パネルを設置するとともに、テント等の内部換気用に負圧集じん器を設置し、粉じんの飛散防止や騒音対策等を図る（資料編 p. 16 参照）。

なお、アスベストについては、建築物の吹付材や建材、設備及びプラント設備について調査を実施し、建築用仕上塗材等の一部及び設備のダクトパッキンの一部にアスベストの使用を確認した（資料編 p. 233 参照）。今後、解体工事前までにさらに調査を行い、アスベストの使用の有無を確認したうえで、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 27 年東京都）等に基づき、適切に処理する。

(ウ) 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを行う（資料編 p. 16 参照）。

なお、山留め壁を支える支保工は、切梁又は地盤アンカー工法により支持する。

掘削工事は、バックホウ及びクラムシェル等を用い、山留め壁で囲まれた部分の掘削を行う。また、掘削工事とあわせて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

ウ く体・プラント工事

(ア) 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

(イ) 地上く体・仕上工事

鉄骨工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて行う。鉄筋コンクリート工事は、基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装にあたっては、低 VOC 塗料を使用する。

(ウ) プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

エ 外構工事

外構工事としては構内道路工事及び植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

6 対象事業の目的及び内容

(3) 建設機械及び工事用車両

ア 建設機械

工事の進捗に応じ、表 6.3-2に示す建設機械を順次使用する。（資料編p. 20及びp. 21参照）

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

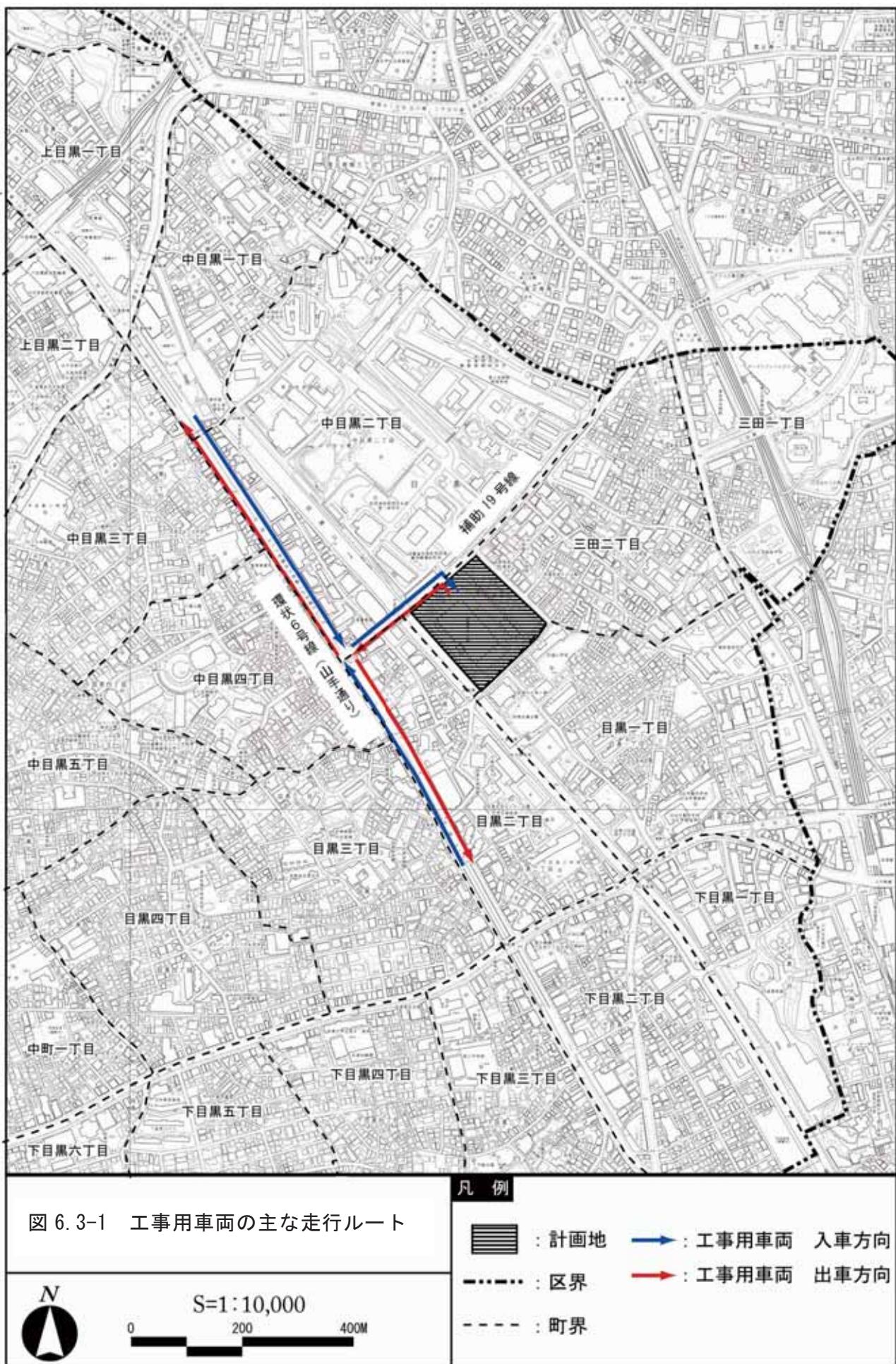
表 6.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械								
		バックホウ	クローラクレーン	トラッククレーン	発電機	油圧式破碎機	ジャイアントブレーカー	多軸掘削機	アースドリル杭打機	コンクリートポンプ車
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設ハウス設置	○		○						
解体工事・ 土工事	既存建築物解体 プラント解体 煙突解体 山留め（SMW） 地下解体 掘削	○	○	○		○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○	○	○					○
外構工事	構内道路工事 植栽工事等	○	○	○						○

イ 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図6.3-1に示すとおりである。また、工事期間中の工事用車両台数は、資料編（p. 20及び21参照）に示すとおりである。

なお、工事用車両については、東京都環境確保条例他、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



6.3.2 供用計画

(1) ごみ収集車両等計画

ア 運搬計画

(ア) ごみ等の運搬

目黒区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

(イ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までのおおむね8時から17時までとする。

(ウ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図6.3-2及び図6.3-3に示すとおりである。

(エ) ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である 600 トン/日稼働の時、ごみ収集車両 649 台/日、灰等運搬車両 15 台/日、合計 664 台/日と予測される（ごみ収集車両は、既存目黒清掃工場の実績において、平均積載量で換算した年平均台数である。）。

(オ) 時間帯別予測台数

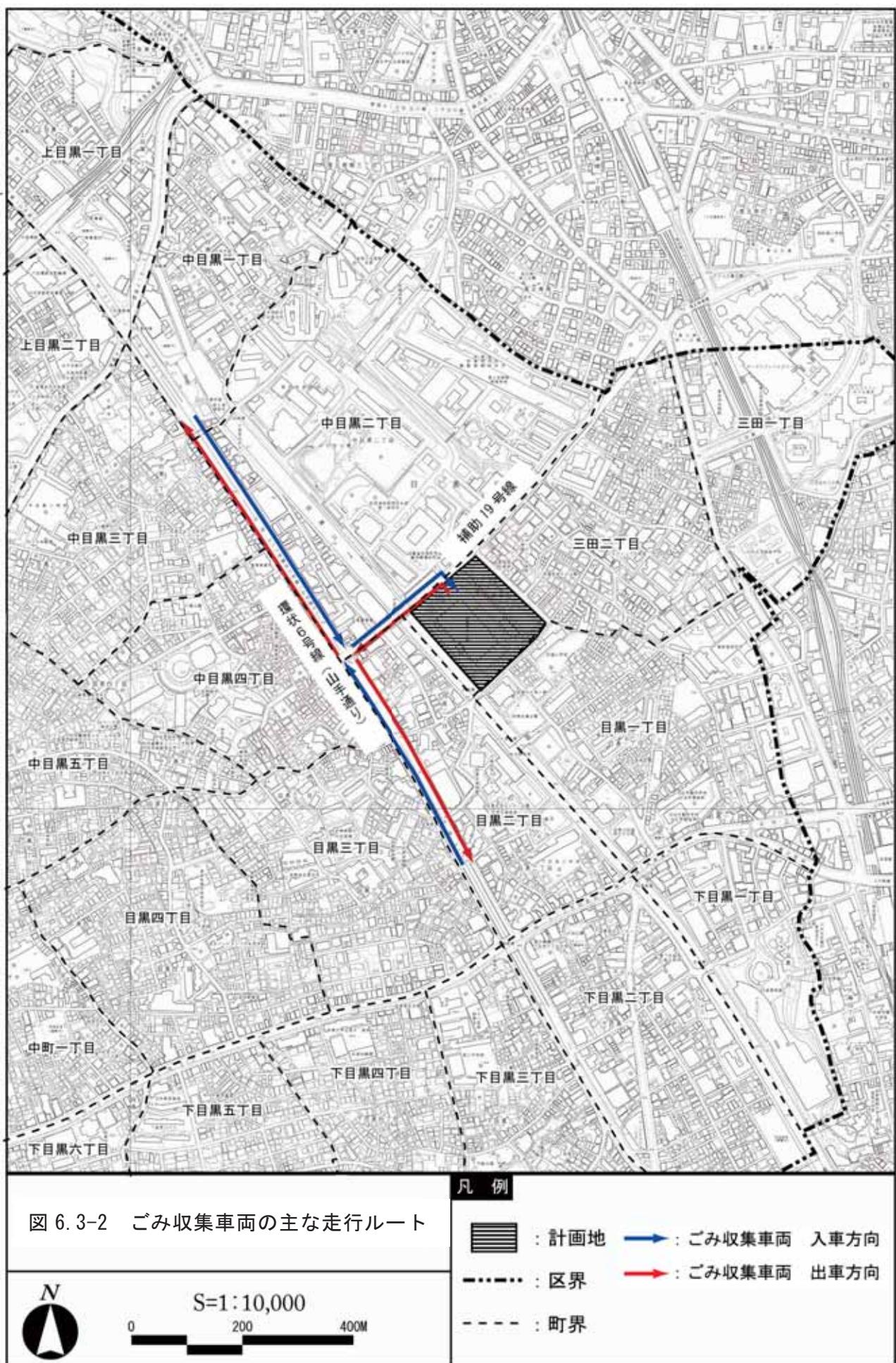
将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は、表 6.3-3 に示すとおりである。

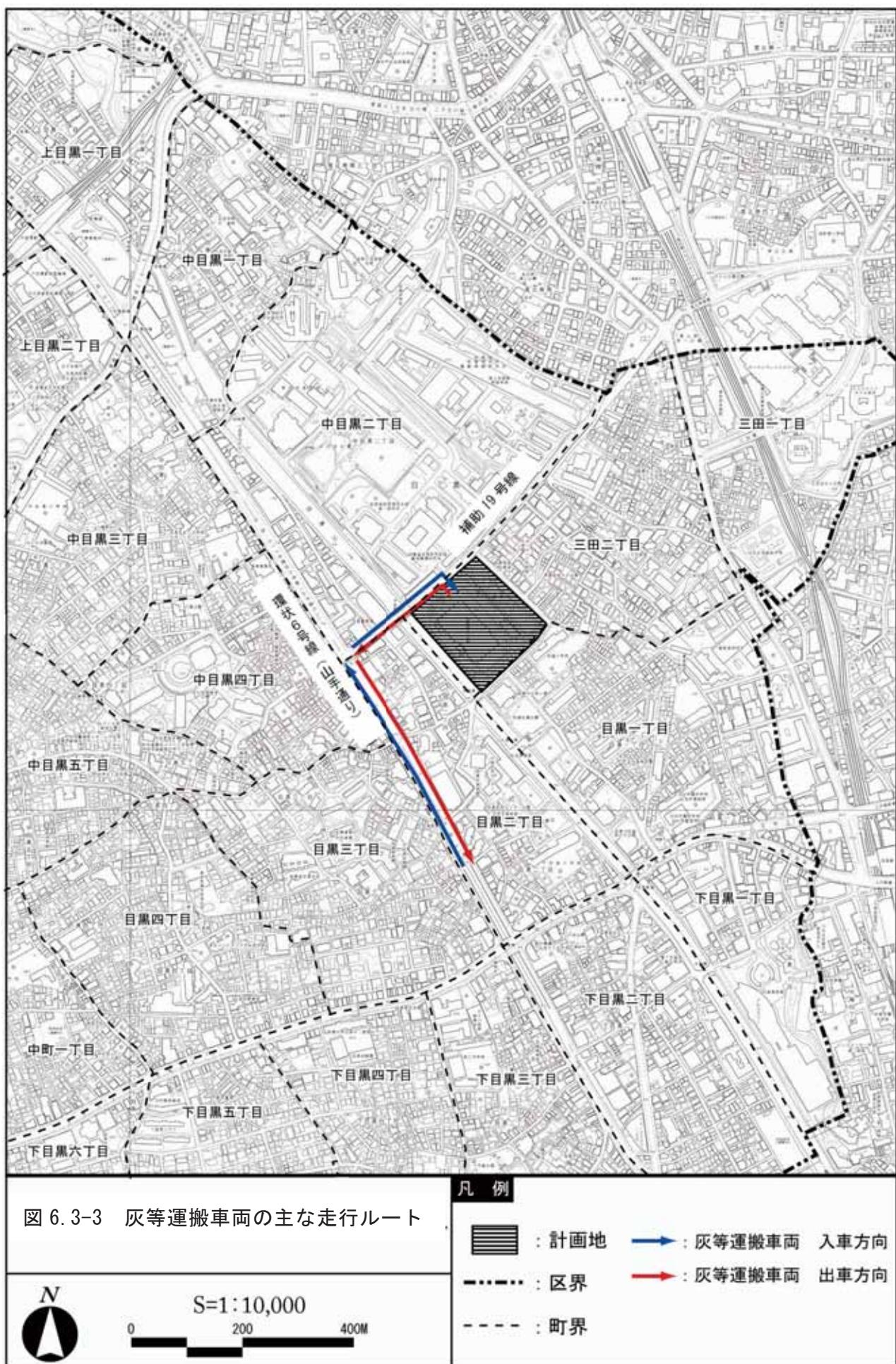
表 6.3-3 時間帯別予測台数

単位：台

時間帯 車両	ごみ収集車両	灰等運搬車両	合計
8:00～ 9:00	92	1	93
9:00～10:00	143	6	149
10:00～11:00	135	1	136
11:00～12:00	64	1	65
12:00～13:00	27	0	27
13:00～14:00	89	6	95
14:00～15:00	91	0	91
15:00～16:00	8	0	8
16:00～17:00	0	0	0
合計	649	15	664

注) 既存施設実績より推定





イ ごみ収集車両等の構造

主なごみ収集車両等の外観を図 6.3-4 及び図 6.3-5 に示す。

ごみ収集車両は、密閉式で汚水が漏れない構造とする。また、灰等の運搬車両は、天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 6.3-4 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4m³）



図 6.3-5 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m³）

ウ 計画地周辺道路の将来交通量

(ア) 現況交通量

主な走行ルートとして使用されている道路の現況交通量を調査した。現況交通量の調査地点は図6.3-6に示す3地点とし、調査は平成26年1月28日(火)午前7時から29日(水)午前7時までの24時間連続して行った。(資料編p. 24～p. 27参照)

調査結果は、表 6.3-4に示すとおりである。

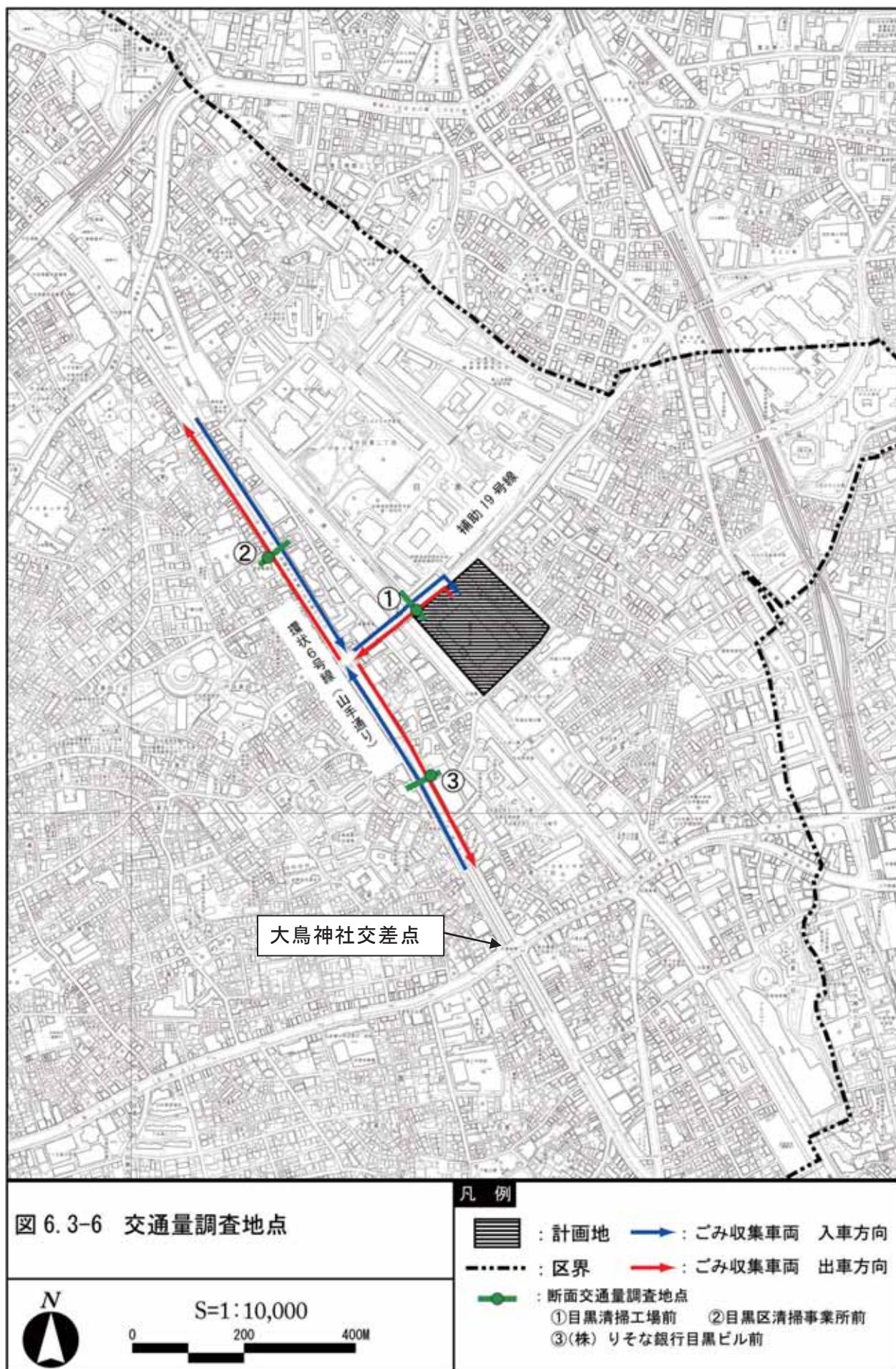


表 6.3-4 交通量現地調査結果

単位:台/日

調査地点	車種		入車 方向	出車 方向	断面合計
地点①	大型車	一般車両	543	419	962
		ごみ収集車両等	580	566	1,146
	小型車	一般車両	5,339	3,283	8,622
		ごみ収集車両	32	33	65
	合 計		6,494	4,301	10,795
	ごみ収集車両等割合(%)		9.4	13.9	11.2
	大型車混入率(%)		17.3	22.9	19.5

調査地点	車種		入車 方向	出車 方向	断面合計
地点②	大型車	一般車両	2,602	2,406	5,008
		ごみ収集車両等	579	592	1,171
	小型車	一般車両	21,381	20,880	42,261
		ごみ収集車両	32	36	68
	合 計		24,594	23,914	48,508
	ごみ収集車両等割合(%)		2.5	2.6	2.6
	大型車混入率(%)		12.9	12.5	12.7

調査地点	車種		入車 方向	出車 方向	断面合計
地点③	大型車	一般車両	2,631	2,612	5,243
		ごみ収集車両等	302	298	600
	小型車	一般車両	21,494	20,003	41,497
		ごみ収集車両	9	12	21
	合 計		24,436	22,925	47,361
	ごみ収集車両等割合(%)		1.3	1.4	1.3
	大型車混入率(%)		12.0	12.7	12.3

注 1) 調査は平成 26 年 1 月 28 日(火)午前 7:00 から 29 日(水)午前 7:00 まで実施した。

注 2) 入車方向は、計画地に向かう方向、出車方向は計画地から離れる方向を示す。

注 3) 大型車：普通貨物車（トラック、大型特殊、建設機械）、大型ごみ収集車（8 ナンバーが主）

灰等運搬車、バス

小型車：乗用車、小型貨物車、小型ごみ収集車（4 ナンバーが主）

注 4) 現地調査結果において「ごみ収集車両等」は、ごみ収集車両及び灰等運搬車両とし、目黒清掃工場に搬出入するごみ収集車両等と、その他のごみ収集車両を合わせたものとした。

注 5) 現地調査結果において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般的の車両）とした。

注 6) ごみ収集車両等割合は、一般車両も含めた合計交通量に対するごみ収集車両等の大型・小型の和の割合である。

注 7) 大型車混入率は、一般車両も含めた合計交通量に対する大型車の一般車両・ごみ収集車両等の和の割合である。

(1) 将来交通量

将来交通量は、一般車両交通量、工事用車両及びごみ収集車両等の交通量について推計した。また、将来交通量の推計地点は現況交通量調査地点と同様とした。

将来交通量の推計結果は、表6.3-6に示すとおりである。

「全国道路交通情勢調査」（道路交通センサス 平成9年度～平成22年度）によると、山手通りの交通量（平日24時間）は、平成17年までは6万台近くあったが、平成22年に大きく減少した（資料編p. 22参照）。これは首都高速道路中央環状新宿線の開通や、中央環状品川線の工事による影響と考えられる。

平成25年度（平成26年1月）の実測値では、中央環状品川線の工事がほぼ終了しており、24時間交通量は47,000～48,000台であった（表6.3-4参照）。

また、平成27年3月に中央環状品川線が開通したことを受け、「交通量統計表」（警視庁交通部 平成25年度、平成27年度）による中央環状品川線開通前（平成25年度）と開通後（平成27年度）の山手通り断面交通量の調査結果を比較したところ、目黒清掃工場に一番近い調査地点である「大鳥神社」交差点（p. 46参照）において、開通後の断面交通量は5.1%程度の減であった。（表6.3-5参照）

将来交通量については、一般車両に対する工事用車両の割合は0.8%程度であるのに対して、一般車両を5.1%減じた場合の一般車両に対する工事用車両の割合は0.9%程度であり、ほとんど変化はなかった。同様に、一般車両に対するごみ収集車両等の割合は2.4%程度であるのに対して、一般車両を5.1%減じた場合の一般車両に対するごみ収集車両等の割合は2.5%程度であり、ほとんど変化はなかった。

以上のことから、計画地周辺の交通量は大幅な変化はないと判断される。したがって、現況交通量（目黒清掃工場関連を除く）を将来一般交通量とした（資料編p. 28～31参照）。

表6.3-5 大鳥神社交差点における山手通り断面交通量の比較

単位:台

調査日	平成25年11月18日(月) 7時から19時			平成27年10月20日(火) 7時から19時			増減率
	大橋方向	品川方向	断面合計	大橋方向	品川方向	断面合計	
大鳥神社交差点 山手通り断面	17,448	16,301	33,749	17,068	14,959	32,027	約5.1%減

注) 「交通量統計表」（警視庁交通部 平成25年度、平成27年度）

表 6.3-6 将来交通量の推計

単位:台/日

推計地点	車種	断面交通量	
		工事の施工中	工事の完了後
地点①	大型車	一般車両	980
		ごみ収集車両等	0
		工事用車両	598
	小型車	一般車両	8,622
		ごみ収集車両	0
		工事用車両	2
合 計		10,202	10,930
地点②	大型車	一般車両	5,310
		ごみ収集車両等	0
		工事用車両	290
	小型車	一般車両	42,272
		ごみ収集車両	0
		工事用車両	0
合 計		47,872	48,504
地点③	大型車	一般車両	5,531
		ごみ収集車両等	0
		工事用車両	308
	小型車	一般車両	41,507
		ごみ収集車両	0
		工事用車両	2
合 計		47,346	47,444

注 1) 将来交通量の推計において「ごみ収集車両等」は、目黒清掃工場に搬出入するごみ収集車両及び灰等運搬車両とした。

注 2) 将来交通量の推計において「一般車両」は、「ごみ収集車両等」以外の車両（一般的の車両とその他のごみ収集車両を合わせたもの）とした。

(2) 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を 24 時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器（バグフィルタ）により、ばいじんを除去する。また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）の差圧を監視し、適切な機能を維持していることを確認する。
- ③ 洗煙設備における苛性ソーダ水溶液の量や触媒反応塔のアンモニアの吹き込み量等を制御して、排出ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ④ 汚水処理設備の pH をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

(3) ダイオキシン類対策

ア 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を800°C以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

さらに、安定燃焼を図るため、一酸化炭素濃度を基準値以下に制御する等、燃焼管理を行う。

イ 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排出ガス温度を、200°C以下に下げることにより、排出ガス中のダイオキシン類の生成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）によって、ばいじんを捕集するとともにダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1)}）以下にする。

ウ 汚水対策

汚水処理設備では凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にはほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L^{注2)}）以下とし、公共下水道へ放流する。

(4) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い発生する廃棄物には、ごみ焼却による主灰及び飛灰並びに汚水処理による脱水汚泥がある。

飛灰については重金属類の溶出を防止する安定化処理として薬剤処理を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメント原料化を図る。

また、埋立処分するにあたり、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

注1) TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2) 1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。

6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業に関連する計画には、「東京都環境基本計画」、「東京都長期ビジョン」、「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」等があり、これらの計画に基づいて環境へ配慮した事項は表 6.4-1 (1)～(6)に示すとおりである。また、清掃一組による主な環境保全に関する配慮内容は以下のとおりである。

(1) 環境負荷の低減

ア 環境保全対策

清掃一組では、可燃ごみを確実に焼却処理することにより区民の衛生環境を維持・向上するよう努めている。また、ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減していく。このため、焼却炉と公害防止設備の管理を最適に行う等、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、悪臭防止対策、騒音・振動防止対策等の環境保全対策を推進し、あわせて定期的に測定データについてホームページ等を通じ公表していく。

イ 環境マネジメントシステムの活用

清掃工場の操業にあたり、ごみ処理による環境への影響を自主的に管理し、省資源・省エネルギーを含めた環境負荷の低減を継続的に行っていくための環境マネジメントシステムIS014001 を導入していく。

(2) 地球温暖化防止対策

ア 熱エネルギーの一層の有効利用

化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、清掃工場の建替えにあたって、発電効率の向上を図る等、一層のエネルギー回収を進めていく。

イ 地球温暖化防止対策への適切な対応

地球温暖化防止対策の推進に関する法律等、地球温暖化対策関連の法令に基づき、温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守していく。

(3) その他の環境への取組

ア 緑化

構内緑化の拡大に加えて清掃工場建物の屋上や壁面を利用し緑化を進め、地面や建物への蓄熱の抑制、冷房負荷の低減に努める。

イ 自然エネルギーの有効活用

屋上、壁面等を活用して太陽光発電パネルを設置し自然エネルギーの有効活用による発電に努める。また雨水の一部は構内道路散水等に利用していく。

6 対象事業の目的及び内容

表 6.4-1(1) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
東京都長期ビジョン (平成 26 年 12 月)	○スマートエネルギー都市の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの更なる進展による、エネルギー消費量の継続的な減少 ・地域のエネルギーネットワークの形成による停電などに対する防災力の向上 ・再生可能エネルギーの導入拡大による、主要エネルギーの一としての活用 ・水素社会の実現に向けた、水素活用の技術開発の進展、燃料電池車や水素ステーション、家庭用燃料電池などの普及拡大 	・LED 照明など省エネルギー機器を積極的に導入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発電や太陽光発電など再生可能エネルギーを導入するとともに、熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。
	○水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・森林や農地などの貴重な緑の保全と、新たに創出された緑が連続性・一体性を持った質の高い都市環境の形成 ・多様な生物の生息・生育環境を守る取組の拡大。 ・海水浴や川遊びを楽しむ水辺の水質改善 ・PM2.5 の環境基準達成、光化学スモッグの低減。 ・東京の活力が維持・発展していくための「持続可能な資源利用」への積極的な取組 	・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行い、地域との一体性に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。
東京都環境基本計画 (平成 20 年 3 月)	○エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の省エネルギー化、壁や屋根の断熱など、建物の熱負荷抑制性能の向上、自然エネルギーの利用等により、省エネルギーを進める。 ・焼却熱や下水熱の利用による発電、地域冷暖房や温水プール等への熱供給など、エネルギーの有効利用を図る。 	・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 ・ごみ発電や熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。
	○環境負荷の少ない交通 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画にあたっては、自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 	・適正な運行管理によって、工事用車両が特定の時間に集中することを回避するように努める。
	○廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。 	・建設廃材等の廃棄物の減量及びリサイクルに努め、環境への負荷を最小限にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。
	○大気汚染の防止、低減 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出を極力削減する。 	・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。
	○化学物質、土壤汚染、水質汚濁の防止、低減 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用の履歴等を考慮して、土壤汚染の調査を行い、汚染が判明した場合には、土壤汚染対策を実施する。 ・汚水処理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。 	・土壤汚染については、土壤汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、既存建築物の解体の際に、土壤の汚染状況を把握し、適切な措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。
	○廃棄物の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。 	・工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような工事計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。

表 6.4-1(2) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
東京都環境基本計画 (平成 20 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・工場・事業所等の悪臭の基準遵守、発生源規制を推進する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照阻害の防止に努める。 ・煙突などの施設による影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ○市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> ・自然地をなるべく残すとともに、敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などにより緑豊かな空間の創造に努める。 ○水循環の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 ○ヒートアイランド現象の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ○景観形成歴史的・文化的遺産の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かし、周辺の景観との調和に努める。 ○工事期間中の配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止及び温室効果ガスの削減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備及び機器の騒音・振動低減対策等により、周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・騒音・悪臭対策として、工場内周回路を一部覆う計画とする。 ・周辺への日照阻害、電波障害等の影響に配慮し、建物の形状・配置を適切に計画する。
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○プログラムの基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す。 ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る。 ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝绿地及び敷地境界部に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
東京都気候変動対策方針 「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」基本方針 (平成 19 年 6 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○東京を低 CO₂ 型社会へ転換 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の CO₂ 削減を強力に推進 ・都市づくりでの CO₂ 削減をルール化 ・自動車交通での CO₂ 削減を加速 ・各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害型の建設機械を極力使用する。 ・工事用車両が集中しないように分散化に努める。 ・排水は下水排除基準に適合するよう適切な処理をし、公共下水道へ排出する。
「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」施策化状況 2012 (平成 24 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模 CO₂ 排出事業所対策 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業所に対する温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみ発電や熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。
地域におけるエネルギー有効利用計画書制度 (平成 22 年 1 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂ 削減を推進するため、大規模開発を行う事業者にエネルギー有効利用の計画の作成・提出を義務付ける制度 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の延床面積の合計が 50,000m² 超の大規模開発事業者に、エネルギー有効利用計画書の提出を義務付ける ・清掃工場の排熱やビルからの空調排熱等の未利用のエネルギーの有効利用について、検討を義務付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発事業者が、清掃工場の排熱（廃熱）を利用可能エネルギーとして活用する検討をした場合、制度の趣旨を踏まえ、事業者の検討に協力するよう努める。

表 6.4-1(3) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
ヒートアイランド対策取組方針(平成 15 年 3 月)	○東京都における率先行動（建築物に関すること） <ul style="list-style-type: none"> ・緑化対策 新築時・増築時の緑化、改修時の緑化 ・人工排熱等対策 排熱の少ない設備機器利用、外装の被覆対策、下水熱利用空調システムの導入、省エネ設計指針見直し検討 	・ごみ発電や熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。 <ul style="list-style-type: none"> ・高効率の照明器具を使用するとともに、太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
ヒートアイランド対策ガイドライン(平成 17 年 7 月)	○工場・倉庫における対策 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の高反射率化 ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・敷地内の自然被覆化（保水性舗装、芝ブロック、保水性建材等） ・敷地内の樹木緑化 ・人工排熱（顕熱）の削減 	
東京都廃棄物処理計画(平成 23 年 6 月)	○3R施策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの促進 ○適正処理の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の適切な管理運営 	・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ質やごみ量の変化に的確に対応した運転・監視や日常的な点検、予防保全などにより、故障の少ない安定的な施設の稼働を図る。
東京都建設リサイクル推進計画(平成 20 年 4 月)	○建設発生土を活用する <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土の活用 ・適正処理の確保 ・土壤汚染対策 	・建設発生土は、受入施設の基準に適合していることを確認した上で「東京都建設発生土再利用センター」等に搬出する。
東京地域公害防止計画(平成 24 年 3 月)	○東京湾の水質汚濁、横十間川のダイオキシン類汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 ・横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。 	・排水は下水排除基準に適合するよう適切な処理をし、公共下水道へ排出する。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成 25 年 7 月)	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体対策の強化等 ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進 ・低公害車・低燃費車の普及拡大 ・エコドライブの普及促進 	・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。
緑の東京計画(平成 12 年 12 月)	○緑が守る「都市環境」 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象を緩和するため、公共施設はもとより、民間施設に対し誘導策などを講じることにより、屋上等の緑化を推進していく。 	・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針(平成 19 年 6 月)	○あらゆる工夫による緑の創出と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計 400ha の緑を創出 	・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012(平成 24 年 3 月)	○あらゆる工夫による緑の創出と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる都市空間の緑化 ・緑の保全 ・緑の仕組みづくり 	
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～(平成 24 年 5 月)	○【まもる】～緑の保全強化～ <ul style="list-style-type: none"> ・緑の量の確保 (既存の緑の保全) ・希少種・外来種対策の推進 ・水環境の保全・回復 	・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
東京都景観計画(平成 23 年 4 月)	○美しく風格のある首都東京の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・東京らしい景観の形成 ・景観法の活用による新しい取組 ・都市づくりと連携した景観施策の展開 	・周辺建築物や街並み、主要な展望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。

表 6.4-1(4) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
目黒区基本構想 (平成 12 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した安全で快適なまち <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・創出 ・都市景観の形成 ・調和のとれた都市構造の実現 ・道路・交通体系の整備 ・快適な居住環境の確保 ・安全で安心なまちの実現 ・環境への負荷の少ない地域社会の形成 ・環境を保全・創出していくための仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・ごみ質やごみ量の変化に的確に対応した運転・監視や日常的な点検、予防保全などにより、故障の少ない安定的な施設の稼働を図る。 ・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。
目黒区基本計画 平成 22 年度～ 平成 31 年度 (平成 21 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境の保全・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全・創出の推進 ・河川環境改善の促進 ○都市景観の形成 ○環境への負荷の少ない地域社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減の推進 ・資源循環型まちづくりの推進 ・公害対策の充実 ・多様な主体との連携による環境行動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 ・ごみ発電や熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。
目黒区実施計画 (平成 25 年度～ 平成 29 年度) (平成 25 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した安全で快適なまち <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全とみどりの創出 ・総合治水対策の推進 <p style="text-align: center;">(※本事業と関連のあるものを抜粋)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。
目黒区環境基本計画 (平成 24 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な生活環境を守りはぐくむ <ul style="list-style-type: none"> ・きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・有害物質による汚染の防止 ・身近な生活環境の保全 ・みどりあふれるまちで暮らす <ul style="list-style-type: none"> ・街なかのみどりの保全 ・身近な場所にみどりを育てる ・都市の生物多様性の確保 ・安らぎのあるまちをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・きれいで住み心地のよいまちづくり ・街並み景観の向上・歴史的文化的資源の活用 ○ライフスタイルの転換で環境を守りはぐくむ <ul style="list-style-type: none"> ・ものを大切にする地域社会をめざす <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制 ・円滑な資源循環 ・ごみの適正処理の推進 ・地球にやさしい地域社会をつくる <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素ライフスタイルの普及 ・事業活動の低炭素化 ・ヒートアイランド現象の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器、洗煙設備、触媒反応塔等の公害防止設備を設置する。大気物質の排出については、大気汚染防止法の規制値より厳しい自己規制値を設定し、これを遵守する。 ・汚水処理設備は、凝集沈殿ろ過方式を採用し、工場からの排水を下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。 ・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。 ・ごみ質やごみ量の変化に的確に対応した運転・監視や日常的な点検、予防保全などにより、故障の少ない安定的な施設の稼働を図る。 ・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。 ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 ・ごみ発電や熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。

6 対象事業の目的及び内容

表 6.4-1(5) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画 (平成 26 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての区有施設を対象として、次の取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会実現に向けた、主たる温室効果ガス（二酸化炭素）の削減とエネルギー使用量の削減 ・循環型社会実現に向けた、ごみの減量等環境負荷の低減 <p>※目黒清掃工場は、「目黒エコプラザ別館」のみ本計画の対象である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 ・ごみ発電や熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。
目黒区地球温暖化対策地域推進計画 (第二次計画) (平成 26 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進 ・建築物の省エネ性能の向上 ・再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入・普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電等、自然エネルギーの利用に努める。 ・ごみの焼却により発生する熱は、ボイラ設備により回収し、発電に利用するとともに、場内及び近隣の余熱利用設備に供給する。 ・ごみ発電や熱供給等の廃熱利用を行い、温室効果ガスの排出を抑制する。
目黒区都市計画マスタートップラン (平成 16 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境・水とみどりの街づくりの方針 <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した街づくり ・みどりの保全と創出 ・公園緑地の整備・活用 ・水辺空間の整備 ・水とみどりのネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
目黒区景観計画 (平成 24 年 4 月 (改定))	<ul style="list-style-type: none"> ○目黒川沿川景観軸特定区域における景観形成基準 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物に対する基準 <ul style="list-style-type: none"> (形態、色彩、その他の意匠) <ul style="list-style-type: none"> ・散策者を意識して低層部のデザインを工夫する。中高層部についても川に顔を向けた形態・意匠とする。 ・色彩基準に従うとともに周辺の街並み景観との調和を図る。 ・建築物に付属する設備機器等は、建築物と一体的に計画するなど、川沿いからの見え方に配慮する。 ・橋詰め部での建築物等は、周囲からの見え方に配慮した意匠(屋根の形状、角部の処理、外壁の素材等)とする。 (建築物の周囲の空地・外構) <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の外構デザインのみを捉えるのではなく、川沿いからの見え方に配慮した色調や素材とする。 ・敷地内の川に面した部分は、可能な限り緑化を図り、軸的なみどりの空間の充実を図る。 (川の資料館から下流側の建築物に対する基準) <ul style="list-style-type: none"> ・中高層部では壁面の後退をするなど、周囲から川へ向かう見通しや、川辺の開放感を維持するよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物や街並み、主要な眺望点からの景観に配慮した形態・色彩等とする。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。

表 6.4-1(6) 環境保全に関する計画等に配慮した事項

計画	計画の内容	配慮事項
目黒区みどりの基本計画 (平成 18 年 10 月)	○みどりの基本的な考え方 ・みどりの拠点をつくる ・みどりをつなぐ ・みどりをひろげる ・みどりをつくる活動を後押しする ・みどりをつくる体制を整える	・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。
目黒区一般廃棄物処理基本計画 (平成 19 年 3 月)	○収集・運搬・中間処理・最終処分計画 ・収集・運搬における低公害車の導入推進 ・清掃・リサイクル関連施設の有機的な配置計画 (※本事業と関連のあるものを抜粋)	・清掃一組の所有車両は低公害型車両の導入の検討を推進し、所有外車両については、低公害型車両の導入の推奨に努める。
目黒区総合治水対策基本計画 (平成 22 年 5 月)	○公共施設（国及び東京都の施設を含む）の流域対策 (庁舎) ・敷地面積 1ha 当たり 600m ³ 以上の対策を基本とする。 ・庁舎の駐車場や屋外通路などに、浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させる、又は、建物などの地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制する。 (公園等) ・敷地面積 1ha 当たり 600m ³ 以上の対策を基本とする。 ・浸透ます、浸透トレンチ等を配置して、地下に浸透させる、又は、地下に貯留させることにより雨水の流出を抑制する。	・初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。
目黒区生物多様性地域戦略「ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画」 (平成 26 年 3 月)	○みどりの風景を守り、いきものにやさしさのある環境をつくる。 ○自然とのふれあいを大切にした目黒の暮らしを未来に伝える。 ○全ての主体があらゆる活動で「ささえあう生命（いのち）の輪」の確保を目指した協力と連携を行う。	・既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地及び敷地境界部に緑を配置する。 ・構内緑化を推進するほか、建築物の屋上緑化や壁面緑化を行う。

6.5 事業計画の策定に至った経過

(1) 事業計画の策定

- ・平成 12 年 4 月 1 日、「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行され、23 区の一般廃棄物にかかる清掃事業は東京都から 23 区に移管された。ごみの収集・運搬は各区が実施することとしたが、ごみの中間処理は 23 区の総意で設立された清掃一組が 23 区内から発生したごみを共同処理することとした。なお、最終処分は東京都に委託し、埋立処分をすることとした。
- ・清掃一組は、廃棄物処理法に基づく「一廃計画」を策定し、この一廃計画の施設整備計画に基づき、可燃ごみの安定した全量焼却のため、必要な清掃工場の建設と老朽化した工場の建替えを進めてきた。
- ・一廃計画は、ほぼ 5 年毎に改定され、平成 22 年 2 月の改定では、計画期間を平成 22 年度から 32 年度までとしている。施設整備計画の策定にあたっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止、可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、地域バランス、耐用年数、整備期間を考慮するとともに、計画期間以降の工事予定や焼却余力を見据え、目黒清掃工場は平成 29 年度から現行の規模で建替えを行い、ごみの確実な処理体制を維持することとした。
- ・平成 27 年 2 月の改定では、平成 27 年度から 41 年度までを計画期間とし、予測ごみ量を下方修正するとともに、新たな整備方式として施設の延命化を導入した。併せて、計画期間以降の 10 年間を参考期間として、この期間の焼却余力を示している。参考期間では、現行の焼却規模を維持しても、平成 40 年代後半から 50 年代にかけて、耐用年数を迎える工場が集中する時期には焼却能力・焼却余力が大きく低下する可能性があり、常に安定したごみ処理を行うためには 23 区とともにごみ量削減について検討を進めていく必要があるとした。目黒清掃工場については、耐用年数を迎える工場が集中する時期に整備することを避けなければならず、前一廃計画の整備計画通り整備することとしている。
- ・清掃工場の計画耐用年数は 25 年から 30 年程度とされており、現在の目黒清掃工場は平成 27 年 5 月現在、建設後 24 年が経過している。目黒清掃工場の建替えについては、処理対象ごみ質に対応した最新の公害防止設備の導入、耐震基準、周辺環境との調和等を踏まえて検討し、平成 26 年 6 月「目黒清掃工場建替計画」を策定した。

(2) 地域住民との取組

平成 25 年 2 月、目黒清掃工場の整備事業を開始するにあたり、地域住民に対する事前説明会を開催し、一廃計画や事業全体の概要について説明した。

その後、整備計画の策定に係る調査を実施するとともに、地域住民代表が構成委員となっている運営協議会において、ほぼ月に 1 回の頻度で策定に係る調査について協議を重ね、平成 26 年 2 月に「建替計画素案」を取りまとめた。素案については地域住民に対する住民説明会を行い、平成 26 年 6 月に「目黒清掃工場建替計画」を策定した。

新しい目黒清掃工場は、基本コンセプトを「地域にとけ込み、親しまれる清掃工場」とし、施設計画の方針として「地域との調和」、「環境との共生」、「エネルギーの有効活用」、「地域への貢献」を掲げ、地域と共生する身近で親しまれる清掃工場を目指していく。

7 環境影響評価の項目

7 環境影響評価の項目

7.1 選定した項目及びその理由

7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1及び表 7-2に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壤汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの12項目である。

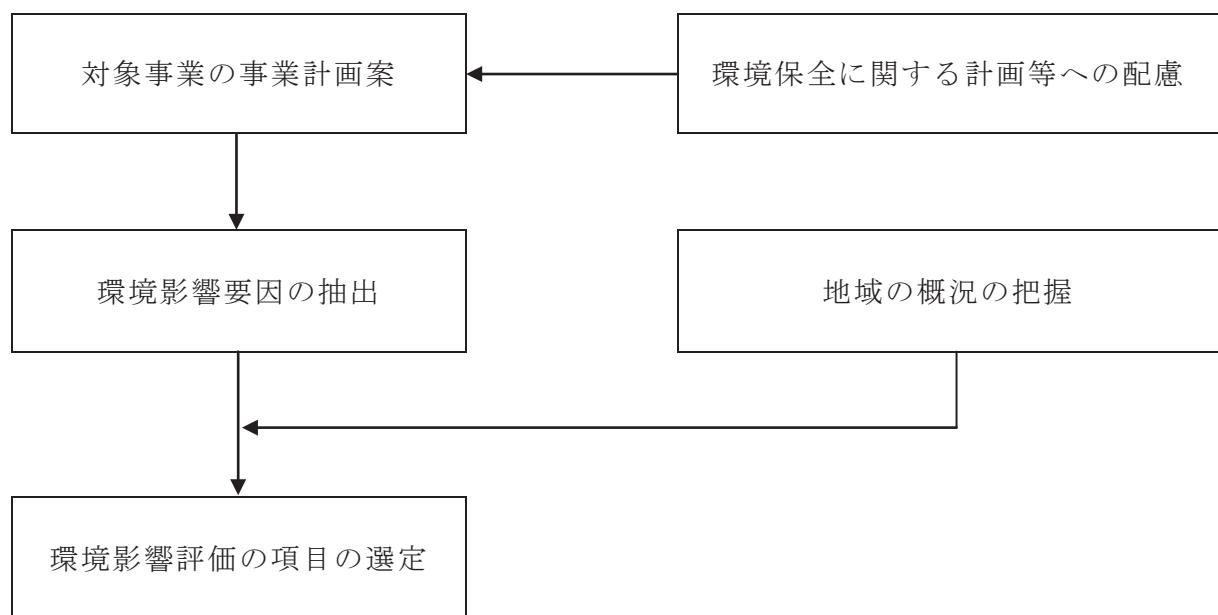


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

環境影響評価の項目		大気汚染	悪臭	騒音・振動 (低周波音を除く)	水質汚濁	土壤汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
区分	環境影響要因																	
工事の施工中	施設の建設等						○	○	○								○	○
	建設機械の稼働	○		○														
	工事用車両の走行	○	○															
工事の完了後	施設の存在						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	施設の稼働	○	○	○													○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○														

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

環境影響評価の項目		二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	ダイオキシン類 (DXNs)	塩化水素 (HC1)	水銀 (Hg)
区分	環境影響要因						
工事の施工中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工事の完了後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

7.1.2 選定した理由

(1) 大気汚染

ア 工事の施工中

工事の施工中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事車両の排出ガスを考慮して、表7-2に示すとおり浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表7-2に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺の生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、解体工事に先立ち、ごみバンカの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中のごみバンカを発生源とする臭気の拡散による生活環境への影響はないと考えられるため、工事の施工中の悪臭については予測・評価項目としない。

(3) 騒音・振動

ア 工事の施工中

工事の施工中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、建設機械から発生する低周波音については、使用する建設機械が市街地の建設工事で一般的に使用されている低騒音型であり、通常問題になることはないと考えることから予測・評価項目としない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、低周波音については、既存施設における低周波音（G特性及び平坦特性の音圧レベル）では、卓越した周波数が認められない上、周辺へ影響を及ぼすとされる指標を下回っている。また、計画施設の主要な機器構成及び配置は、既存施設と大きな差異はない。以上のことから、施設の稼働に伴い発生する低周波音については予測・評価項目としない（資料編p. 35～39参照）。

(4) 土壤汚染

工事の施工中においては、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。このため、土壤の取扱いに慎重を期すために、土壤汚染について現況調査を行い、予測・評価項目とする。

工事の完了後においては、現在の表土は掘削・除去されており、敷地外への搬出はない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両（p. 45 参照）を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。さらに、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

このため、工事の完了後については土壤汚染を予測・評価項目としない。

緩衝緑地北東部地下 2.5mには、既存の目黒清掃工場建設時に確認された汚染土壤が、コンクリート槽内に薬剤処理で安定化されて封じ込められている（p. 396 参照）。本事業での封じ込め槽近辺の土地の改変については、緑化計画（p. 34 参照）のとおり緩衝緑地を整備するが、その施工範囲は表層部のみであり、埋設されている封じ込め槽は施工対象外である。

したがって、工事の施工中及び工事の完了後においても有害物質等が流出するおそれはないため、予測・評価の対象としない。

なお、工事の施工中及び完了後において、封じ込め槽近辺の地下水のモニタリングを行う。

(5) 地盤

工事の施工中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形及び地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後における地下構造物の存在により、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(6) 水循環

工事の施工中における掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置や、工事の完了後における地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることがから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後における地表構造物の存在により、雨水の表面流出量への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(7) 日影

工事の完了後においては、工場棟等による日影の状況の変化による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(8) 電波障害

工事の完了後においては、工場棟等建替えによる形状の変更により、計画地周辺地域に、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の遮へい障害が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

(9) 景観

工事の完了後においては、工場棟等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地周辺地域の景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

(10) 自然との触れ合い活動の場

計画地内の緩衝緑地は終日開放され、周辺住民の散策等に広く利用されている。

工事の施工中においては、計画地内緩衝緑地の整備及び施設の解体、建設による利用制限が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、緩衝緑地の整備による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(11) 廃棄物

工事の施工中においては、建築物等の解体・撤去及び建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから予測・評価項目とする。

(12) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境及び史跡・文化財の5項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.2 選定しなかった理由

(1) 水質汚濁

ア 工事の施工中

既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存施設内又は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。これにより解体工事中には、排水が汚染されるおそれはない。

なお、解体のための仮設テント等の周辺部の舗装面等に降った雨水については、公共下水道へ排出する。

建築物等解体工事完了後に行われる建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、公共下水道へ排出する。

したがって、工事の施工中、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

また、今後行われる土壤汚染の調査等により、土壤汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続きの進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

なお、既存施設の操業停止時に行う清掃により発生する汚水は、既存施設の汚水処理設備で処理する。

イ 工事の完了後

計画施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理した後、公共下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階でpHを常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路等に降った雨水は、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、公共下水道へ放流し、初期雨水以外の雨水は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道へ放流する。また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留施設に貯留した後、公共下水道に放流する。

新設工場の汚水処理設備には最新の自動制御システムを採用し、運転中に貯槽から汚水が溢れることはない。また、汚水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩するようなことがあったとしても、汚水処理設備室の側溝で集水し、汚水処理系統に戻すと共に、汚水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車（p. 45 参照）により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。汚水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理系統のため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

（2） 地形・地質

掘削工事に伴う掘削深さは、最大で GL-20m 程度である。工事に際しては、山留めの緩みや崩壊に強く、高い止水性を有する SMW 工法によるソイルセメント柱列壁を採用し、周辺の地盤を保全することから、敷地外における斜面等の安定性への影響はないと考える。

（3） 生物・生態系

計画地はすでに清掃工場として使用されており、本事業はこの清掃工場の建替えである。計画地は計画的に植栽管理されており、現存する動物・植物についても市街地に普通に見られるものである。建替え後については既存の樹木を可能な限り活用することから、生物・生態系に係る影響は少ないものと考える。

（4） 風環境

建替え後の建物の最高高さは、既存施設より低い地上約 24m である。一般に風害が発生するといわれる地上約 50～60m 以上の高い建築物ではないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害が起こる等、生活環境に影響を及ぼす様な、風圧、風速の変化は小さい。また、煙突の高さや形状等は、既存とほぼ変わらないため、風環境への影響は少ないと考える。

したがって、本事業による風環境への影響は少ないと考える。

（5） 史跡・文化財

計画地周辺には、南側約 130m の位置に目黒区の指定文化財があるが、計画地内には存在しない。本事業は計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により周知の史跡・文化財等への影響はないと考える。

なお、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法及び東京都文化財保護条例に基づき適正に処置する。

7.3 (参考) 地域の概況

計画地は、東京都目黒区に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要のある大気汚染については、煙突排出ガスの影響や一般環境大気測定局の位置を勘案して、図 7.3-1 に示すとおり計画地から約 5km の範囲とした。この範囲に含まれる区市町村は、東京都目黒区、渋谷区、品川区、港区、世田谷区、新宿区、大田区及び千代田区となっている。その他の項目については、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに目黒区内の適切な範囲を設定した。

地域の概況の調査項目は、表 7.3-1 に示す 26 項目とした。

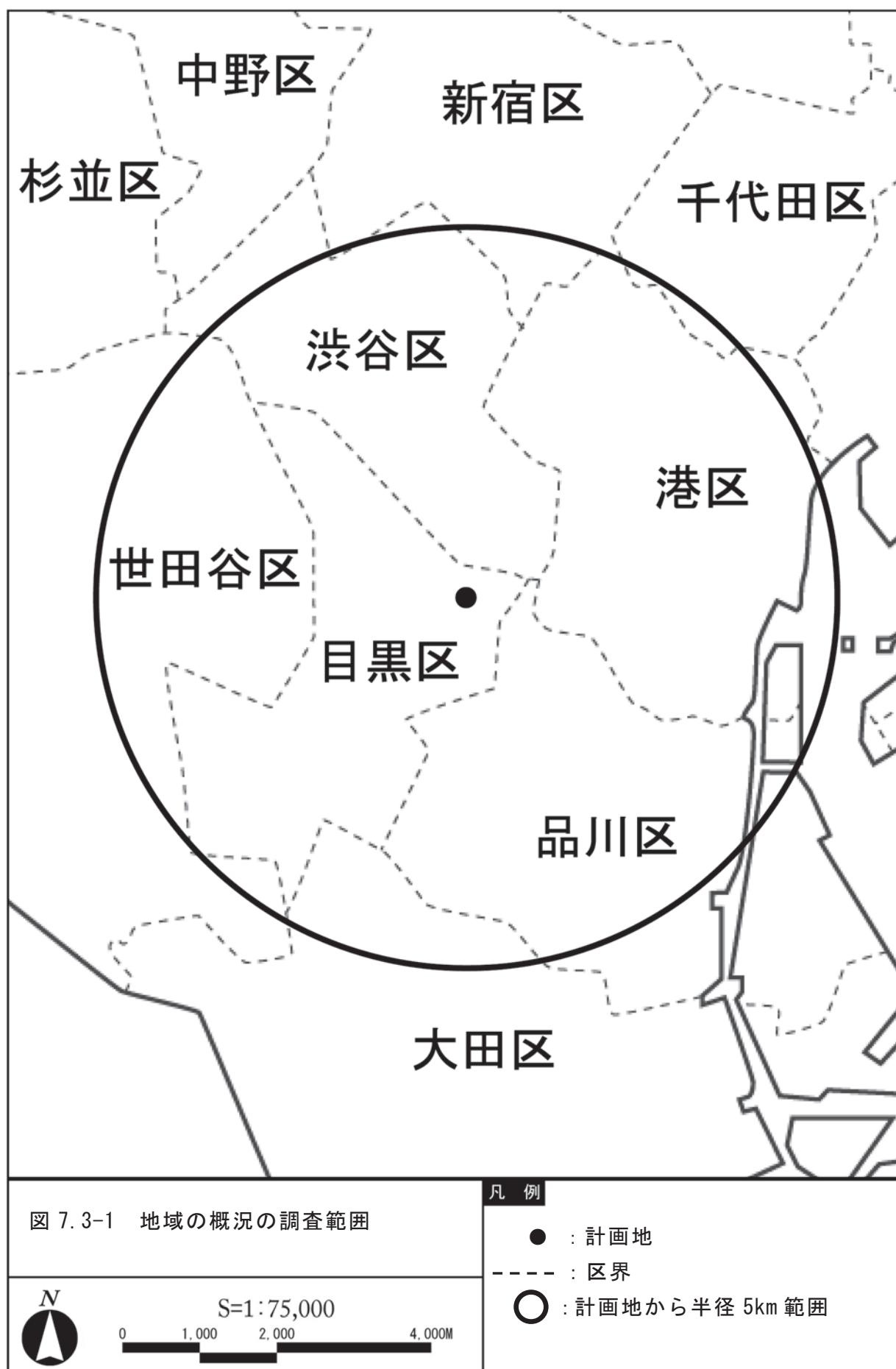


表 7.3-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
7.3.1 一般項目	(1) 人口
	(2) 産業
	(3) 交通
	(4) 土地利用
	(5) 水域利用
	(6) 気象
	(7) 関係法令の指定・規制等
	(8) 環境保全に関する計画等
	(9) 公害に関する苦情件数
7.3.2 環境項目	(1) 大気汚染
	(2) 悪臭
	(3) 騒音・振動
	(4) 水質汚濁
	(5) 土壤汚染
	(6) 地盤
	(7) 地形・地質
	(8) 水循環
	(9) 生物・生態系
	(10) 日影
	(11) 電波障害
	(12) 風環境
	(13) 景観
	(14) 史跡・文化財
	(15) 自然との触れ合い活動の場
	(16) 廃棄物
	(17) 温室効果ガス

7.3.1 一般項目

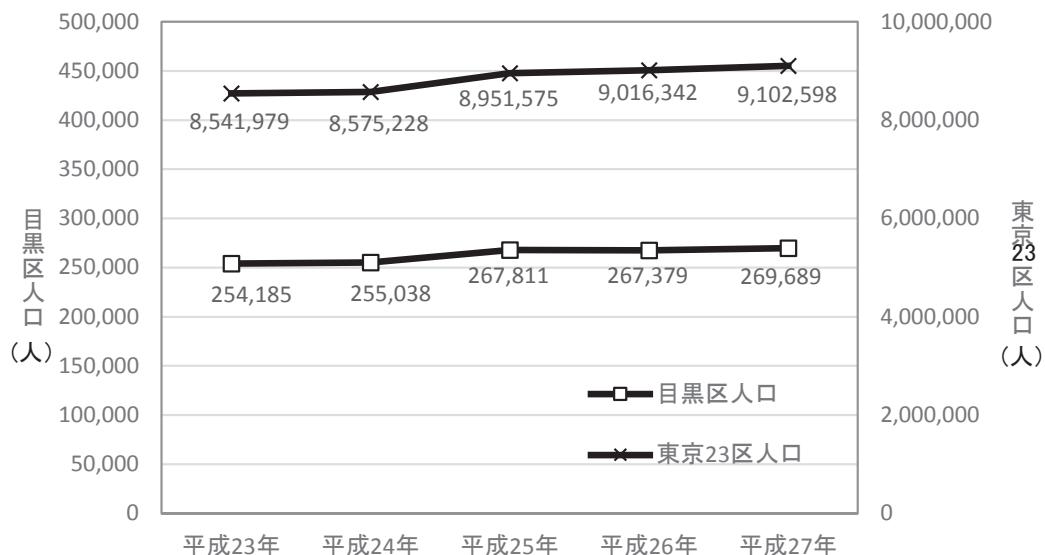
(1) 人口

ア 人口及び人口密度

計画地の位置する目黒区及び東京23区における平成23年から平成27年までの人口の推移を図 7.3-2に示す。

平成27年1月現在、目黒区の人口は269,689人であり、増加の傾向が続いている。

なお、平成27年1月現在、目黒区の世帯総数は150,097世帯である。



資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成23年1月から平成27年1月まで）」
(東京都総務局統計部人口統計課)

図 7.3-2 人口の推移

平成27年における人口密度を表 7.3-2に示す。目黒区の人口密度は18,346人/km²であり、東京23区平均の14,611人/km²より高くなっている。

表 7.3-2 人口密度

単位：人/km²

年	目黒区	東京23区
平成27年	18,346	14,611

注) 平成27年1月1日

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成27年1月）」
(東京都総務局統計部人口統計課)

イ 人口動態

計画地が位置する目黒区及び東京23区における人口動態を表 7.3-3に示す。

目黒区の人口は、他府県との移動、自然動態及びその他が増加し、都内間の移動が減少しており、合計で2,310人の人口増となっている。

表 7.3-3 人口動態

単位：人

地域名	増減 人口	他府県との移動			都内間 の移動 増減数	自然動態			その他の 増減
		社会 増減	転入	転出		自然 増減	出生	死亡	
目黒区	2,310	1,762	10,788	9,026	-677	671	2,590	1,919	-123
東京 23 区	86,256	60,721	328,426	267,705	1,349	4,479	80,815	76,336	21,056

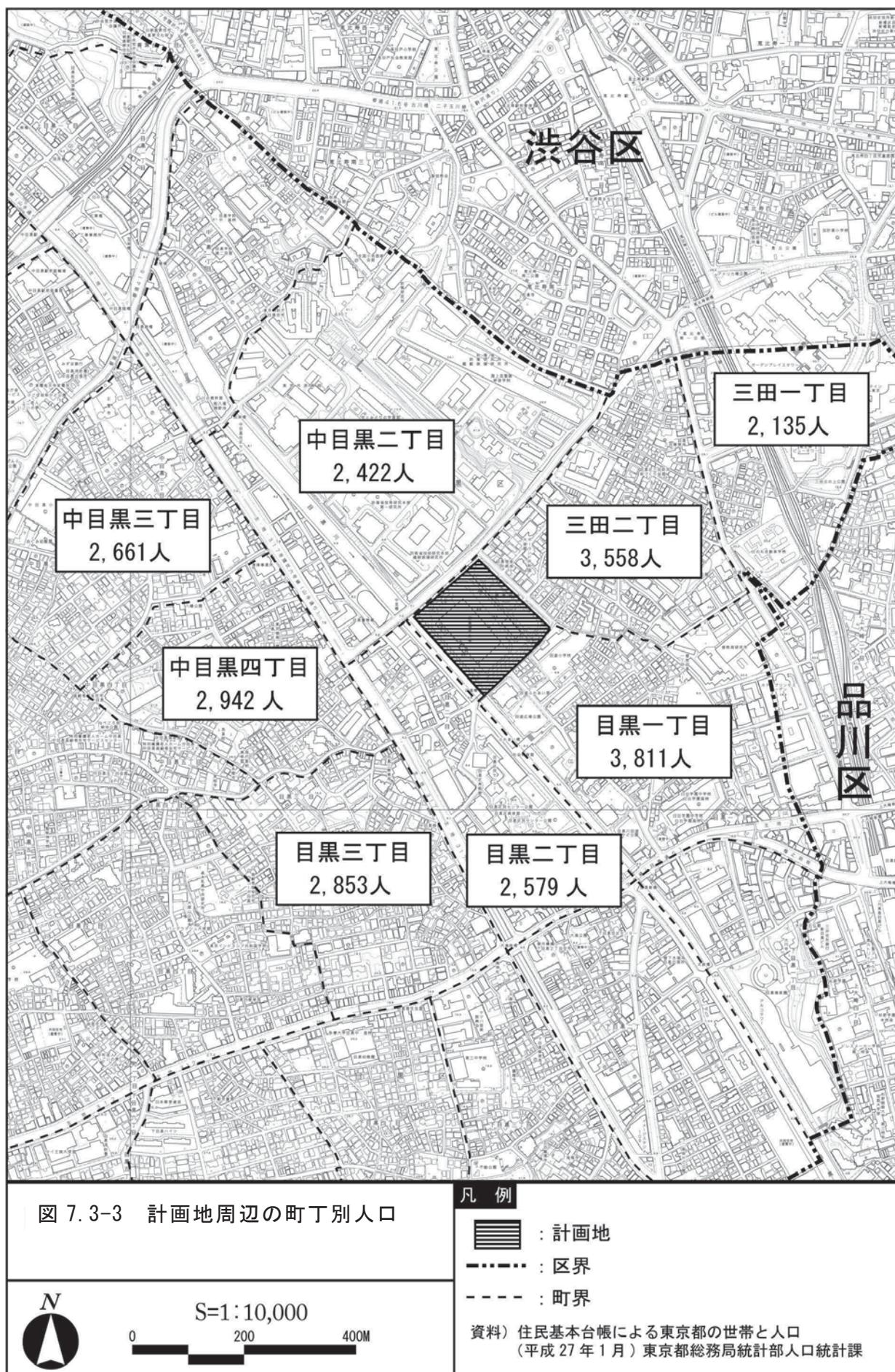
注 1) 平成 26 年の数値である。

注 2) 「その他の増減」とは、職権による記載と消除及び外国人の登録増減数等である。

資料) 「人口の動き（平成 26 年中）」（東京都総務局ホームページ）

ウ 町丁別人口

目黒清掃工場が位置する三田二丁目に隣接する町丁別人口を図 7.3-3に示す。「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成27年1月）」によると、計画地の位置する三田二丁目は人口3,558人であり、計画地周辺で最も人口が多いのは、目黒一丁目の3,811人である。

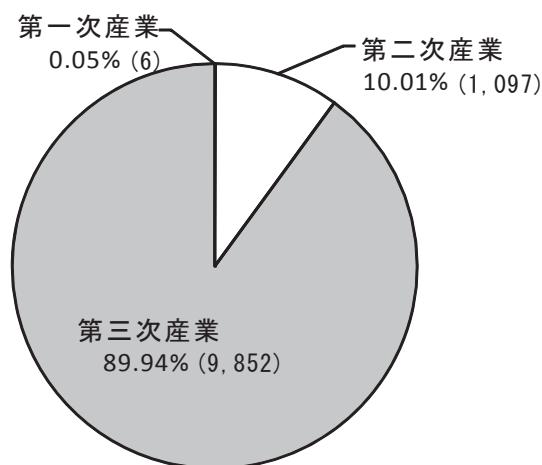


(2) 産業

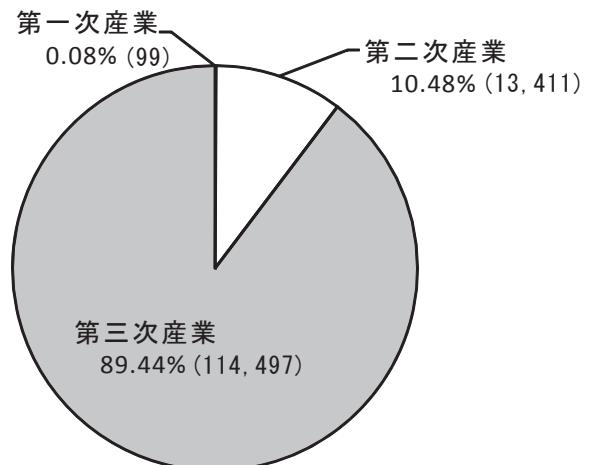
計画地が位置する目黒区における産業別事業所数及び従業者数の構成割合を図7.3-4に示す。

目黒区における事業所数及び従業者数は第三次産業が最も多く、共に全体の約90%を占めている。次いで第二次産業が約10%となっており、第一次産業がともに全体の0.1%以下とごくわずかとなっている。

【事業所数】



【従業者数】



注1) 平成24年2月1日現在

注2) カッコ内は実数を示す。

資料) 「平成24年経済センサス活動調査」(平成26年2月、総務省統計局ホームページ)

図 7.3-4 産業別事業所数及び従業者数構成割合（目黒区）

(3) 交通

ア 道路交通状況

計画地周辺の主要な道路を図 7.3-5に示す。

計画地周辺の主要道路としては、首都高速道路の首都高速2号目黒線、首都高速3号渋谷線及び首都高速中央環状線、一般国道である国道1号及び国道246号のほか、主要地方道である東京丸子横浜線（中原街道）、芝新宿王子線（明治通り）、白金台町等々力線（目黒通り）、環状6号線（山手通り、駒沢通り）が挙げられる。その他、一般都道である霞ヶ関渋谷線（六本木通り）、古川橋二子玉川線（駒沢通り、明治通り）、北品川四谷線（外苑西通り）、鰐洲大山線、渋谷経堂線が走っている。

計画地は、環状6号線（山手通り）の東側、白金台町等々力線（目黒通り）の北側に位置している。

計画地周辺の交通量を表 7.3-4(1)に、大型車混入率を表 7.3-4(2)に、交通量調査地点を図7.3-5に示す。

平成22年度において最も交通量が多かったのは、首都高速3号渋谷線（港区西麻布四丁目）であり平日自動車類12時間交通量が51,139台であり、昼間12時間大型車混入率は13.0%となっている。計画地に近い環状6号線（目黒区下目黒3-9-5）における平日自動車類12時間交通量は、26,932台であり、昼間12時間大型車混入率は15.8%となっている。

表 7.3-4 (1) 計画地周辺の交通量

図 No.	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量 (台)		
			平成 11 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
1	首都高速 2 号目黒線	渋谷区恵比寿三丁目	33,294	31,062	31,135
2	首都高速 2 号目黒線	品川区東五反田五丁目	33,294	31,062	19,263
3	首都高速 2 号目黒線	品川区西五反田七丁目	33,294	31,062	9,198
4	首都高速 3 号渋谷線	港区西麻布四丁目	54,620	52,184	51,139
5	首都高速 3 号渋谷線	渋谷区桜丘町	54,620	52,184	45,913
6	首都高速 3 号渋谷線	目黒区青葉台四丁目	54,620	52,184	43,595
7	首都高速中央環状線	目黒区青葉台四丁目	—	—	22,116
8	一般国道 1 号 (桜田通り)	品川区東五反田 3-1	36,051	32,309	27,134
9	一般国道 246 号 (青山通り)	渋谷区渋谷 4-4	46,700	44,748	31,115
10	一般国道 246 号 (玉川通り)	目黒区青葉台 3-1	43,389	37,750	40,758
11	芝新宿王子線	港区白金 6-1-1	7,348	8,337	8,009
12	白金台町等々力線 (目黒通り)	港区白金台 5-22-11	35,395	32,235	16,546
13	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区鷹番 1-10	30,547	30,010	27,592
14	白金台町等々力線 (目黒通り)	目黒区下目黒 1-1	35,395	32,235	13,568
15	環状 6 号線 (山手通り)	品川区大崎 1-1	23,586	22,725	18,464
16	環状 6 号線 (山手通り)	目黒区下目黒 3-9-5	37,752	37,416	26,932
17	環状 6 号線 (山手通り)	目黒区駒場 1-1-7	31,167	33,750	27,065
18	環状 6 号線	品川区東五反田 3-20	18,435	17,941	16,859
19	環状 6 号線 (駒沢通り)	目黒区上目黒 1-1-5	10,047	16,488	19,439
20	霞ヶ関渋谷線 (六本木通り)	港区南青山 7-1-5	29,297	35,374	22,850
21	古川橋二子玉川線 (明治通り)	港区南麻布 4-13-1	19,511	19,471	25,695
22	北品川四谷線	品川区上大崎 2-13-22	17,559	16,386	21,836
23	北品川四谷線	品川区上大崎 2-2-6	17,559	16,386	14,504
24	北品川四谷線 (外苑西通り)	港区白金 6-23-4	17,559	16,386	21,838
25	北品川四谷線 (外苑西通り)	渋谷区広尾 5-5-2	17,559	16,386	25,274
26	鮫洲大山線	目黒区目黒本町 5-1-3	8,463	6,908	7,735
27	鮫洲大山線	目黒区五本木 2-1-10	8,463	6,908	4,943
28	渋谷経堂線	目黒区青葉台 4-4-27	14,204	12,303	7,513

資料) 「平成 11、17、22 年度 道路交通センサス (全国道路交通情勢調査)」(国土交通省)

表 7.3-4 (2) 計画地周辺の大型車混入率

図 No.	路線名	観測地点名	昼間 12 時間大型車混入率 (%)		
			平成 11 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
1	首都高速 2 号目黒線	渋谷区恵比寿三丁目	16.0	9.8	5.0
2	首都高速 2 号目黒線	品川区東五反田五丁目	16.0	9.8	5.4
3	首都高速 2 号目黒線	品川区西五反田七丁目	16.0	9.8	5.6
4	首都高速 3 号渋谷線	港区西麻布四丁目	27.6	26.4	13.0
5	首都高速 3 号渋谷線	渋谷区桜丘町	27.6	26.4	15.6
6	首都高速 3 号渋谷線	目黒区青葉台四丁目	27.6	26.4	13.6
7	首都高速中央環状線	目黒区青葉台四丁目	—	—	19.9
8	一般国道 1 号（桜田通り）	品川区東五反田 3-1	9.4	7.9	9.8
9	一般国道 246 号（青山通り）	渋谷区渋谷 4-4	9.0	9.6	10.9
10	一般国道 246 号（玉川通り）	目黒区青葉台 3-1	13.0	13.4	15.6
11	芝新宿王子線	港区白金 6-1-1	15.2	13.1	5.4
12	白金台町等々力線（目黒通り）	港区白金台 5-22-11	13.5	11.4	9.7
13	白金台町等々力線（目黒通り）	目黒区鷹番 1-10	14.1	11.4	11.1
14	白金台町等々力線（目黒通り）	目黒区下目黒 1-1	13.5	11.4	12.3
15	環状 6 号線（山手通り）	品川区大崎 1-1	26.5	22.9	24.6
16	環状 6 号線（山手通り）	目黒区下目黒 3-9-5	14.2	12.5	15.8
17	環状 6 号線（山手通り）	目黒区駒場 1-1-7	11.7	13.1	11.3
18	環状 6 号線	品川区東五反田 3-20	15.7	13.8	14.8
19	環状 6 号線（駒沢通り）	目黒区上目黒 1-1-5	12.1	10.7	6.8
20	霞ヶ関渋谷線（六本木通り）	港区南青山 7-1-5	10.4	8.3	9.1
21	古川橋二子玉川線（明治通り）	港区南麻布 4-13-1	13.4	13.3	10.2
22	北品川四谷線	品川区上大崎 2-13-22	8.1	8.8	8.3
23	北品川四谷線	品川区上大崎 2-2-6	8.1	8.8	7.8
24	北品川四谷線（外苑西通り）	港区白金 6-23-4	8.1	8.8	8.3
25	北品川四谷線（外苑西通り）	渋谷区広尾 5-5-2	8.1	8.8	7.4
26	鮫洲大山線	目黒区目黒本町 5-1-3	10.8	12.6	11.8
27	鮫洲大山線	目黒区五本木 2-1-10	10.8	12.6	10.9
28	渋谷経堂線	目黒区青葉台 4-4-27	11.9	12.5	16.2

資料) 「平成 11、17、22 年度 道路交通センサス（全国道路交通情勢調査）」（国土交通省）



イ 鉄道の状況

計画地周辺の鉄道路線を図7.3-6に示す。

計画地周辺においては、東方向約0.5kmにJR山手線が南北方向に走っており、南東方向約0.8kmに東京メトロ南北線・都営三田線・東急目黒線が北東から南西方向に走っている。また、北西方向約1.0kmに東京メトロ日比谷線・東急東横線が北東から南西方向に走っている。

なお、計画地の最寄り駅は、JR山手線・東京メトロ南北線・都営三田線・東急目黒線の目黒駅である。目黒駅における平成24年の乗車・降車人数を表7.3-5に示す。「東京都統計年鑑 平成24年」（東京都総務局ホームページ）によると、目黒駅における平成24年の乗車・降車人員は、JR山手線で乗車が約3,800万人、東京メトロ南北線で乗車が約1,800万人、降車が約1,800万人、都営三田線で乗車が約1,500万人、降車が約1,400万人、東急目黒線で乗車が約4,300万人、降車が約4,500万人である。

表 7.3-5 目黒駅における平成 24 年の乗車・降車人数

単位：万人

鉄道路線名	乗車人数	降車人数
JR 山手線	約 3,800	
東京メトロ南北線	約 1,800	約 1,800
都営三田線	約 1,500	約 1,400
東急目黒線	約 4,300	約 4,500

資料) 「東京都統計年鑑 平成 24 年」（東京都総務局ホームページ）



(4) 土地利用

ア 地目別土地面積

計画地の位置する目黒区における地目別面積を表 7.3-6に示す。

目黒区では宅地が多く、全体の約98%を占めている。

表 7.3-6 地目別土地面積（目黒区）

単位:面積 ha

項目	総数	宅 地				田	畠	山林	原野	池沼	雑種地	免税点未満
		計	商業地区	工業地区	住宅地区							
面積	924.53	907.61	33.97	-	873.64	-	2.84	0.57	-	-	13.30	0.21
(割合)	100.0%	98.2%	3.7%	-	94.5%	-	0.3%	0.1%	-	-	1.4%	0.0%

注 1) 平成 25 年 1 月 1 日現在

注 2) 数値は、固定資産税の対象となる評価面積である。このため河川、学校用地、公立グランド等の公有地及び神社、仏閣の敷地等の面積は含まれない。

注 3) 「雑種地」とは、宅地、田、畠、山林、原野、池沼以外の土地で野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注 4) 「免税点未満」とは、土地に対して課する固定資産の課税標準となるべき額が 30 万円に満たないものである。

資料) 「東京都統計年鑑 平成 24 年」（東京都総務局ホームページ）

イ 土地利用現況

計画地周辺における土地利用現況図を図7.3-7に、土地利用の面積を表 7.3-7に示す。

計画地の位置する三田二丁目における土地利用は、住居系が最も多く、次いで公共系、交通系、公園系等が見られる。計画地の南側に接する目黒一丁目は、住居系が最も多く、次いで交通系、公共系、商業系等が見られる。計画地の西側に接する目黒二丁目は、交通系が最も多く、次いで住居系、商業系、公共系等が見られる。計画地の北側に接する中目黒二丁目は、公共系が最も多く、次いで住居系、交通系、公園系等が見られる。

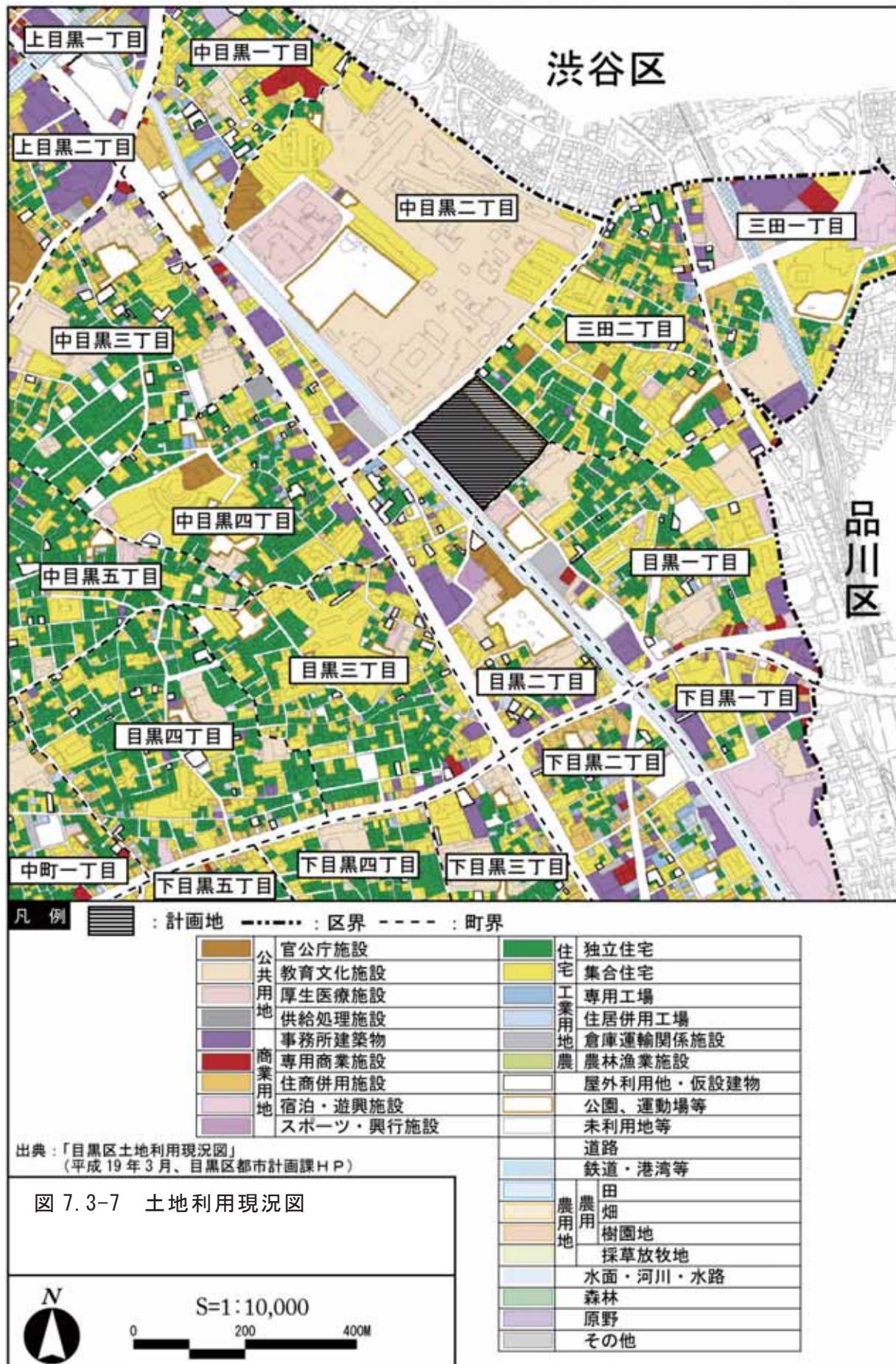
なお、計画地は、供給処理施設となっている。

表 7.3-7 計画地周辺における土地利用

(単位:面積 ha)

町丁名	土地面積	公共系	商業系	住居系	工業系	空地系	公園系	交通系	農業系	河川系	その他
三田二丁目	16.99	2.51	0.97	9.30	0.12	0.46	1.04	2.34	0.00	0.25	0.00
目黒一丁目	17.91	2.56	1.96	7.75	0.46	1.33	0.36	2.97	0.00	0.52	0.00
目黒二丁目	11.71	1.60	1.63	2.54	0.37	0.69	1.01	3.13	0.00	0.74	0.00
中目黒二丁目	30.70	17.16	1.07	4.50	0.28	0.03	2.39	4.04	0.00	1.23	0.00

資料) 「目黒区の土地利用 2007」（平成 19 年 12 月、目黒区都市整備部都市計画課）



ウ 都市計画法に基づく指定の状況

計画地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定を図7.3-8(1)及び(2)に示す。

計画地の位置する目黒区は、全域が都市計画区域に指定されている。計画地は準工業地域に指定されるとともに、第2種高度地区に指定されている。計画地周辺は第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域に指定されている。

また、計画地は都市施設としてごみ焼却場に指定されている。

エ 公共施設等

目黒区及び計画地周辺における公共施設等のうち、学校、保育所、病院、福祉施設等の施設数を表 7.3-8に、計画地周辺における公共施設の分布状況を表 7.3-9及び図7.3-9にそれぞれ示す。

計画地周辺には、学校10か所、保育所3か所、病院・診療所18か所、福祉施設等(保育所を除く)6か所、図書館1か所、住区センター3か所が存在している。

表 7.3-8 目黒区及び計画地周辺の公共施設の施設数

内訳		計画地周辺	目黒区
学校	幼稚園	2	22
	小学校	3	24
	中学校	2	16
	高等学校	2	12
	特別支援学校	1	17
	短期大学	—	—
	大学	—	4
保育所		3	50
病院・診療所		18	300
福祉施設(保育所を除く)		6	70
図書館		1	8
住区センター		3	25
合 計		41	548

注1) 「—」は皆無又は該当数値のないものを示す。

注2) 「保育所」とは「保育園」及び「認証保育所」を示す。

資料) 「施設案内」(目黒区ホームページ)

「目黒区くらしのガイド(区民便利帳)」(平成25年11月、目黒区)

「医療機関一覧(平成26年5月現在)」(目黒区医師会ホームページ)

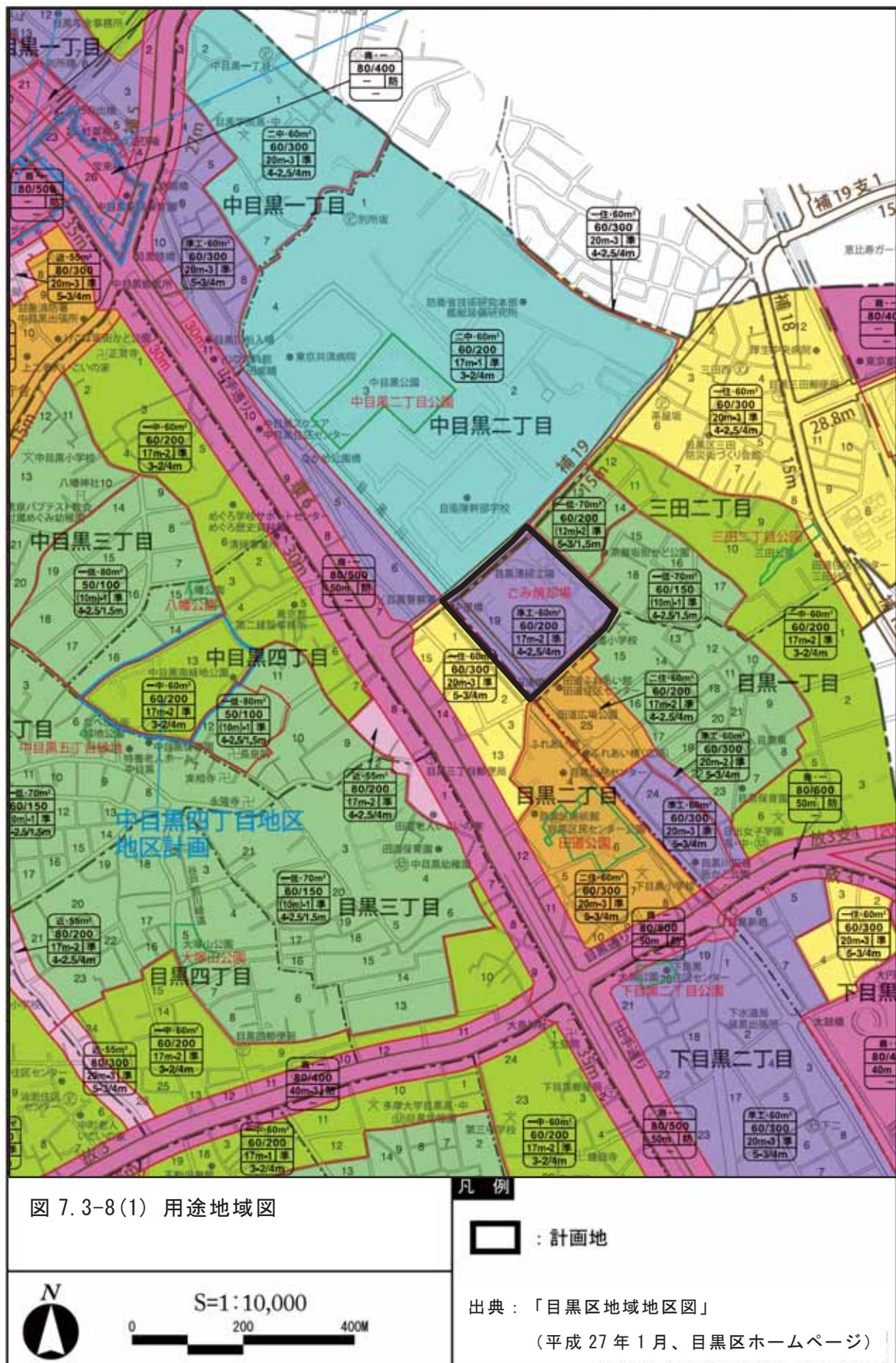


図 7.3-8(1) 用途地域図

凡例

■ : 計画地

出典 : 「目黒区地域地区図」

(平成 27 年 1 月、目黒区ホームページ)

凡 例												
地 域 地 区	用途地域	一低	第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 70m ² 又は80m ²)									
		一中	第一種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60m ²)									
		二中	第二種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60m ²)									
		一住	第一種住居地域 (敷地面積の最低限度 60m ² (恵比寿ガーデンプレイスの区域は除く)									
		二住	第二種住居地域 (敷地面積の最低限度 60m ²)									
		近	近隣商業地域 (敷地面積の最低限度 55m ² 防火地域は除く)									
		商	商業地域									
		準工	準工業地域 (敷地面積の最低限度 60m ²)									
	特別工業地区	[■]	特別工業地区 (敷地面積の最低限度 60m ²)									
	文教地区	[□]	第一種文教地区									
		[■]	第二種文教地区									
	高度地区	[○]	斜線型									
		[□]	絶対高さ型									
		[⑦]	最低限度高度地区									
	高さの限度 (第一種低層住居専用地域)	[□]	高さの限度									
	防火地区	[□]	防火地域									
		[□]	準防火地域									
	生産緑地地区	[■]	生産緑地地区									
都 市 施 設	都市計画道路	補50 15m	都市計画道路									
		[■] 〇〇公園	都市計画公園および都市計画緑地									
	ごみ焼却場	[□]										
日影規制	[□]	日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2、4-2.5、5-3 測定面 1.5m、4m									
新たな防火規制 (新防火)	[■]	東京都建築安全条例 第七条の三第一項に基づく指定区域	<table border="1"> <tr> <td></td><td>耐火建築物とするもの</td><td>準耐火または耐火建築物とするもの</td></tr> <tr> <td>階数</td><td>4以上のもの (地階を除く)</td><td>左記以外のもの</td></tr> <tr> <td>延べ面積</td><td>500m²を超えるもの</td><td></td></tr> </table> <p>注) 防火地域の区域を除く</p>		耐火建築物とするもの	準耐火または耐火建築物とするもの	階数	4以上のもの (地階を除く)	左記以外のもの	延べ面積	500m ² を超えるもの	
	耐火建築物とするもの	準耐火または耐火建築物とするもの										
階数	4以上のもの (地階を除く)	左記以外のもの										
延べ面積	500m ² を超えるもの											

図 7.3-8(2) 用途地域図

表 7.3-9 計画地周辺の公共施設等

種別	図 No.	名 称	所在地
幼稚園	1	恵泉バプテスト教会附属めぐみ幼稚園	目黒区中目黒 3-13-29
	2	中目黒幼稚園	目黒区目黒 3-4-5
保育所	3	目黒保育園	目黒区目黒 1-7-16
	4	田道保育園	目黒区目黒 3-4-4
	5	桜のこみち保育園	目黒区中目黒 2-6-20
小学校	6	下目黒小学校	目黒区目黒 2-7-9
	7	中目黒小学校	目黒区中目黒 3-13-32
	8	田道小学校	目黒区目黒 1-15-28
中学校	9	日出中学校	目黒区目黒 1-6-15
	10	目黒学院中学校	目黒区中目黒 1-1-50
高等学校	11	日出高等学校	目黒区目黒 1-6-15
	12	目黒学院高等学校	目黒区中目黒 1-1-50
特別支援学校	13	下目黒小学校すずかけ学級	目黒区目黒 2-7-9
病院・診療所	14	杉田診療所	目黒区目黒 1-5-19
	15	目黒耳鼻咽喉科医院	目黒区目黒 1-5-19
	16	上野医院	目黒区目黒 1-6-26
	17	目黒 溝口クリニック	目黒区目黒 1-24-18
	18	村林クリニック	目黒区目黒 3-1-7
	19	田中レディスライフクリニック	目黒区目黒 3-10-2
	20	目黒おおとり眼科	目黒区目黒 3-10-13
	21	目黒さこだ整形外科	目黒区目黒 3-10-13
	22	目黒やすだ内科クリニック	目黒区目黒 3-10-13
	23	ひまわり井田クリニック	目黒区目黒 3-14-3
	24	森田レディスクリニック	目黒区中目黒 1-1-18
	25	中目黒クリニック	目黒区中目黒 1-10-23
	26	ウォブクリニック中目黒	目黒区中目黒 1-10-23
	27	福田医院	目黒区中目黒 3-22-11
	28	ノタニクリニック	目黒区中目黒 4-5-17
	29	ノタニ眼科クリニック	目黒区中目黒 4-5-17
	30	東京共済病院	目黒区中目黒 2-3-8
	31	厚生中央病院	目黒区三田 1-11-7
福祉施設	32	高齢者センター	目黒区目黒 1-25-26
	33	田道老人いこいの家	目黒区目黒 3-1-18
	34	三田分室老人いこいの家	目黒区三田 2-10-33
	35	田道高齢者在宅サービスセンター	目黒区目黒 1-25-26
	36	東京共済病院在宅介護支援センター	目黒区中目黒 2-3-8
	37	のぞみ寮	目黒区目黒 3-4-4
図書館	38	区民センター図書館	目黒区目黒 2-4-36
住区センター	39	田道ふれあい館	目黒区目黒 1-25-26
	40	田道住区センター三田分室	目黒区三田 2-10-33
	41	中目黒住区センター	目黒区中目黒 2-10-13

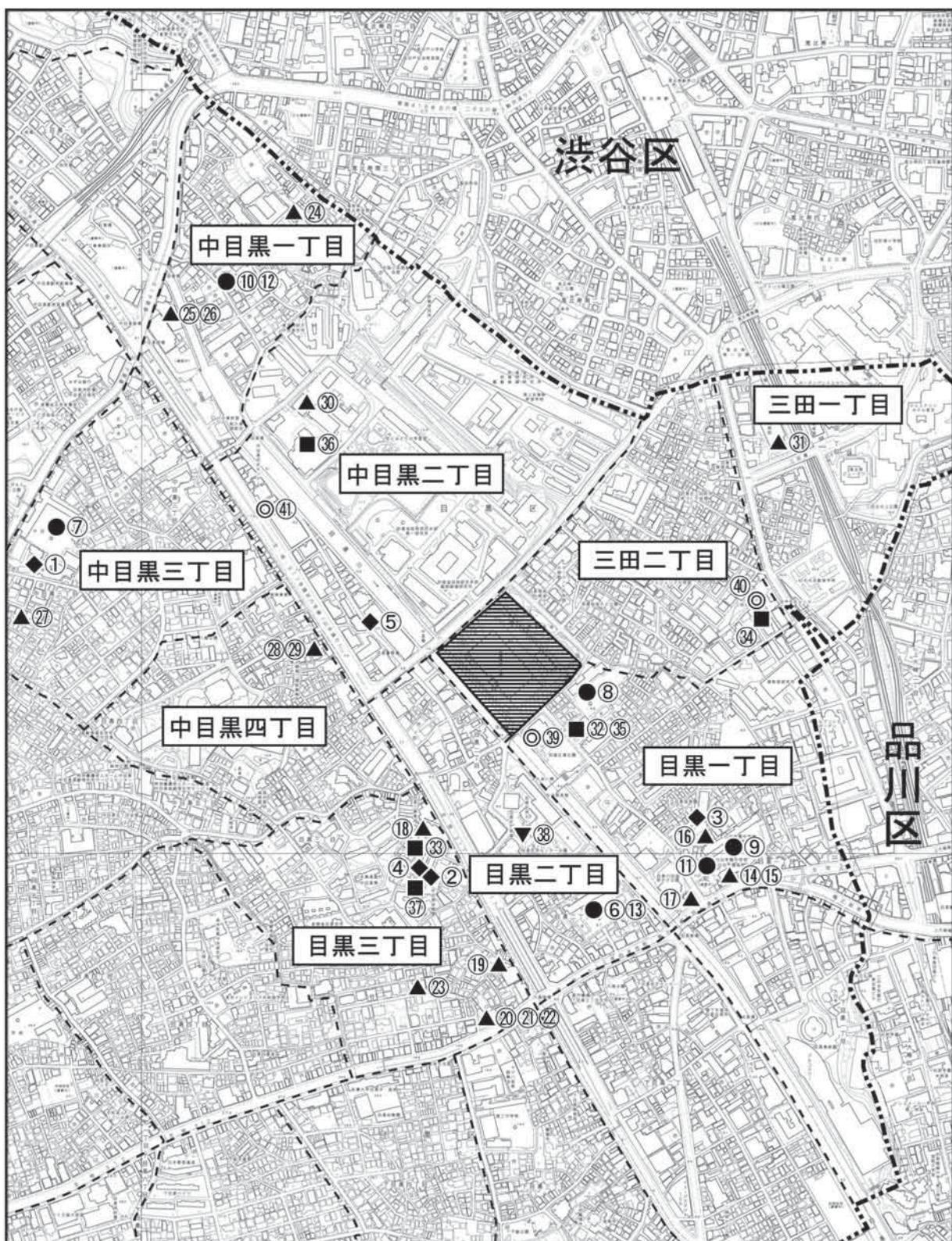


図 7.3-9 計画地周辺の公共施設等

S=1:10,000
0 200 400M

凡 例

- ◆ 幼稚園・保育所
- 小・中・高等学校
特別支援学級
- ▲ 診療所
- 福祉施設
- ▼ 図書館
- ◎ 住区センター

オ 公園等

計画地周辺における公園等の分布状況を表 7.3-10 (1)～(5) 及び図 7.3-10 に示す。

計画地周辺には、公園、児童遊園等が整備されている。

表 7.3-10 (1) 計画地周辺の公園等（目黒区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	1	けこぼ坂街かど公園	上目黒 2-9-18
	2	中目黒しぜんとなかよし公園	上目黒 2-19-18
	3	伊勢脇公園	上目黒 2-32-19
	4	中目黒駅前街かど公園	上目黒 3-4-2
	5	中目黒公園	中目黒 2-3-14
	6	中目黒南緑地公園	中目黒 4-13-9
	7	八幡公園	中目黒 4-15-21
	8	なべころ坂緑地公園	中目黒 5-6-5
	9	三田丘の上公園	三田 1-4-6
	10	三田公園	三田 2-10-31
	11	茶屋坂街かど公園	三田 2-15-15
	12	目黒川田道街かど公園	目黒 1-24-11
	13	田道広場公園	目黒 1-25-8
	14	目黒区民センター公園	目黒 2-4-36
	15	大塚山公園	目黒 4-5-28
	16	下二南街かど公園	下目黒 2-14-15
	17	大鳥公園	下目黒 2-20-19
	18	不動公園	下目黒 3-21-9
	19	さくらの里街かど公園	下目黒 5-13-10
	20	元競馬南泉公園	下目黒 5-24-16
	21	油面公園	中町 1-16-22
	22	中町せせらぎ緑地公園	中町 2-4-1
	23	三角山公園	中町 2-34-14
	24	祐天寺一丁目ふれあい公園	祐天寺 1-21-7
児童遊園	25	日向児童遊園	青葉台 1-6-47
	26	目黒銀座児童遊園	上目黒 2-14-9
	27	上四児童遊園	上目黒 4-1-37
	28	中目黒一丁目児童遊園	中目黒 1-1-10
	29	別所坂児童遊園	中目黒 2-1-15
	30	三田西児童遊園	三田 2-4-1
	31	茶屋坂児童遊園	三田 2-6-25
	32	目黒東児童遊園	目黒 1-9-15
	33	下二児童遊園	下目黒 2-6-1
	34	不動前児童遊園	下目黒 3-7-9
	35	下五児童遊園	下目黒 5-33-6
	36	下六児童遊園	下目黒 6-16-3
	37	油面住区センター児童遊園	中町 1-6-20
	38	上目黒住区センター児童遊園	祐天寺 2-6-18

表 7.3-10 (2) 計画地周辺の公園等（目黒区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
ふれあい 広場等	39	目黒川船入場	中目黒 1-11-18
	40	ふれあい橋	目黒 1-25 先～同 2-4 先
	41	不動ふれあい広場	下目黒 5-37-17
	42	羅漢寺川ふれあい広場	下目黒 6-8-28
	43	上一防災ひろば	上目黒 1-17-4
	44	合流点遊び場	上目黒 1-24 先
	45	目黒不動防災ひろば	下目黒 3-10-22
	46	蛇崩川緑道	上目黒 1-23 先～同 1-24 先他
	47	蛇崩川支流緑道	上目黒 4-22 先～同 4-31 先
	48	谷戸前川緑道	目黒 3-17 先～同 4-1 先

表 7.3-10 (3) 計画地周辺の公園等（品川区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	49	上大崎公園	上大崎 1-3-13
	50	希望ヶ丘公園	上大崎 3-10-25
	51	かむろ坂公園	西五反田 4-28-9
	52	谷山公園	西五反田 3-6-15
	53	亀の甲緑地	上大崎 4-5-37
	54	林試の森公園	小山台 2-6-11
児童遊園	55	上大崎児童遊園	上大崎 3-3-15
	56	西五反田四丁目遊園	西五反田 4-19-7
	57	にしよん広場	西五反田 4-10-6
	58	本三くじら広場	西五反田 4-4-7

表 7.3-10 (4) 計画地周辺の公園等（港区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
児童遊園	59	白金台どんぐり児童遊園	白金台 5-19-1
	60	奥三光児童遊園	白金 6-22-14

表 7.3-10 (5) 計画地周辺の公園等（渋谷区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	61	恵比寿東公園	恵比寿 1-2-16
	62	恵比寿駅東口公園	恵比寿 4-2-6
	63	景丘ちいさい秋公園	恵比寿 4-16-9
	64	景丘公園	恵比寿 4-19-21
	65	アメリカ橋公園	恵比寿 4-20-55
	66	代官山公園	代官山町 17-10
	67	恵比寿公園	恵比寿西 1-19-1
	68	恵比寿南まちかど公園	恵比寿南 1-15-5
	69	恵比寿南一公園	恵比寿南 1-26-1
	70	恵比寿南二公園	恵比寿南 2-11-1
	71	原町公園	恵比寿南 3-7-26
児童遊園	72	豊沢児童遊園地	恵比寿 2-17-19
	73	伊達児童遊園地	恵比寿 3-11-2
	74	恵比寿四丁目児童遊園地	恵比寿 4-26-1
	75	広尾一丁目児童遊園地	広尾 1-11-6



(5) 水域利用

ア 河川の状況

計画地周辺における河川を図7.3-11に示す。計画地周辺には目黒川、蛇崩川、渋谷川等の二級河川がある。また、計画地付近を流れる目黒川の概要を表 7.3-11に示す。

目黒川は、主に品川区、目黒区及び世田谷区にまたがる流域面積45.8km²、延長8.0km（支流を合わせた河川延長は30.3km）の二級河川であり、烏山川と北沢川が合流する世田谷区池尻三丁目を上流端とし、世田谷区及び目黒区を東流し、途中上目黒一丁目地先で支川蛇崩川を合わせ、品川区東品川一丁目地先で東京湾に注いでいる。

目黒川の沿川は、桜の名所として都内でも有数のスポットとなっている。また、一部を除き下水道幹線として暗渠化され、上部は緑道として区民の憩いの場として利用されている。

表 7.3-11 目黒川の概要

級種	二級河川
水源	世田谷区池尻三丁目 (烏山川と北沢川の合流地点)
流路延長(km)	8.0
流域面積(km ²)	45.8

資料) 「目黒川流域豪雨対策計画」（平成21年11月、東京都総合治水対策協議会）



イ 水域の利用状況

目黒川の河川水については、生活用水、事業用水、農業用水及び工業用水としての利用はない。

また、目黒区における一定規模以上の揚水施設(揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設)による地下水揚水量を表 7.3-12に示す。

平成24年目黒区内の揚水量は全体で150 m³/日であり、そのうち工場が20 m³/日、指定作業場が33 m³/日、上水道等が97m³/日となっている。

表 7.3-12 地下水揚水状況（目黒区）

事業所の種類	事業所数（か所）	井戸本数（本）	揚水量（m ³ /日）
工 場	5	5	20
指定作業場	9	9	33
上水道等	4	5	97
合 計	18	19	150

資料) 「平成 24 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」
(平成 26 年 3 月、東京都環境局)

ウ 下水道普及状況

東京都の区部においては、東京都が下水道事業を行っている。「事業概要平成25年版」(平成26年8月、東京都下水道局)によると、計画地周辺の地域は、芝浦処理区に含まれており、芝浦水再生センターで下水処理が行われている。

なお、目黒区の下水道は、全域が合流式となっており、下水道普及率は100%となっている。

目黒区における下水道普及状況を表 7.3-13に示す。

表 7.3-13 下水道普及状況（目黒区）

全体人口（人）	普及人口（人）	普及率（%）
267,884	267,884	100

注) 平成 26 年 3 月 31 日現在 (全体人口は平成 26 年 4 月 1 日現在)

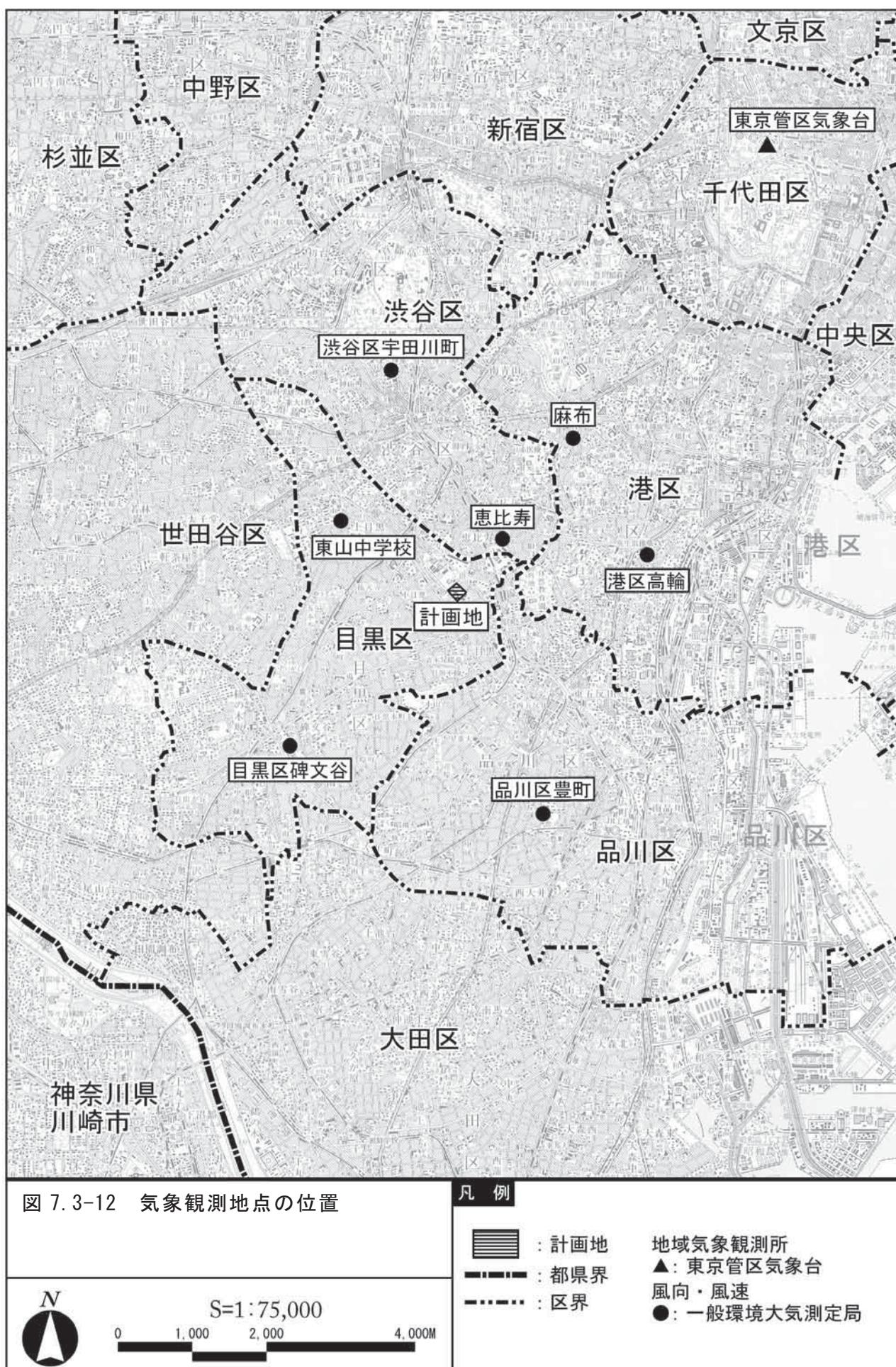
資料) 「事業概要平成 26 年版」(平成 26 年 8 月、東京都下水道局)

(6) 気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、東京管区気象台(計画地の北東約7.5km)である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、目黒区碑文谷測定局(計画地の南西約3.0km)、渋谷区宇田川町測定局(計画地の北北西約3.0km)、港区高輪測定局(計画地の東約2.5km)、品川区豊町測定局(計画地の南南東約3.2km)、東山中学校測定室(計画地の北西約1.8km)、恵比寿測定局(計画地の北東約0.9km)及び麻布測定局(計画地の北東約2.5km)がある。

気象観測地点の位置を図7.3-12に示す。



東京管区気象台の主要な気象要素を表7.3-14に、平均気温及び降水量の月別推移を図7.3-13にそれぞれ示す。

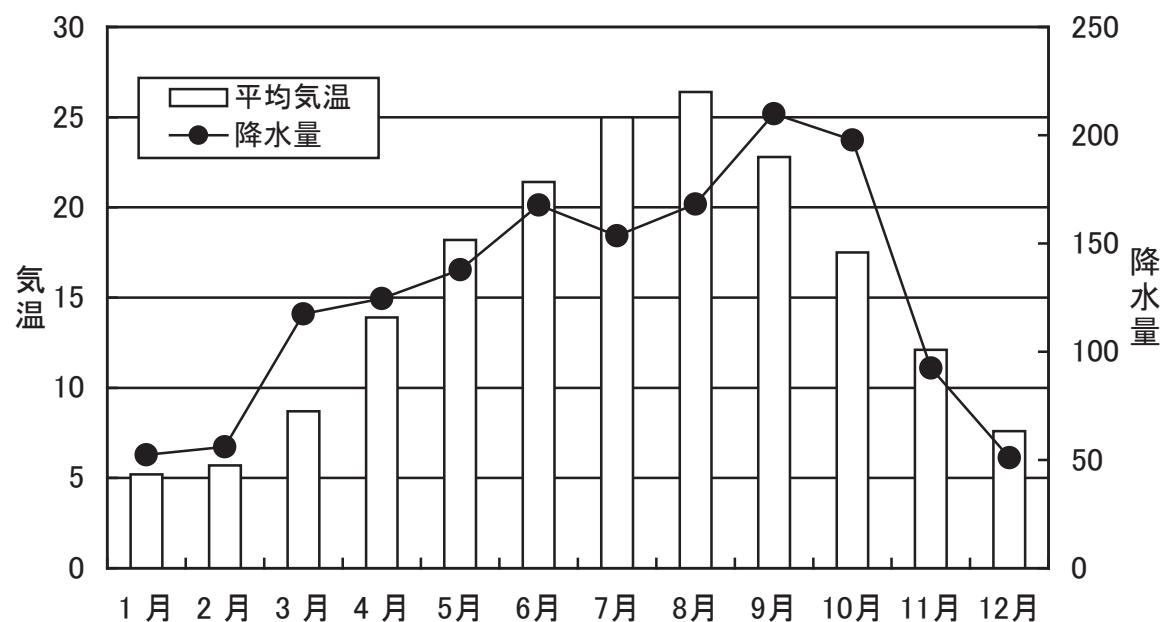
東京管区気象台における昭和56（1981）年から平成22（2010）年までの30年間の統計値は、平均気温が15.4°C、最高気温が30.8°C（8月）、最低気温が0.9°C（1月）、年間降水量の平均値が1,528.8mmであった。

表 7.3-14 主要な気象要素（東京管区気象台）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均(°C)	5.2	5.7	8.7	13.9	18.2	21.4	25.0	26.4	22.8	17.5	12.1	7.6
	最高(°C)	9.6	10.4	13.6	19.0	22.9	25.5	29.2	30.8	26.9	21.5	16.3	11.9
	最低(°C)	0.9	1.7	4.4	9.7	14.0	18.0	21.8	23.0	19.7	14.2	8.3	3.5
降水量 (mm)	52.3	56.1	117.5	124.5	137.8	167.7	153.5	168.2	209.9	197.8	92.5	51.0	1,528.8

注) 昭和 56（1981）年から平成 22（2010）年までの 30 年間の統計値

資料) 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）



資料) 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図 7.3-13 平均气温及び降水量の月別推移（東京管区気象台）

計画地周辺の一般環境大気測定局における平成 25 年度の風向及び風速の状況は、表 7.3-15 及び図 7.3-14 に示すとおりである。

風向については、秋から春にかけて北側方向からの風が多く、年間でも北側方向からの風の頻度が多くなっている。風速については、年間平均で 0.9~3.2m/s となっている。

表 7.3-15 風向・風速調査結果（平成 25 年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
目黒区 碑文谷	最多風向	北北西	南南東	北北西	北北西	北北西	地上 20m
	平均風速	3.1	2.8	2.5	3.0	2.8	
渋谷区 宇田川町	最多風向	北	南南西	北	北	北	地上 30.5m
	平均風速	2.8	2.4	2.3	2.8	2.5	
港区 高輪	最多風向	南南西	南南西	北北東	北北東	北北東	地上 5.3m
	平均風速	1.2	1.0	0.9	0.9	0.9	
品川区 豊町	最多風向	北北西	南	北北西	北北西	北北西	地上 17.5m
	平均風速	3.1	2.4	2.4	3.2	2.8	
東山 中学校	最多風向	北	南南西	北北東	北	北	地上 20m
	平均風速	3.0	2.6	2.5	2.1	2.6	
恵比寿	最多風向	北北西	南南西	北	北北西	北	地上 14m
	平均風速	2.0	1.5	1.8	1.9	1.8	
麻布	最多風向	南西	西南西	北北東	北北東	北北東	地上 15m
	平均風速	1.2	0.9	1.1	1.3	1.1	

資料) 「大気環境月報（平成 25 年度）」（東京都環境局ホームページ）

「目黒区提供資料」（目黒区）

「渋谷区提供資料」（渋谷区）

「環境調査統計報告：大気汚染」（港区ホームページ）

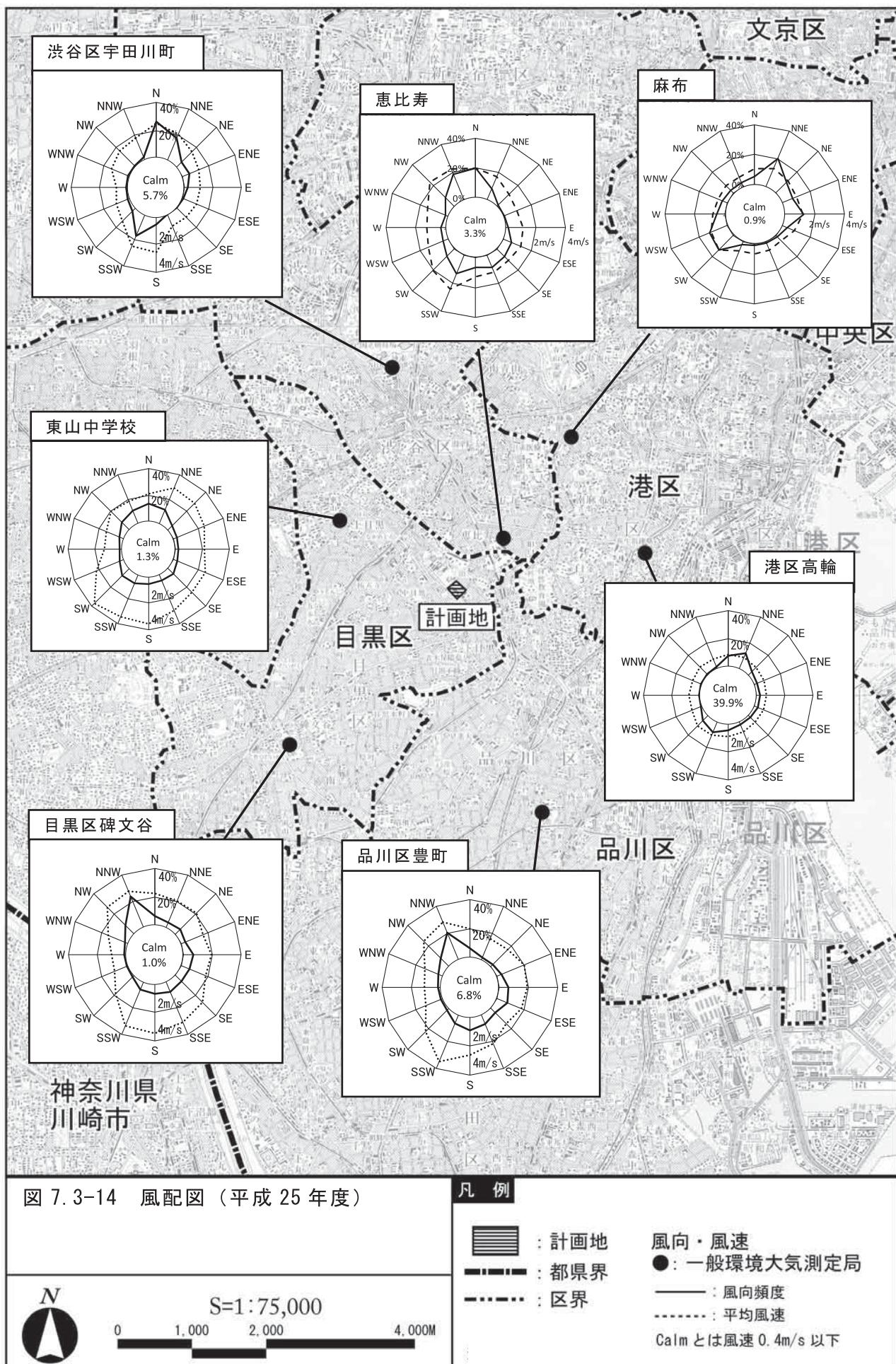


図 7.3-14 風配図 (平成 25 年度)

凡 例

■ : 計画地

— : 都県界

- - - : 区界

風向・風速

● : 一般環境大気測定局

— : 風向頻度

- - - : 平均風速

Calm とは風速 0.4m/s 以下



0 1,000 2,000 4,000M

(7) 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令を表 7.3-16 (1) 及び(2)に示す。

表 7.3-16 (1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
	東京都環境基本条例（平成 6 年条例第 92 号）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 年条例第 96 号）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例） (平成 12 年条例第 215 号)
	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
	東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
	東京都廃棄物条例（東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例）（平成 4 年条例第 140 号）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 年条例第 43 号）
	目黒区環境基本条例（平成 12 年条例第 68 号）
	目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成 11 年条例第 30 号）
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
騒音	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
振動	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
	東京都下水道条例（昭和 34 年条例第 89 号）
土壤汚染	土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 年条例第 63 号）
景観	景観法（平成 16 年法律第 110 号）
	東京都景観条例（平成 18 年条例第 136 号）
	目黒区景観条例（平成 21 年条例第 28 号）
廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

表 7.3-16 (2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
温室効果ガス	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）
緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年条例第 216 号）
	目黒区みどりの条例（平成 2 年条例第 26 号）
文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 年条例第 25 号）
その他	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

(8) 環境保全に関する計画等

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画等を表 7.3-17(1)～(4)に、目黒区が策定する環境保全に関する計画を表 7.3-18(1)及び(2)にそれぞれ示す。

表 7.3-17(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都長期ビジョン (平成 26 年 12 月)	<ul style="list-style-type: none"> ○スマートエネルギー都市の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの更なる進展による、エネルギー消費量の継続的な減少。 ・地域のエネルギーネットワークの形成による停電などに対する防災力の向上 ・再生可能エネルギーの導入拡大による、主要エネルギーの一つとしての活用。 ・水素社会の実現に向けた、水素活用の技術開発の進展、燃料電池車や水素ステーション、家庭用燃料電池などの普及拡大。 ○水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・森林や農地などの貴重な緑の保全と、新たに創出された緑が連続性・一体性を持った質の高い都市環境の形成。 ・多様な生物の生息・生育環境を守る取組の拡大。 ・海水浴や川遊びを楽しむ水辺の水質改善 ・PM2.5 の環境基準達成、光化学スモッグの低減。 ・東京の活力が維持・発展していくための「持続可能な資源利用」への積極的な取組。
東京都環境基本計画 (平成 20 年 3 月)	この計画は、東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割として、「少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指す」及び「東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信」を掲げており、これらの役割を果たすために、「人類・生物の生存基盤の確保」、「健康で安全な生活環境の確保」、「より快適で質の高い都市環境の創出」を目標としている。
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の 3 点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める

表 7.3-17(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都気候変動対策方針 「カーボンマイナス東京 10年プロジェクト」基本 方針 (平成 19 年 6 月)	東京都は、東京における気候変動対策を構築する際に最も大切なことは、「気候変動のもたらす地球の危機を回避するためには、今世紀の半ばまでに、世界全体の温暖化ガスの排出量を半減しなければならない。」という長期的な目標を見据え、こうした劇的な削減を可能とする新しい都市モデルの実現にむけ、現時点において展開すべき施策の方向性を定めていくことであるとしている。 このため、2020 年までに、東京の温暖化ガス（温室効果ガス）排出量を 2000 年比で 25% 削減する目標を掲げて、以下の五つの方針を挙げている。 方針 1 企業の CO ₂ 削減を強力に推進 方針 2 家庭の CO ₂ 削減を本格化～低 CO ₂ 型の生活で光熱費もカット 方針 3 都市づくりでの CO ₂ 削減をルール化 方針 4 自動車交通での CO ₂ 削減を加速 方針 5 各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築
「カーボンマイナス東京 10年プロジェクト」施策 化状況 2012 (平成 24 年 3 月)	この施策化状況は、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトを検証し、既定の施策を着実に進めながら、新たな視点で構築した施策を含め、改めてとりまとめられた施策である。
地域におけるエネルギー 有効利用計画書制度 (平成 22 年 1 月)	この制度は、特定開発事業者（新築等を行う全ての建築物の延べ面積の合計が 5 万 m ² を超える事業を行う者）に対し、大規模な開発計画を作る早い段階でエネルギーの有効利用に関する措置（未利用エネルギーや再生可能エネルギー、地域冷暖房の導入検討等）を求め、地域におけるエネルギーの有効利用を図ることにより、環境負荷の少ない低 CO ₂ 型の都市づくりを推進していくことを目的として、エネルギー有効利用計画書の作成・提出を義務付けている。
ヒートアイランド対策取 組方針 (平成 15 年 3 月)	この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の三つの基本的考え方が示されている。 〔基本的考え方〕 ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガ イドライン (平成 17 年 7 月)	このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。
東京都廃棄物処理計画 (平成 23 年 6 月)	この計画は、東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画であり、以下の目標を掲げ、「3R 施策の促進」、「適正処理の促進」、「静脈ビジネス発展の促進」を柱とした施策を示している。 〔目標〕 平成 27 年度の最終処分量を平成 19 年度比 30% 減とする。（125 万トンに削減） 内訳：一般廃棄物 25 万トン、産業廃棄物 100 万トン
東京都建設リサイクル 推進計画 (平成 20 年 4 月)	この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 27 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。 〔目標指標〕 ・建設廃棄物の再資源化・縮減率（発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率） ・建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較）

表 7.3-17(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	東京都は、昭和 47 年に第 1 次の公害防止計画を策定し、平成 22 年度までに 8 回にわたり計画を策定し、公害防止に関する諸施策を推進してきた。しかし、東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、公害防止に関する諸施策に積極的に取り組んでいくため、東京都環境基本計画を基本に、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした第 9 次の公害防止計画が策定されている。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	<p>この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。</p> <p>〔目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 <p>〔施策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等） ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他（関係者間の連携等）
緑の東京計画 (平成 12 年 12 月)	この計画は、21 世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするために、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示すものであり、おおむね 50 年後における東京の緑の望ましい将来像を見据えて、平成 13 年度から平成 27 年度までの 15 年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしている。
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（平成 19 年 6 月）	<p>「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間を展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全府横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。</p> <p>また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の四つの方針を挙げている。</p> <p>方針 1 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針 2 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針 3 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針 4 あらゆる工夫による緑の創出と保全</p>
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012 (平成 24 年 3 月)	この施策化状況は、平成 19 年 6 月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。

表 7.3-17(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)	<p>この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の 3 つを挙げている。</p> <p>〔将来像〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
東京都景観計画 (平成 23 年 4 月)	<p>この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。</p> <p>この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の 3 つを挙げている。</p>

表 7.3-18(1) 目黒区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
目黒区基本構想 (平成 12 年 10 月)	<p>この構想では、前基本構想が基本理念としてきた「人間性の尊重」を受け継ぎ、これを現代日本の社会状況に即して更に発展させる趣旨で、次の三つの基本理念を掲げ、これらが目黒区の地域社会に実現されることを目指している。</p> <p>[三つの基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権と平和を尊重する ・環境と共生する ・住民自治を確立する
目黒区基本計画 平成 22 (2010) 年度～ 平成 31 (2019) 年度 (平成 21 年 10 月)	<p>この計画は、基本構想の三つの理念を象徴的に表した「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」を目指して平成 22 年度～平成 31 年度の 10 年間に取り組むべき課題と施策の基本的な方向を、総合的、体系的に示している。計画期間内で優先的に取り組むべき施策の方向を以下の重点プロジェクトとして示している。</p> <p>[重点プロジェクト]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全プロジェクト ・健康長寿プロジェクト ・子ども応援プロジェクト ・快適住環境プロジェクト ・地球温暖化防止プロジェクト ・ふれあい・にぎわいプロジェクト
目黒区実施計画 (平成 25 年度～ 平成 29 年度) (平成 25 年 3 月)	<p>この計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三段階で構成される目黒区の長期計画の一翼を担い、基本計画に掲げられている行財政上の課題等を計画的に実現するための 5 か年の具体的な事業計画で、各年度の予算編成に当たっての指針となっている。平成 25 年度からの 5 か年に具体化すべき主要な事業の事業量・実施時期等を明らかにしている。計画の策定に当たっては、区民生活を取り巻く社会経済状況の変化や、財政状況等行財政上の諸条件を踏まえるとともに区民、区議会及び関係団体からの意見・要望、施策の重要性・緊急性・具体化の状況等を考慮しながら、今後 5 か年間に実施すべき事業を選択し、計画化している。</p>
目黒区環境基本計画 (平成 24 年 3 月)	<p>この計画は、目指すべき環境像として「地域と地球の環境を守りはぐくむまちーめぐろからの挑戦ー」を掲げ、区を取り巻く社会経済状況の変化やこれまでの成果・課題を踏まえ、以下に示す三つの基本目標を設定している。この三つの基本目標を達成するために、各目標の下に基本方針、施策の目標を掲げ、計画を推進している。</p> <p>[基本目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境を守りはぐくむ ・ライフスタイルの転換で環境を守りはぐくむ ・環境を守りはぐくむ人づくり（継続）
目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画 (平成 26 年 3 月)	<p>この計画は、区有施設全てを対象とし、低炭素社会実現に向けた総合的な温室効果ガス削減の仕組みを構築するとともに、循環型社会の実現のために、ごみの減量等環境負荷の低減に資する取組を推進している。目黒区の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を、平成 24 年度を基準として、目標年度の平成 30 年度において 5%以上削減することを目標としている。</p>
目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画） (平成 26 年 3 月)	<p>この計画は、区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制に向けた対策を定め、地球温暖化対策を区域全体で総合的・計画的に推進することを目的としており、二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量を、平成 22 年度を基準とし、区全域で毎年度 1%以上削減を進め、計画の最終年度（平成 32 年度）において 7%以上削減することを目標としている。</p>

表 7.3-18(2) 目黒区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
目黒区都市計画マスター プラン (平成 16 年 3 月)	<p>このマスタープランは、将来都市像（20 年後のめぐろの姿）として「子どもの元気がみえるまち めぐろ」を掲げており、これを達成するために 4 つの取り組むべき街づくりの目標が示されている。</p> <p>〔取り組むべき街づくりの目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適に住み続けられる街づくり ・全ての人が暮らしやすい街づくり ・活力にあふれた、個性ある街づくり ・うるおいのある、環境に配慮した街づくり
目黒区景観計画 (平成 24 年 4 月 (改定))	<p>この計画は、「目黒区都市計画マスタープラン」等を踏まえ、景観法に基づく景觀行政団体として、身近な地域での良好な景観を形成することを目的とし、目黒区における景観形成の基本目標として「愛着が生まれる細やかな景観づくり」を掲げている。基本目標を踏まえた具体的な目標として、以下の目標を掲げている。</p> <p>〔具体的な目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた景観資源の活用 ・目黒区の地域特性を活かした街並み形成 ・住宅都市の魅力を高める景観形成 ・目黒区のイメージ向上としての景観形成
目黒区みどりの基本計画 (平成 18 年 10 月)	<p>この計画は、平成 27 年度までを目標期間として、目黒区のみどりに関する総合的な計画として、区自らが行う施策の基本方針を示している。みどりをめぐる主な課題の解決に向け、以下の五つの基本的な考え方をもとにみどりの将来像をイメージし、みどりのまちづくりを着実に進めていくため、多様な施策を具体化していくとしている。</p> <p>〔みどりの基本的な考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの拠点をつくる ・みどりをつなぐ ・みどりをひろげる ・みどりをつくる活動を後押しする ・みどりをつくる体制を整える
目黒区一般廃棄物処理基 本計画 (平成 19 年 3 月)	<p>この計画は、「環境先進区」として、長期的視点に立った清掃・リサイクル行政の方向性と目標を定めた上で、各種施策を体系的に整理することを目的としている。計画期間は平成 19 年度から平成 28 年度の 10 年間であり、10 年後の目黒区の姿として、「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現を目指しており、計画目標を以下のとおり設定している。</p> <p>〔ごみ減量目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量を平成 17 年度比で 35% 削減する。 <p>〔再生利用目標（リサイクル）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率を 40% に引き上げる。
目黒区総合治水対策基本 計画 (平成 22 年 5 月)	<p>この計画は、区内全域を対象に「水害から区民の生命身体を守る」、「水害による財産被害を軽減する」、「出水時も必要不可欠な都市機能を確保する」ことを目的としており、計画期間は「東京都豪雨対策基本方針」及び各流域の「豪雨対策計画」との整合を図り、概ね 30 年後の姿を見据えながら当面達成すべき水準としての目標を平成 29 年度としている。</p>
目黒区生物多様性地域戦 略「ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり 計画」 (平成 26 年 3 月)	<p>この計画は、身近な自然を守り、いきものたちと共に暮らせるまちを未来に伝えていくことを目的とし、目標を以下のとおり設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりの風景をまもり、いきものにやさしさのある環境をつくる。 ・自然とのふれあいを大切にしためぐろの暮らしを未来に伝える。 ・全ての主体があらゆる活動で「ささえあう生命の輪」の確保を目指した協力と連携を行う。

(9) 公害に関する苦情件数

計画地が位置する目黒区における過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の公害苦情件数を表 7.3-19に示す。

平成25年度の目黒区における苦情件数は、騒音に係るものが多い。

表 7.3-19 公害に関する苦情件数（目黒区）

現象	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
大気汚染	13	16	19	25	5
水質汚濁	—	—	—	—	—
土壤汚染	—	—	—	—	—
騒 音	93	138	97	80	86
低周波騒音	8	2	—	2	—
振 動	20	27	27	14	17
地盤沈下	—	—	1	—	—
悪 臭	28	43	27	17	16
廃棄物投棄	1	1	—	—	—
その他	36	63	44	29	24
合 計	191	288	215	165	148

資料) 「公害苦情統計調査」（東京都環境局ホームページ）

7.3.2 環境項目

(1) 大気汚染

計画地を中心とした半径5kmの範囲における大気汚染物質の状況をまとめた。

各測定局等における調査項目を表 7.3-20(1) 及び(2)に、測定局等の位置を図 7.3-15に示す。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については大気環境常時監視の測定結果を、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び水銀については有害大気汚染物質モニタリングの測定結果を、ダイオキシン類についてはダイオキシン類常時監視の測定結果をそれぞれまとめた。

なお、微小粒子状物質については、平成23年度から測定が行われている。

表 7.3-20(1) 大気汚染物質の調査項目

種別	図No.	測定局名等 (所在地)	測定主体	調査項目								
				二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (O _x)	ベンゼン等 ^{注1}	ダイオキシン類 (DXNs)	微小粒子状物質 (PM2.5)	水銀 (Hg)
一般環境大気測定局	1	目黒区碑文谷測定局 (碑文谷 4-19-25)	東京都			○	○	○		○	○	
	2	渋谷区宇田川町測定局 (渋谷区宇田川町 1-1)	東京都			○	○	○			○	
	3	港区高輪測定局 (港区高輪 1-6)	東京都			○	○	○			○	
	4	品川区豊町測定局 (品川区豊町 2-1-20)	東京都			○	○	○			○	
	5	世田谷区世田谷測定局 (世田谷区世田谷 4-21-27)	東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局 (新宿区内藤町 11)	環境省 東京都	○	○	○	○	○	○			○
	7	東山中学校測定室 (目黒区東山 1-24-31)	目黒区	○	○	○	○	○				
	8	恵比寿測定局 (渋谷区恵比寿 4-21-10)	渋谷区			○	○	○		○		
	9	麻布測定局 (港区西麻布 3-12-1)	港区			○	○	○				
	10	北沢総合測定室 (世田谷区北沢 2-8-18)	世田谷区			○	○	○				
	11	雪谷測定局 (大田区東雪谷 3-6-2)	大田区			○	○	○	○			

注 1) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注 2) 調査項目は、平成 25 年度現在の項目である。

資料) 「東京都一般環境大気測定局の測定結果(25年度)」(東京都環境局ホームページ)

「有害大気汚染物質のモニタリング調査」

「平成 25 年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」

(以上、東京都環境局ホームページ)

「平成 26 年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

「しぶやの環境」(渋谷区ホームページ)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)

「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)

表 7.3-20(2) 大気汚染物質の調査項目

種別	図No	測定局名等 (所在地)	測定 主体	調査項目							
				二酸化 硫黄 (SO ₂)	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO ₂)	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼン等 ^{注1}	ダイオキ シン類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM2.5)
自動車排出ガス測定期	12	山手通り大坂橋測定期 (目黒区青葉台 3-6)	東京都		○	○	○				○
	13	環七通り柿の木坂測定期 (目黒区柿の木坂 1-1-4)	東京都			○	○				○
	14	第一京浜高輪測定期 (港区高輪 2-20)	東京都		○	○	○				○
	15	北品川交差点測定期 (品川区北品川 3-11-22)	東京都	○	○	○	○				○
	16	中原口交差点測定期 (品川区西五反田 7-25-1)	東京都		○	○	○				○
	17	玉川通り上馬測定期 (世田谷区上馬 4-1-3)	東京都		○	○	○				○
	18	環七通り松原橋測定期 (大田区中馬込 2-17 地先)	東京都	○	○	○	○				○
	19	中原街道南千束測定期 (大田区南千束 1-33-1)	東京都			○	○				○
	20	幡代測定期 (渋谷区幡ヶ谷 1-1-8)	渋谷区			○	○				
	21	北参道測定期 (渋谷区千駄ヶ谷 4-5-14)	渋谷区			○	○				
	22	副都心中央測定期 (渋谷区道玄坂 1-1)	渋谷区			○	○				
	23	上原測定期 (渋谷区上原 1-46-4)	渋谷区				○			○	
	24	一の橋測定期 (港区東麻布 3-9-1)	港区	○	○	○	○	○			○
	25	赤坂測定期 (港区赤坂 7-3-39)	港区			○	○	○			○
	26	芝浦測定期 (港区海岸 2-1-27)	港区			○	○	○			○
	27	平塚橋交差点測定期 (品川区西中延 1-1 地先)	品川区			○	○				

注 1) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注 2) 調査項目は、平成 25 年度現在の項目である。

資料) 「東京都自動車排出ガス測定期の測定結果（25 年度）」（東京都環境局ホームページ）

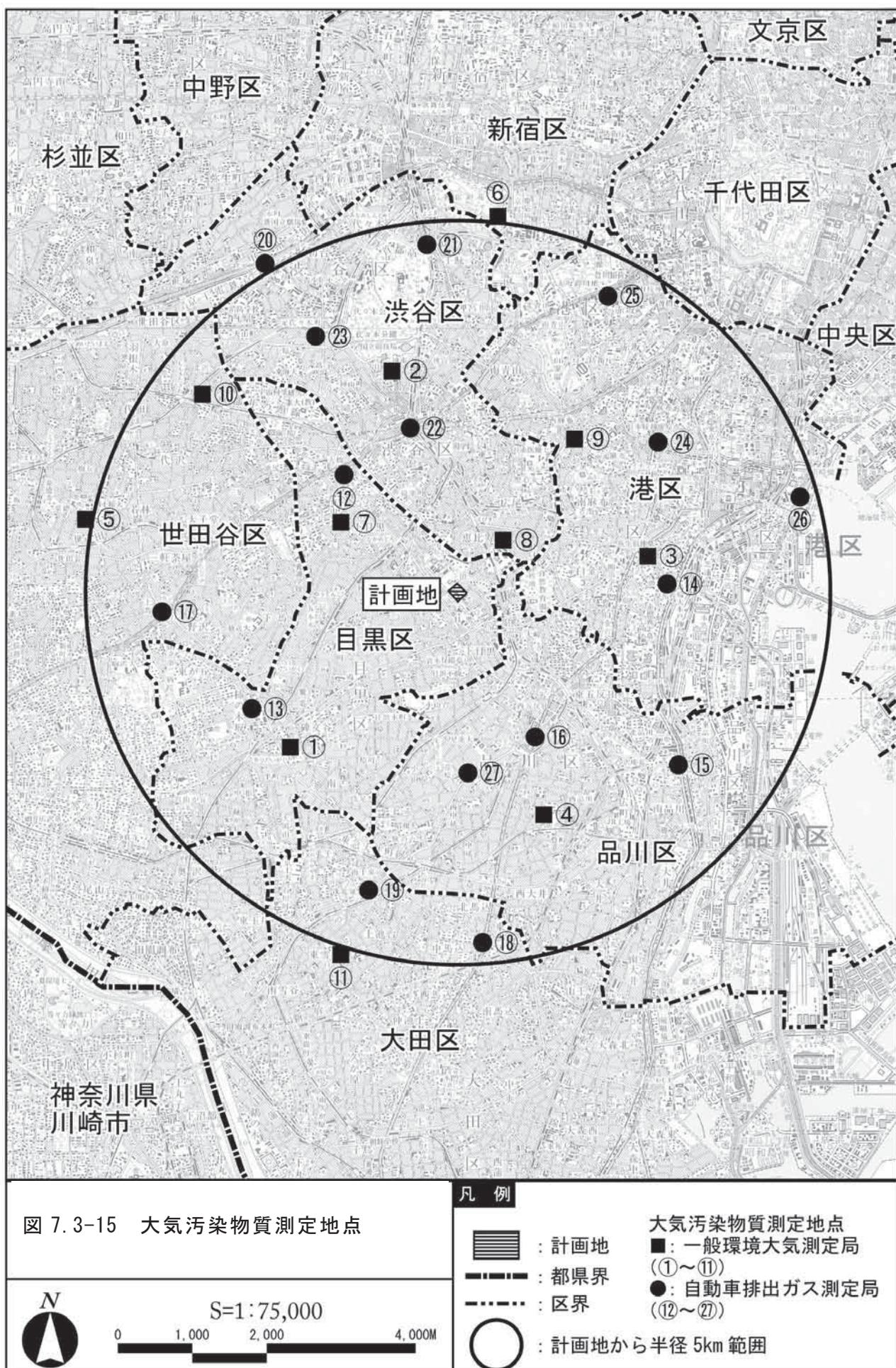
「平成 25 年度大気汚染常時監視測定結果について」（東京都環境局ホームページ）

「平成 26 年度版環境調査報告書」（目黒区ホームページ）

「しぶやの環境」（渋谷区ホームページ）

「大気汚染局別測定期内容」（港区ホームページ）

「しながわの環境」（平成 25 年 12 月、品川区都市環境事業部環境課）



ア 一般環境

(7) 二酸化硫黄 (SO₂)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の調査結果の推移を表 7.3-21に、年平均値の推移を図7.3-16にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.001～0.002ppmである。

過去5年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 7.3-21 一般環境大気測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

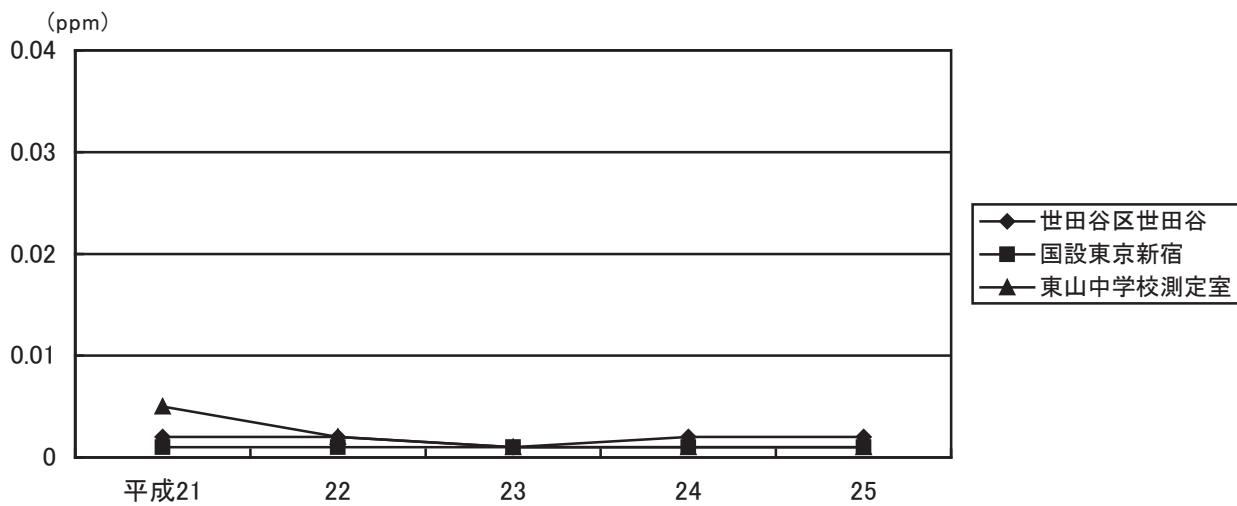
図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
5	世田谷区世田谷 測定局	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿 測定局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○
7	東山中学校測定室	0.005	0.002	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○

注 1) 二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

注 2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連續した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)
「東京都一般環境大気測定局の測定結果(25年度)」(東京都環境局ホームページ)
「平成26年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)



資料) 表 7.3-21 の資料参照

図 7.3-16 一般環境大気測定局における二酸化硫黄（年平均値）の推移

(4) 一酸化炭素 (CO)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の一般環境大気測定局における一酸化炭素の調査結果の推移を表7.3-22に、年平均値の推移を図7.3-17にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.3～0.4ppmである。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 7.3-22 一般環境大気測定局における一酸化炭素調査結果の推移

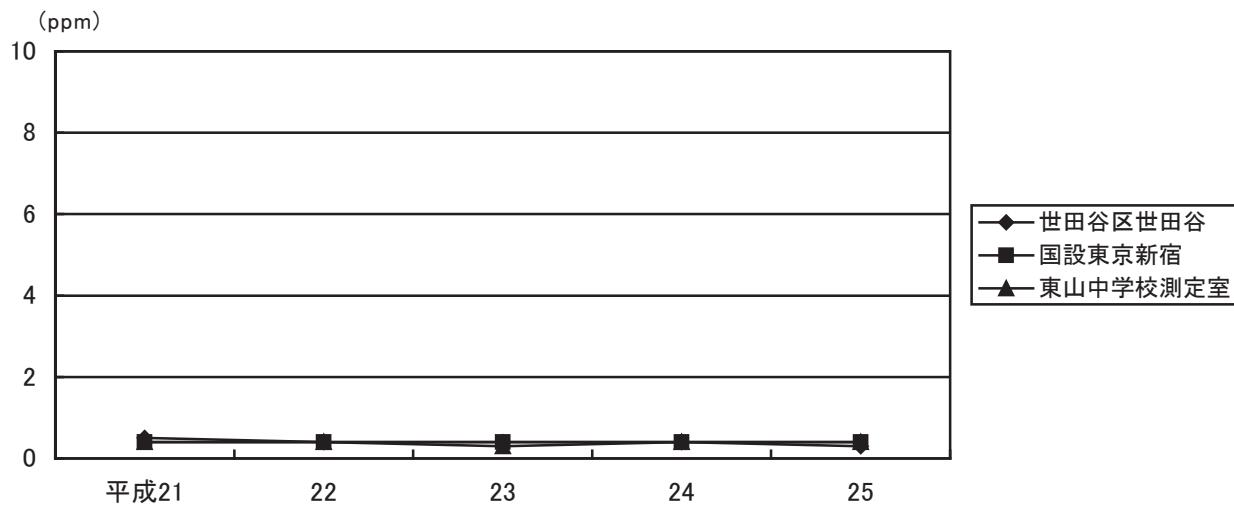
図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
5	世田谷区世田谷 測定局	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿 測定局	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	○	○	○	○	○
7	東山中学校 測定室	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	○	○	○	○	○

注 1) 一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

注 2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都一般環境大気測定局の測定結果（25年度）」（東京都環境局ホームページ）
「平成26年度版環境調査報告書」（目黒区ホームページ）



資料) 表 7.3-22 の資料参照

図 7.3-17 一般環境大気測定局における一酸化炭素（年平均値）の推移

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表7.3-23に、年平均値の推移を図7.3-18にそれぞれ示す。

調査は11地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.020～0.030mg/m³である。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は平成25年度の東山中学校測定室以外では達成している。

表 7.3-23 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m ³)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1	目黒区碑文谷 測定局	0.024	0.023	0.023	0.022	0.021	○	○	○	○	○
2	渋谷区宇田川町 測定局	0.031	0.027	0.025	0.023	0.026	○	○	○	○	○
3	港区高輪測定局	— ^{注3}	— ^{注3}	0.022	0.021	0.022	— ^{注3}	— ^{注3}	○	○	○
4	品川区豊町 測定局	0.031	0.022	0.024	0.021	0.024	○	○	○	○	○
5	世田谷区世田谷 測定局	0.019	0.018	0.020	0.018	0.021	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿 測定局	0.021	0.020	0.019	0.016	0.020	○	○	○	○	○
7	東山中学校 測定室	0.021	0.020	0.022	0.017	0.020	○	○	○	○	×
8	恵比寿測定局	0.027	0.028	0.027	0.028	0.030	○	○	○	○	○
9	麻布測定局	0.024	0.022	0.022	0.021	0.021	○	○	○	○	○
10	北沢総合測定室	0.019	0.021	0.020	0.018	0.021	○	○	○	○	○
11	雪谷測定局	0.027	0.026	0.028	0.026	0.028	○	○	○	○	○

注 1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

注 2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

注 3) 港区高輪測定局は平成23年度に他から移設されたため、平成22年度以前はデータが無い。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都一般環境大気測定局の測定結果(25年度)」(東京都環境局ホームページ)

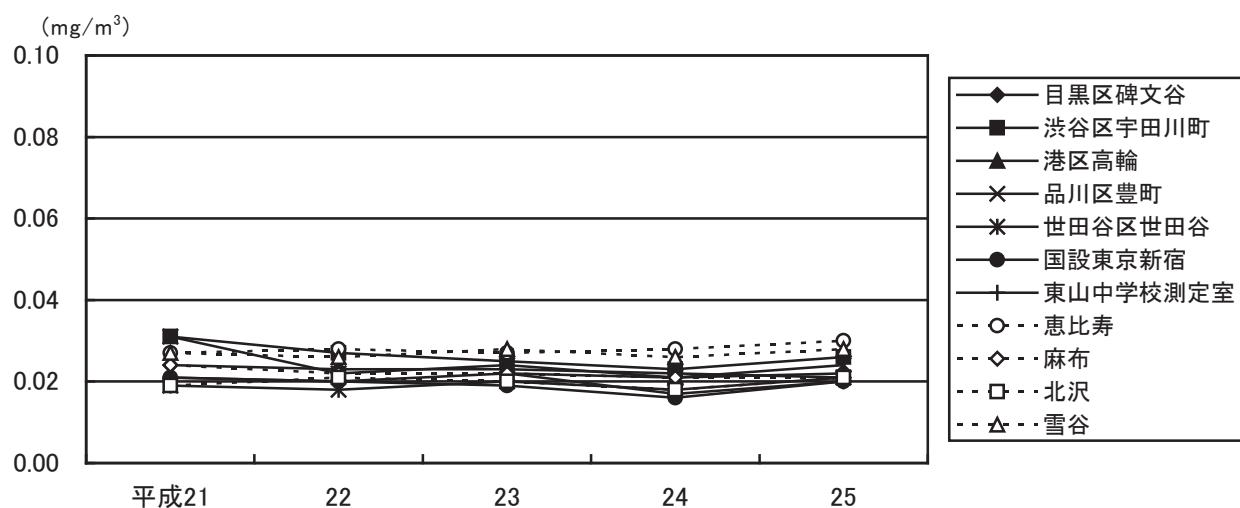
「平成26年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

「しぶやの環境」、「渋谷区提供資料」(渋谷区)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)

「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)



資料) 表 7.3-23 の資料参照

図 7.3-18 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

(I) 二酸化窒素 (NO_2)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表7.3-24に、年平均値の推移を図7.3-19にそれぞれ示す。

調査は11地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.017～0.022ppmである。

過去5年間の年平均値は、全体的に減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 7.3-24 一般環境大気測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1	目黒区碑文谷 測定局	0.024	0.023	0.022	0.020	0.020	○	○	○	○	○
2	渋谷区宇田川町 測定局	0.023	0.022	0.020	0.019	0.019	○	○	○	○	○
3	港区高輪測定局	— ^{注3}	— ^{注3}	0.023	0.021	0.020	— ^{注3}	— ^{注3}	○	○	○
4	品川区豊町 測定局	0.023	0.021	0.021	0.020	0.019	○	○	○	○	○
5	世田谷区世田谷 測定局	0.021	0.019	0.019	0.017	0.017	○	○	○	○	○
6	国設東京新宿 測定局	0.022	0.021	0.021	0.020	0.020	○	○	○	○	○
7	東山中学校 測定室	0.023	0.023	0.023	0.021	0.020	○	○	○	○	○
8	恵比寿測定局	0.025	0.023	0.022	0.021	0.020	○	○	○	○	○
9	麻布測定局	0.026	0.025	0.024	0.024	0.022	○	○	○	○	○
10	北沢総合測定室	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019	○	○	○	○	○
11	雪谷測定局	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019	○	○	○	○	○

注 1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下の」とある。

注 2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。

1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

注 3) 港区高輪測定局は平成23年度に他から移設されたため、平成22年度以前はデータが無い。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都一般環境大気測定局の測定結果(25年度)」(東京都環境局ホームページ)

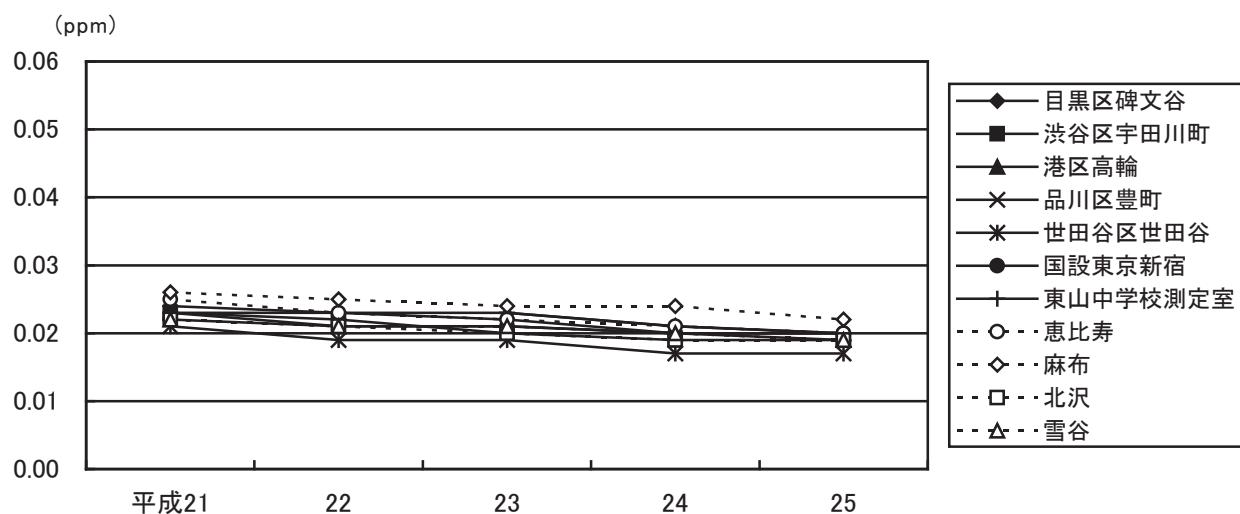
「平成26年度版環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

「しぶやの環境」、「渋谷区提供資料」(渋谷区)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)

「世田谷の大気汚染調査」(世田谷区ホームページ)

「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)



資料) 表 7.3-24 の資料参照

図 7.3-19 一般環境大気測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

(オ) 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の一般環境大気測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移を表7.3-25に、年平均値の推移を図7.3-20にそれぞれ示す。

調査は11地点で実施されており、平成25年度の昼間の1時間値の年平均値は0.026～0.034ppmである。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で非達成である。

表 7.3-25 一般環境大気測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○: 達成、×: 非達成)				
		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1	目黒区碑文谷 測定局	0.029	0.031	0.027	0.029	0.031	×	×	×	×	×
2	渋谷区宇田川町測 定局	0.029	0.031	0.028	0.030	0.031	×	×	×	×	×
3	港区高輪測定局	— ^{注3}	— ^{注3}	0.025	0.028	0.030	— ^{注3}	— ^{注3}	×	×	×
4	品川区豊町 測定局	0.030	0.032	0.027	0.030	0.033	×	×	×	×	×
5	世田谷区世田谷測 定局	0.032	0.034	0.029	0.031	0.034	×	×	×	×	×
6	国設東京新宿 測定局	0.025	0.027	0.024	0.026	0.028	×	×	×	×	×
7	東山中学校 測定室	0.029	0.030	0.026	0.029	0.031	×	×	×	×	×
8	恵比寿測定局	0.029	0.028	0.026	0.028	0.028	×	×	×	×	×
9	麻布測定局	0.025	0.026	0.023	0.025	0.026	×	×	×	×	×
10	北沢総合測定室	0.028	0.032	0.029	0.031	0.033	×	×	×	×	×
11	雪谷測定局	0.028	0.030	0.027	0.029	0.033	×	×	×	×	×

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間（5時～20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間（5時～20時）の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

注3) 港区高輪測定局は平成23年度に他から移設されたため、平成22年度以前はデータが無い。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）

「東京都一般環境大気測定局の測定結果（25年度）」（東京都環境局ホームページ）

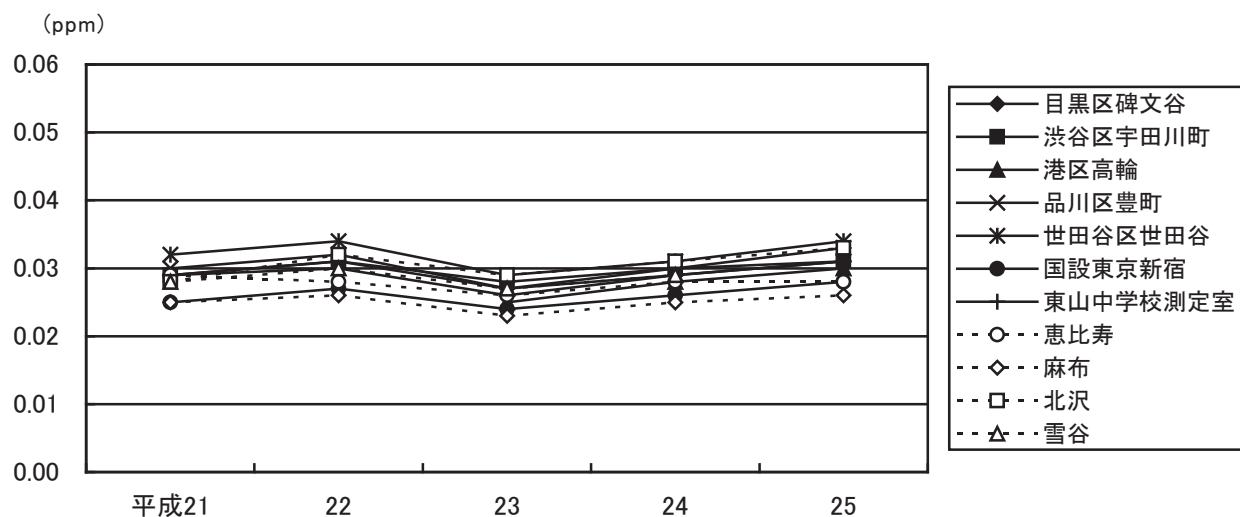
「平成26年度版環境調査報告書」（目黒区ホームページ）

「しぶやの環境」、「渋谷区提供資料」（渋谷区）

「大気汚染局別測定内容」（港区ホームページ）

「世田谷の大気汚染調査」（世田谷区ホームページ）

「大田区の環境調査報告書」（大田区ホームページ）



資料) 表 7.3-25 の資料参照

図 7.3-20 一般環境大気測定局における光化学オキシダント
(昼間の 1 時間値の年平均値) の推移

(カ) 有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀)

過去5年間(平成21年度から平成25年度まで)の一般環境大気測定局におけるベンゼン等及び水銀の調査結果の推移を表 7.3-26(1)及び(2)に、年平均値の推移を図 7.3-21(1)及び(2)にそれぞれ示す。

調査はベンゼン等が3地点、水銀が2地点で実施されており、平成25年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが $0.0011\sim0.0013\text{mg}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが $0.0011\text{mg}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが $0.0003\sim0.00038\text{mg}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが $0.0016\sim0.0018\text{mg}/\text{m}^3$ 、水銀が $0.0025\sim0.0027\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準等は過去5年とも全ての物質で達成している。

表 7.3-26 (1) 一般環境大気測定局における有害大気汚染物質調査結果の推移

物質名	図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m^3)					環境基準の達成状況 ^注 (○:達成、×:非達成)				
			平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ベンゼン	5	世田谷区世田谷測定局	0.0013	0.0013	0.0010	0.0010	0.0013	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.0012	0.0012	0.00098	0.0011	0.0011	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0016	0.0015	0.0013	0.0011	0.0011	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	5	世田谷区世田谷測定局	0.00099	0.00074	0.00071	0.0010	0.0011	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.00096	0.00078	0.00086	0.0011	0.0011	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0024	0.0017	0.0010	0.0007	0.0011	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	5	世田谷区世田谷測定局	0.00053	0.00032	0.00036	0.00042	0.00038	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.00039	0.00031	0.00030	0.00040	0.00037	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0005	0.0005	0.0004	0.0003	0.0003	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	5	世田谷区世田谷測定局	0.0020	0.0016	0.0017	0.0017	0.0018	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿測定局	0.0021	0.0019	0.0021	0.0018	0.0018	○	○	○	○	○
	11	雪谷測定局	0.0025	0.0031	0.0017	0.0020	0.0016	○	○	○	○	○

注) ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。

ベンゼン: 1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

トリクロロエチレン: 1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

テトラクロロエチレン: 1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

ジクロロメタン: 1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)

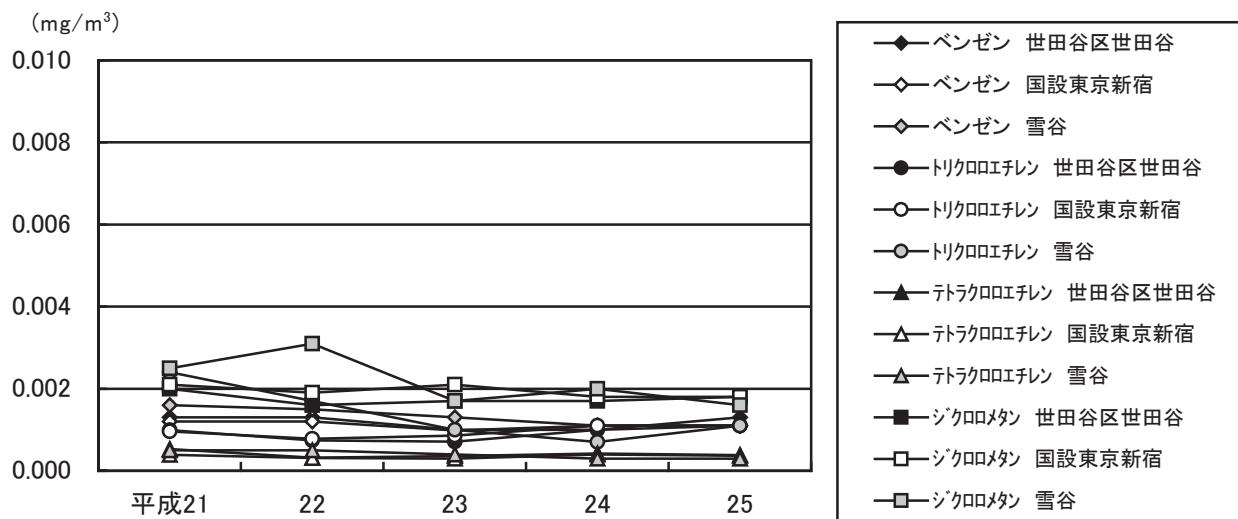
「大田区の環境調査報告書」(大田区ホームページ)

表 7.3-26 (2) 一般環境大気測定局における水銀調査結果の推移

物質名	図 No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)					環境基準等の達成状況 ^注 (○:達成、×:非達成)				
			平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
水銀	5	世田谷区世田谷 測定局	0.0029	0.0036	0.0031	0.0028	0.0025	○	○	○	○	○
	6	国設東京新宿 測定局	0.0026	0.0032	0.0029	0.0025	0.0027	○	○	○	○	○

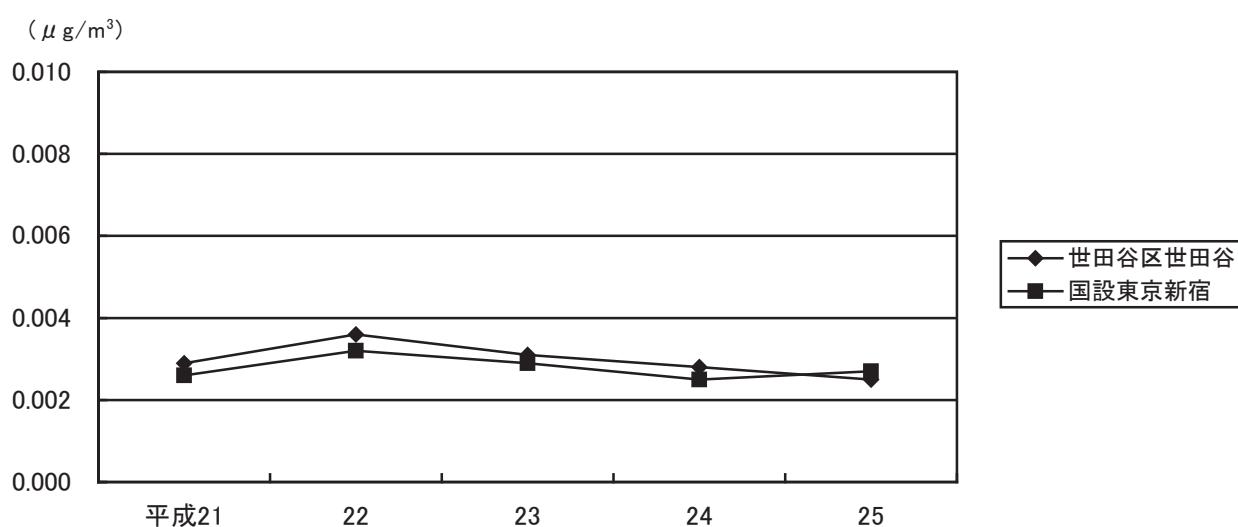
注) 水銀の環境基準等(指針値): 1年平均値が $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)



資料) 表 7.3-26(1)の資料参照

図 7.3-21(1) 一般環境大気測定局におけるベンゼン等(年平均値)の推移



資料) 表 7.3-26(2)の資料参照

図 7.3-21(2) 一般環境大気測定局における水銀(年平均値)の推移

(‡) ダイオキシン類 (DXNs)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の一般環境大気測定局におけるダイオキシン類の調査結果の推移を表 7.3-27に、年平均値の推移を図7.3-22にそれぞれ示す。

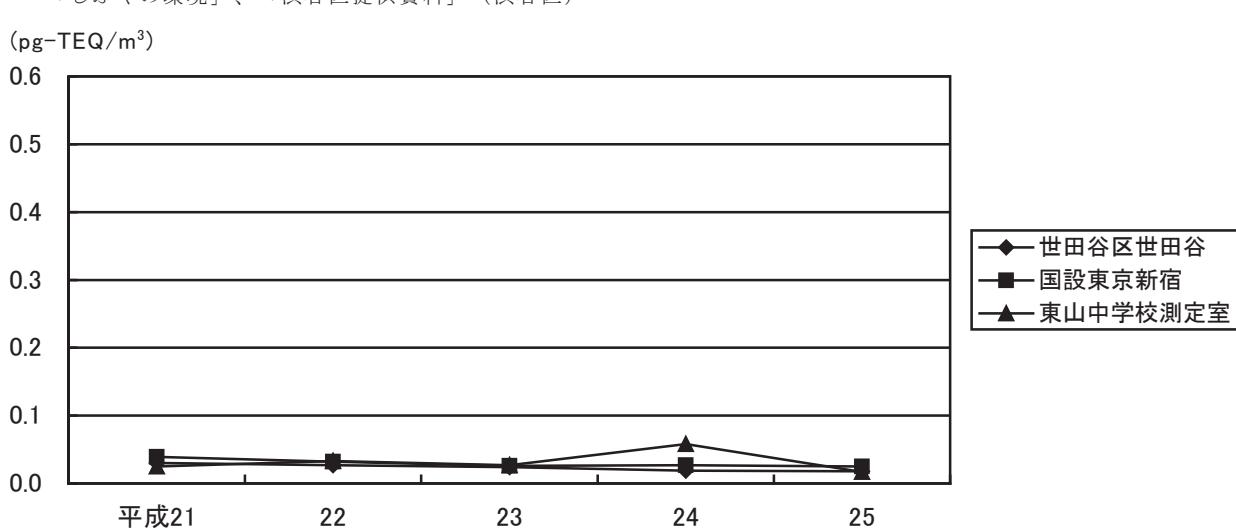
調査は3地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.017～0.025pg-TEQ/m³である。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 7.3-27 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m ³)					環境基準の達成状況 ^注 (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
1	目黒区碑文谷 測定局	0.030	0.027	0.024	0.019	0.018	○	○	○	○	○
5	世田谷区世田谷 測定局	0.039	0.032	0.026	0.027	0.025	○	○	○	○	○
8	恵比寿測定局 (加計塚小学校)	0.025	0.033	0.027	0.058	0.017	○	○	○	○	○

注) ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。」である。

資料) 「平成 21～25 年度都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果について」
(東京都環境局ホームページ)
「しぶやの環境」、「渋谷区提供資料」(渋谷区)



資料) 表 7.3-27 の資料参照

図 7.3-22 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類（年平均値）の推移

(カ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

過去3年間（平成23年度から平成25年度まで）の一般環境大気測定局における微小粒子状物質の調査結果を表 7.3-28に示す。

調査は5地点で実施されており、平成25年度の年平均値は15.1～19.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。環境基準は全地点で非達成である。

表 7.3-28 一般環境大気測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)		
		平成 23 年度	24 年度	25 年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度
1	目黒区碑文谷測定局	—	—	19.9	—	—	×
2	渋谷区宇田川町測定局	—	13.9	15.1	—	○	×
3	港区高輪測定局	—	—	15.7	—	—	×
4	品川区豊町測定局	16.3	17.4	17.8	×	×	×
5	世田谷区世田谷測定局	15.3	14.0	16.3	×	○	×

注 1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注 2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「東京都一般環境大気測定局の測定結果（25年度）」（東京都環境局ホームページ）

イ 自動車排出ガス

(7) 二酸化硫黄 (SO₂)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄の調査結果の推移を表 7.3-29に、年平均値の推移を図7.3-23にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成25年度の年平均値は3地点ともに0.002ppmである。過去5年間の年平均値は横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 7.3-29 自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
15	北品川交差点 測定局	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	○	○	○	○	○
18	環七通り松原橋 測定局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	○	○	○	○	○

注 1) 二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

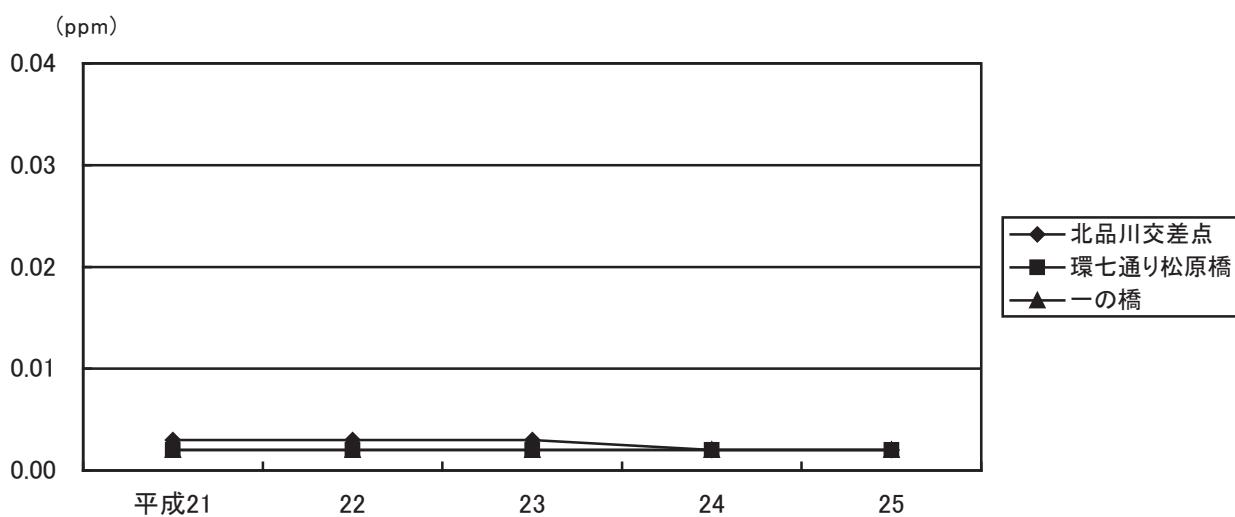
注 2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(25年度)」(東京都環境局ホームページ)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)



資料) 表 7.3-29 の資料参照

図 7.3-23 自動車排出ガス測定局における二酸化硫黄（年平均値）の推移

(4) 一酸化炭素 (CO)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の自動車排出ガス測定局における一酸化炭素の調査結果の推移を表7.3-30に、年平均値の推移を図7.3-24にそれぞれ示す。

調査は7地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.4～0.6ppmである。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 7.3-30 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
12	山手通り大坂橋 測定局	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	○	○	○	○	○
14	第一京浜高輪 測定局	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	○	○	○	○	○
15	北品川交差点 測定局	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	○	○	○	○	○
16	中原口交差点 測定局	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	○	○	○	○	○
17	玉川通り上馬 測定局	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	○	○	○	○	○
18	環七通り松原橋 測定局	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	○	○	○	○	○

注1) 一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

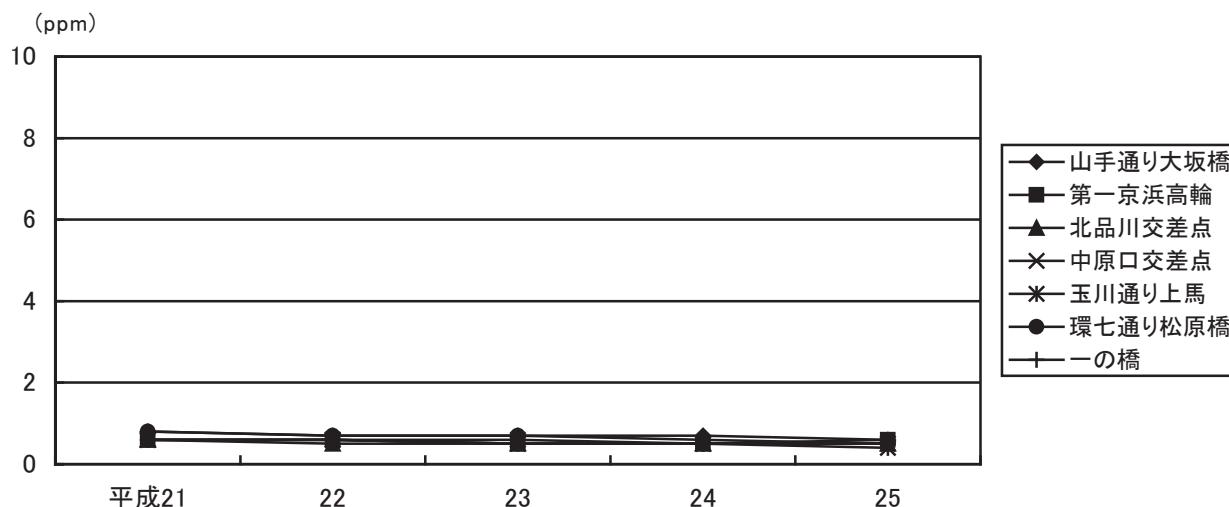
注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)

「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(25年度)」(東京都環境局ホームページ)

「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)



資料) 表7.3-30の資料参照

図7.3-24 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素(年平均値)の推移

(4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表 7.3-31に、年平均値の推移を図7.3-25にそれぞれ示す。

調査は15地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.019～0.033mg/m³である。過去5年間の年平均値は、全体的に横ばい傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 7.3-31 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

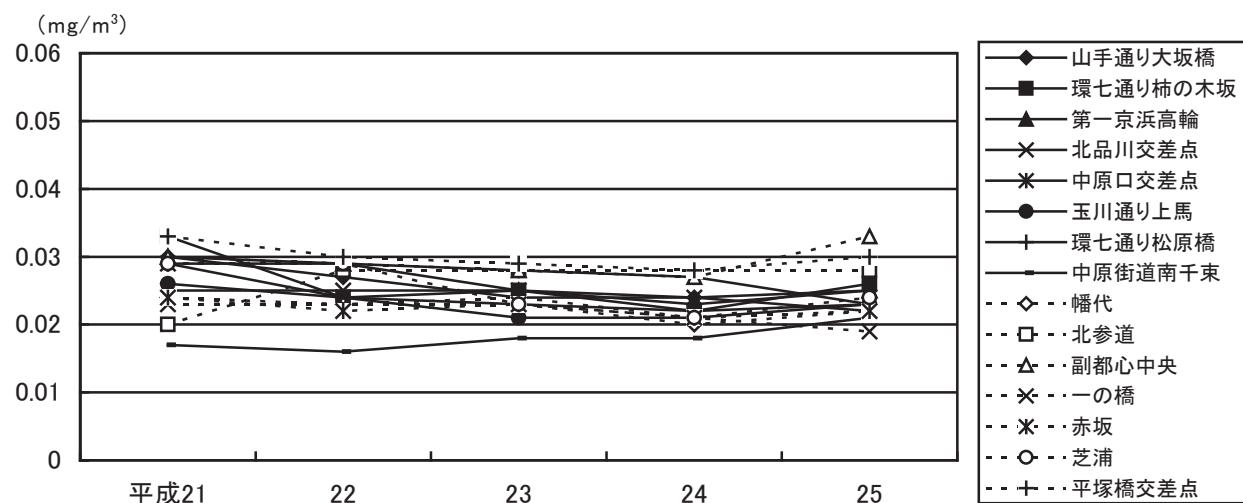
図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m ³)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
12	山手通り大坂橋測定局	0.030	0.027	0.024	0.024	0.025	○	○	○	○	○
13	環七通り柿の木坂測定局	0.033	0.024	0.025	0.022	0.026	○	○	○	○	○
14	第一京浜高輪測定局	0.030	0.029	0.025	0.023	0.025	○	○	○	○	○
15	北品川交差点測定局	0.025	0.025	0.025	0.024	0.022	○	○	○	○	○
16	中原口交差点測定局	0.029	0.024	0.023	0.022	0.023	○	○	○	○	○
17	玉川通り上馬測定局	0.026	0.024	0.021	0.021	0.023	○	○	○	○	○
18	環七通り松原橋測定局	0.029	0.029	0.028	0.027	0.023	○	○	○	○	○
19	中原街道南千束測定局	0.017	0.016	0.018	0.018	0.021	○	○	○	○	○
20	幡代測定局	0.024	0.023	0.023	0.020	0.022	○	○	○	○	○
21	北参道測定局	0.020	0.028	0.028	0.028	0.028	○	○	○	○	○
22	副都心中央測定局	0.030	0.029	0.028	0.027	0.033	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.023	0.023	0.024	0.021	0.019	○	○	○	○	○
25	赤坂測定局	0.024	0.022	0.023	0.021	0.022	○	○	○	○	○
26	芝浦測定局	0.029	0.029	0.023	0.021	0.024	○	○	○	○	○
27	平塚橋交差点測定局	0.033	0.030	0.029	0.028	0.030	○	○	○	○	○

注 1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

注 2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

- 資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」(国立環境研究所ホームページ)
「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果(25年度)」(東京都環境局ホームページ)
「しぶやの環境」、「渋谷区提供資料」(渋谷区)
「大気汚染局別測定内容」(港区ホームページ)
「しながわの環境」(平成25年12月、品川区都市環境事業部環境課)



資料) 表 7.3-31 の資料参照

図 7.3-25 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

(I) 二酸化窒素 (NO₂)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表 7.3-32に、年平均値の推移を図7.3-26にそれぞれ示す。

調査は16地点で実施されており、平成25年度の年平均値は0.019～0.045ppmであり、過去5年間の年平均値は、全体的にやや減少傾向となっている。平成25年度の環境基準の達成状況は、玉川通り上馬測定局、環七通り松原橋測定局及び副都心中央測定局では非達成であるが、それ以外の測定局では達成している。

表 7.3-32 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移

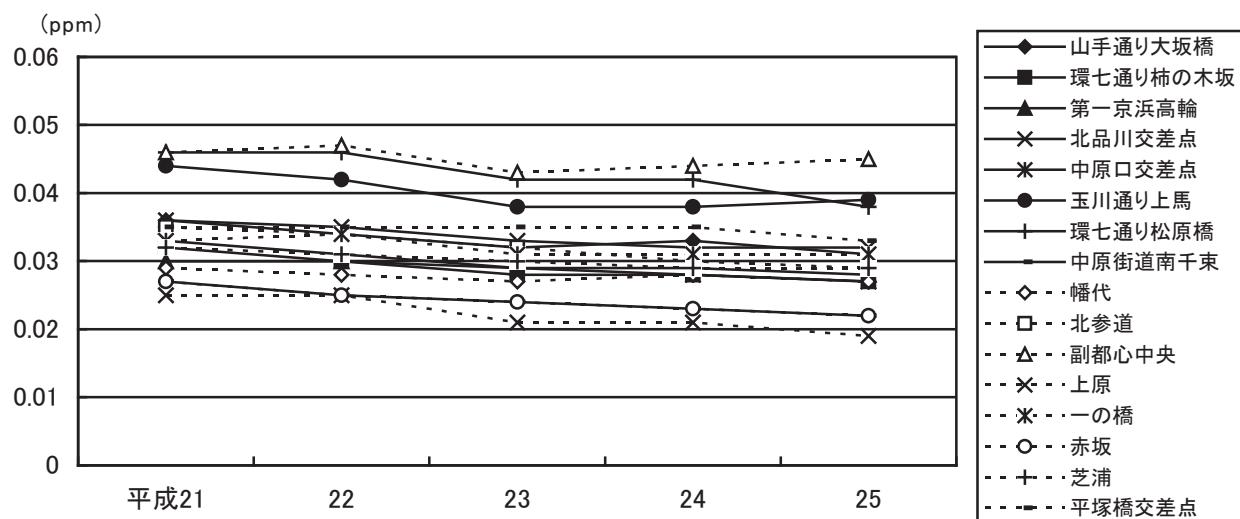
図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
12	山手通り大坂橋測定局	0.036	0.034	0.032	0.033	0.031	○	○	○	○	○
13	環七通り柿の木坂測定局	0.032	0.030	0.028	0.028	0.027	○	○	○	○	○
14	第一京浜高輪測定局	0.030	0.030	0.029	0.029	0.028	○	○	○	○	○
15	北品川交差点測定局	0.036	0.035	0.033	0.032	0.032	×	○	○	○	○
16	中原口交差点測定局	0.033	0.031	0.029	0.028	0.027	○	○	○	○	○
17	玉川通り上馬測定局	0.044	0.042	0.038	0.038	0.039	×	×	○	×	×
18	環七通り松原橋測定局	0.046	0.046	0.042	0.042	0.038	×	×	×	×	×
19	中原街道南千束測定局	0.027	0.025	0.024	0.023	0.027	○	○	○	○	○
20	幡代測定局	0.029	0.028	0.027	0.028	0.027	○	○	○	○	○
21	北参道測定局	0.035	0.034	0.032	0.030	0.029	○	○	○	○	○
22	副都心中央測定局	0.046	0.047	0.043	0.044	0.045	×	×	×	×	×
23	上原測定局	0.025	0.025	0.021	0.021	0.019	○	○	○	○	○
24	一の橋測定局	0.033	0.034	0.031	0.031	0.031	○	○	○	○	○
25	赤坂測定局	0.027	0.025	0.024	0.023	0.022	○	○	○	○	○
26	芝浦測定局	0.032	0.031	0.030	0.029	0.029	○	○	○	○	○
27	平塚橋交差点測定局	0.035	0.035	0.035	0.035	0.033	○	○	○	○	○

注 1) 二酸化窒素の環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

注 2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1 日平均値の年間 98% 値を環境基準と比較して評価を行う。

1 日平均値の年間 98% 値とは、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値である。

- 資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果（25 年度）」（東京都環境局ホームページ）
「しぶやの環境」、「渋谷区提供資料」（渋谷区）
「大気汚染局別測定内容」（港区ホームページ）
「しながわの環境」（平成 25 年 12 月、品川区都市環境事業部環境課）



資料) 表 7.3-32 の資料参照

図 7.3-26 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

(オ) 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の自動車排出ガス測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移を表7.3-33に、年平均値の推移を図7.3-27にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成25年度の昼間の1時間値の年平均値は0.018～0.026ppmである。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で非達成である。

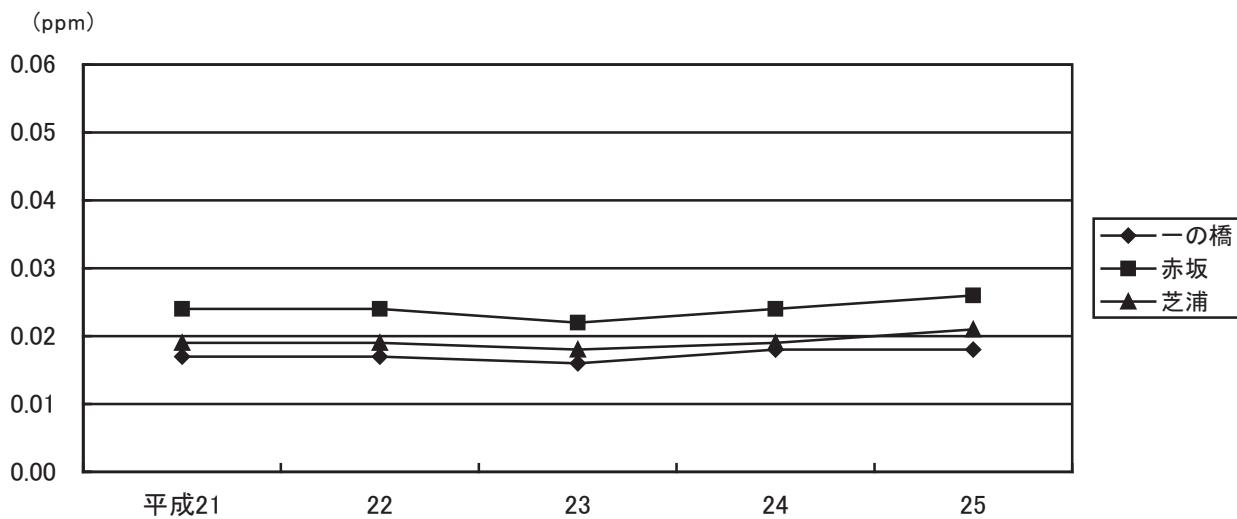
表 7.3-33 自動車排出ガス測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
24	一の橋測定局	0.017	0.017	0.016	0.018	0.018	×	×	×	×	×
25	赤坂測定局	0.024	0.024	0.022	0.024	0.026	×	×	×	×	×
26	芝浦測定局	0.019	0.019	0.018	0.019	0.021	×	×	×	×	×

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間（5時～20時）の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間（5時～20時）の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

資料) 「大気汚染局別測定内容」（港区ホームページ）



資料) 表7.3-33の資料参照

図 7.3-27 自動車排出ガス測定局における光化学オキシダント
(昼間の1時間値の年平均値) の推移

(カ) ダイオキシン類 (DxNs)

過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の自動車排出ガス測定局におけるダイオキシン類の調査結果の推移を表 7.3-34に、年平均値の推移を図7.3-28にそれぞれ示す。

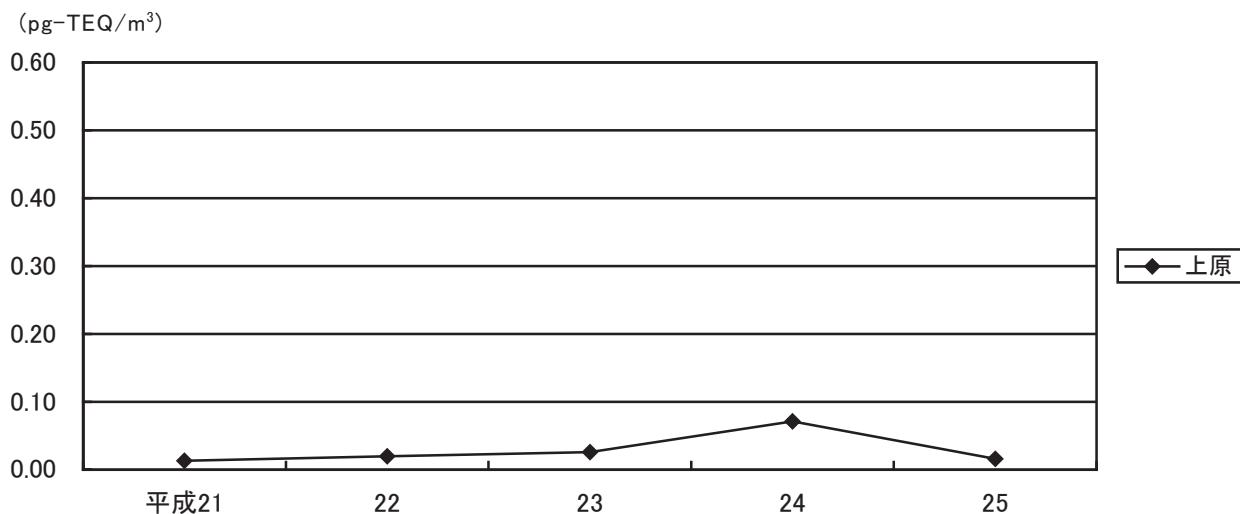
調査は1地点で実施されており、平成25年度の年平均値は $0.016\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ である。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、平成24年度はやや高い値となったが環境基準は過去5年とも達成している。

表 7.3-34 自動車排出ガス測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)					環境基準の達成状況 ^注 (○：達成、×：非達成)				
		平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
23	上原測定局 (富谷小学校)	0.013	0.020	0.026	0.071	0.016	○	○	○	○	○

注) ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

資料) 「しぶやの環境」、「渋谷区提供資料」(渋谷区)



資料) 表 7.3-34 の資料参照

図 7.3-28 自動車排出ガス測定局におけるダイオキシン類（年平均値）の推移

(+) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

過去3年間（平成23年度から平成25年度まで）の自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の調査結果を表 7.3-35に示す。

調査は11地点で実施されており、平成25年度の年平均値は14.9～17.8 μg/m³である。環境基準は全地点で非達成である。

表 7.3-35 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (μg/m ³)			環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)		
		平成 23 年度	24 年度	25 年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度
12	山手通り大坂橋測定局	—	17.1	16.7	—	×	×
13	環七通り柿の木坂測定局	—	14.7	16.1	—	○	×
14	第一京浜高輪測定局	—	16.0	16.9	—	×	×
15	北品川交差点測定局	—	15.8	15.9	—	×	×
16	中原口交差点測定局	18.9	15.3	17.8	×	×	×
17	玉川通り上馬測定局	17.7	15.5	17.3	×	×	×
18	環七通り松原橋測定局	—	—	17.0	—	—	×
19	中原街道南千束測定局	—	—	14.9	—	—	×
24	一の橋測定局	—	—	16.0	—	—	×
25	赤坂測定局	—	—	15.0	—	—	×
26	芝浦測定局	—	—	15.0	—	—	×

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「環境数値データベース 大気環境データ」（国立環境研究所ホームページ）
「東京都自動車排出ガス測定局の測定結果（25年度）」（東京都環境局ホームページ）

(2) 悪臭

計画地が位置する目黒区における過去5年間（平成21年度から平成25年度まで）の公害苦情件数を表 7.3-19(p. 106参照)に示す。

平成25年度における悪臭に係る受付件数は16件である。

なお、平成25年度に既存の目黒清掃工場で実施した敷地境界における臭気指数は10未満であり、規制基準を下回っている。

(3) 騒音・振動

計画地周辺における道路交通騒音・振動の測定結果を表 7.3-36及び表 7.3-37に示す。また、測定地点を図7.3-29に示す。

道路交通騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} ）は、昼間63～74dB、夜間61～73dBとなっている。環境基準を上回っている地点は、昼間が4地点、夜間が12地点である。

道路交通振動（時間率振動レベル L_{10} ）は、9地点において測定が実施されている。測定結果は昼間が40～58dB、夜間が36～55dBであり、いずれも振動規制法に基づく要請限度を下回っている。

表 7.3-36 道路交通騒音測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定 年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
						測定結果		環境基準 (要請限度)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道環状 6 号線	目黒区青葉台 4-1 地先	2013/2	6	B	69	<u>68</u>	70 (75)	65 (70)
2	都道古川橋二子玉川線	目黒区五本木 3-18	2013/11	2	C	69	<u>68</u>		
3	都道環状 6 号線	目黒区下目黒 3-4 地先	2014/3	4	C	<u>73</u>	<u>72</u>		
4	都道環状 6 号線	目黒区中目黒 4-1-2	2012/11	4	C	67	65		
5	都道環状 6 号線	目黒区東山 1-1	2013/11	4	C	70	<u>69</u>		
6	国道 246 号	目黒区東山 3-2	2013/11	8	C	<u>72</u>	<u>73</u>		
7	都道白金台町等々力線	目黒区目黒 2-8 地先	2014/3	4	C	70	<u>68</u>		
8	都道白金台町等々力線	目黒区目黒 2-9-3	2012/11	5	C	<u>74</u>	<u>73</u>		
9	都道鮫洲大山線	目黒区目黒本町 3-20	2013/11	2	B	67	65		
10	都道白金台町等々力線	品川区上大崎 2-13	2013/10	5	C	63	61		
11	都道北品川四谷線	品川区上大崎 3-14-23	2013/2	4	B	69	<u>66</u>		
12	都道北品川四谷線	港区白金台 5-10	2014/1	4	C	<u>73</u>	<u>70</u>		
13	都道 412 号線	港区西麻布 3-21	2014/1	8	C	68	<u>68</u>		
14	都道 418 号線	港区南麻布 5-1	2013/1	6	B	65	63		
15	都道環状 6 号線	渋谷区鉢山町 14	2014/1	4	A	67	<u>67</u>		
16	都道北古川橋二子玉川線	渋谷区広尾 5-7-4	2014/1	4	C	68	<u>66</u>		

注1) 昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～6:00 を示す。

注2) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

注3) 地域の類型の A は、第 1、2 種低層住居専用地域、第 1、2 種中高層住居専用地域、B は、第 1、2 種住居地域、準住居地域、C は近隣商業地域、商業地域を示す。

資料) 「平成 24 年度道路交通騒音振動調査報告書」(東京都環境局)

「平成 25 年度道路交通騒音振動調査報告書」(東京都環境局)

表 7.3-37 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル L_{10} (dB)			
						測定結果		振動規制法 要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道環状 6 号線	目黒区青葉台 4-1 地先	2013/2	6	1	49	47	65	60
3	都道環状 6 号線	目黒区下目黒 3-4 地先	2014/3	4	2	58	55	70	65
4	都道環状 6 号線	目黒区中目黒 4-1-2	2012/11	4	2	47	44	70	65
7	都道白金台町等々力線	目黒区目黒 2-8 地先	2014/3	4	2	52	49	70	65
8	都道白金台町等々力線	目黒区目黒 2-9-3	2012/11	5	2	50	47	70	65
10	都道白金台町等々力線	品川区上大崎 2-13	2013/10	5	2	41	36	70	65
11	都道北品川四谷線	品川区上大崎 3-14-23	2013/2	4	1	43	39	65	60
12	都道北品川四谷線	港区白金台 5-10	2014/1	4	2	40	36	70	65
13	都道 412 号線	港区西麻布 3-21	2014/1	8	2	48	48	70	65

注1) 測定結果は、3 日間の平均値である。

注2) 区域の区分の 1 は第 1 種、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種、第 2 種住居地域、準住居地域を、区域の区分の 2 は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域をそれぞれ示す。

注3) 昼間は、区域の区分 1 では 8:00～19:00、区分 2 では 8:00～20:00、夜間は、区分 1 では 19:00～8:00、区分 2 では 20:00～8:00 を示す。

資料) 「平成 24 年度道路交通騒音振動調査報告書」(東京都環境局)
「平成 25 年度道路交通騒音振動調査報告書」(東京都環境局)

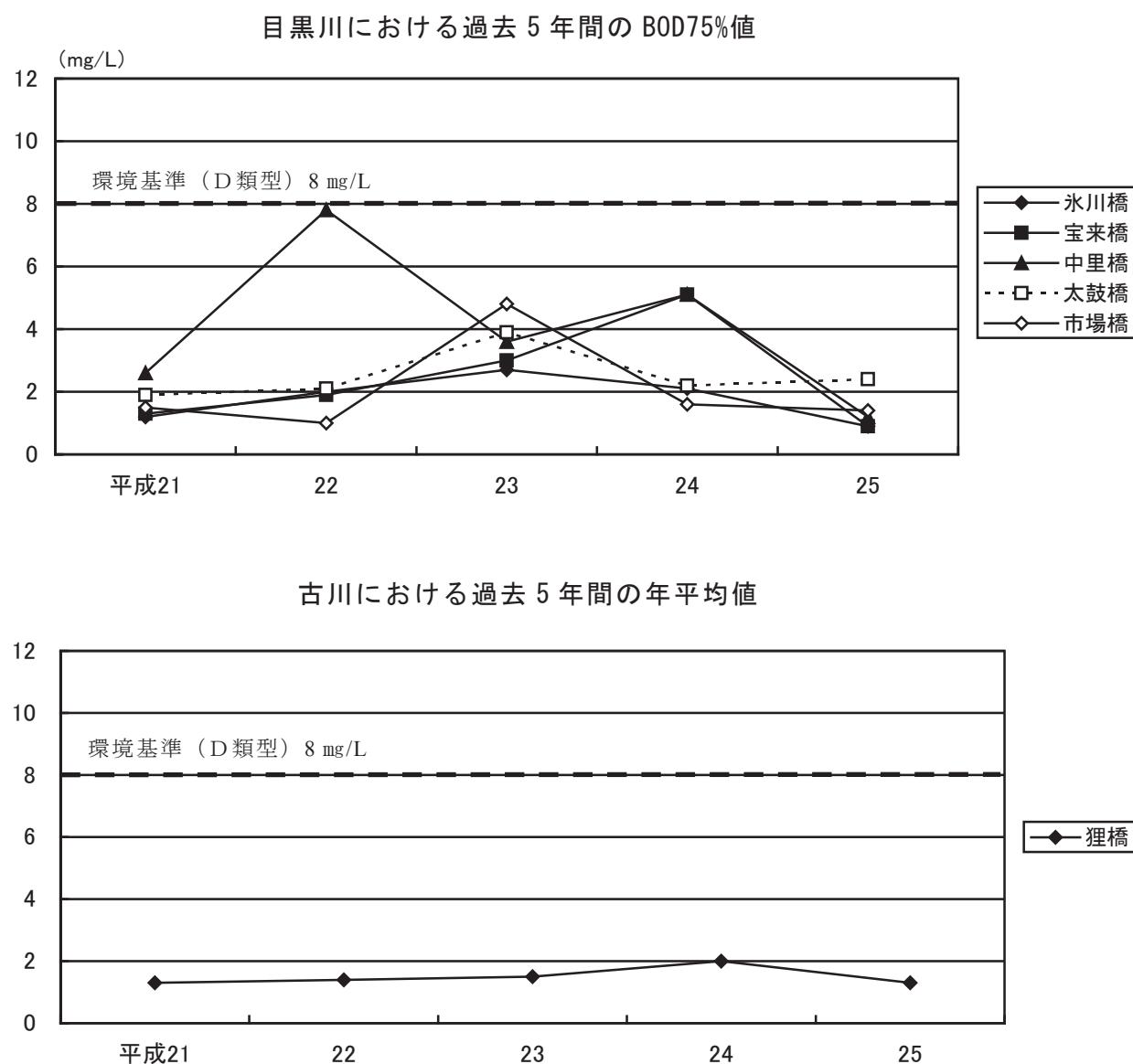


(4) 水質汚濁

ア 河川の状況

過去5年間の水質測定の結果を表 7.3-38(1)～(5)に、その測定地点を図7.3-31にそれぞれ示す。

計画地周辺を流れる目黒川における過去5年間のBOD 75%値の経年変化及び古川における過去5年間のBOD年平均値を図7.3-30に示す。目黒川の水質は、全て環境基準を下回っている。古川は生活環境項目のみのデータではあるが、全て環境基準を下回っている。



資料) 「公共用水域水質測定結果・データ集」(平成20～25年度 河川)(東京都環境局ホームページ)
「環境調査報告書」(平成21～25年度版)(目黒区ホームページ)
「水質定期調査結果」(平成21～25年度)(品川区ホームページ)
「古川の水質調査」(港区ホームページ)

図 7.3-30 BOD の経年変化

表 7.3-38 (1) 河川水質測定結果 (平成 21 年度)

測定項目	単位	目黒川(D類型)						古川(D類型)		
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.3	7.7	7.2	7.2	7.1	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	9.2	9.9	5.0	6.5	5.7	2 以上	9.7	2 以上
	BOD	mg/L	1.2	1.3	2.6	1.9	1.5	8 以下	1.3	8 以下
	COD	mg/L	5.6	5.9	5.3	6.7	7.7	—	—	—
	SS	mg/L	<1	1.0	4.0	5.1	8	100 以下	0.5	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	8,000	16,000	40,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	11.0	10.6	7.29	11.5	8.98	—	—	—
健康項目	全りん	mg/L	1.38	1.28	0.89	1.2	0.73	—	—	—
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	不検出	検出されない こと	—	検出されな いこと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロベン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	9.3	—	10 以下	—	10 以下
	ふつ素	mg/L	—	—	—	0.1	—	0.8 以下	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	0.3	—	1 以下	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	0.05 以下	—	0.05 以下

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 7.3-30 と同様

表 7.3-38 (2) 河川水質測定結果（平成 22 年度）

測定項目	単位	目黒川(D類型)						古川(D類型)		
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.1	7.4	7.3	7.3	7.2	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	D0	mg/L	8.0	8.2	7.5	7.2	3.8	2 以上	8.6	2 以上
	BOD	mg/L	2.0	1.9	7.8	2.1	1.0	8 以下	1.4	8 以下
	COD	mg/L	8.0	7.1	10.4	7.4	7.6	—	—	—
	SS	mg/L	1.25	3.25	29.5	11.7	2	100 以下	0.6	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	3,258	14,037	25,975	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	9.7	9.81	8.33	9.9	9.94	—	—	—
健康項目	全りん	mg/L	1.26	1.04	0.94	1.0	1.156	—	—	—
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	不検出	<0.1	検出されない こと	—	検出されな いこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.01	<0.01	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	PCB	mg/L	—	—	—	不検出	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロベン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	7.3	—	10 以下	—	10 以下
	ふつ素	mg/L	—	—	—	0.1	—	0.8 以下	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	0.4	—	1 以下	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	0.05 以下	—	0.05 以下

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 7.3-30 と同様

表 7.3-38 (3) 河川水質測定結果（平成 23 年度）

測定項目	単位	目黒川(D類型)						古川(D類型)		
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	6.9	7.1	7.0	7.4	7.5	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	8.7	11.4	5.5	6.0	4.0	2 以上	7.4	2 以上
	BOD	mg/L	2.7	3.0	3.6	3.9	4.8	8 以下	1.5	8 以下
	COD	mg/L	8	9	8	8.4	8.9	—	—	—
	SS	mg/L	<1	2	9	13.9	12	100 以下	1.6	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	17,000	14,000	21,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	9.6	7.9	6.5	10.1	9.01	—	—	—
健康項目	全りん	mg/L	1.3	1.2	1.1	1.1	0.922	—	—	—
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	不検出	検出されない こと	—	検出されな いこと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	PCB	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロベン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	7.6	—	10 以下	—	10 以下
	ふつ素	mg/L	—	—	—	0.3	—	0.8 以下	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	0.9	—	1 以下	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	<0.005	—	0.05 以下	—	0.05 以下

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるととき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 7.3-30 と同様

表 7.3-38 (4) 河川水質測定結果（平成 24 年度）

測定項目	単位	目黒川(D類型)						古川(D類型)		
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.3	7.5	7.2	7.2	7.3	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	7.8	8.5	7.5	5.3	5.7	2 以上	9.6	2 以上
	BOD	mg/L	2.1	5.1	5.1	2.2	1.6	8 以下	2.0	8 以下
	COD	mg/L	9	9	10	8	8.3	—	—	—
	SS	mg/L	2	4	15	5.4	5	100 以下	2	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	6,500	11,000	19,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	8.2	8.9	8.4	9.1	7.92	—	—	—
健康項目	全りん	mg/L	1.6	1.6	1.4	1.2	1.09	—	—	—
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	<0.1	検出されない こと	—	検出されな いこと
	鉛	mg/L	0.003	0.003	0.004	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	PCB	mg/L	—	—	—	<0.0005	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロベン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	6.8	—	10 以下	—	10 以下
	ふつ素	mg/L	—	—	—	0.13	—	0.8 以下	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	0.3	—	1 以下	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	<0.005	—	0.05 以下	—	0.05 以下

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるととき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

資料) 図 7.3-30 と同様

表 7.3-38 (5) 河川水質測定結果 (平成 25 年度)

測定項目	単位	目黒川(D類型)						古川(D類型)		
		① 氷川橋	② 宝来橋	③ 中里橋	④ 太鼓橋	⑤ 市場橋	環境 基準	⑥ 狸橋	環境 基準	
生活環境項目	pH	—	7.2	7.6	7.4	7.2	7.2	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.0 以上 8.5 以下
	D0	mg/L	8.2	9.5	8.1	6.1	6.6	2 以上	9.7	2 以上
	BOD	mg/L	0.9	0.9	1.2	2.4	1.4	8 以下	1.4	8 以下
	COD	mg/L	7.0	6.8	7.2	6.3	6.4	—	—	—
	SS	mg/L	1	2	4	4	3	100 以下	2	100 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mℓ	8,800	16,000	14,000	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	10.2	9.9	9.9	8.2	8.92	—	—	—
健康項目	全りん	mg/L	1.51	1.39	1.28	1.10	1.08	—	—	—
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.001	0.003 以下	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—	<0.1	検出されない こと	—	検出されな いこと
	鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.01	<0.02	0.05 以下	—	0.05 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	PCB	mg/L	—	—	—	<0.0005	—	検出されない こと	—	検出されな いこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.1 以下	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.0002	—	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.001	—	0.03 以下	—	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロベン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	<0.0003	—	0.02 以下	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	<0.0002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	<0.002	—	0.01 以下	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	6.3	—	10 以下	—	10 以下
	ふつ素	mg/L	—	—	—	0.2	—	0.8 以下	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	0.7	—	1 以下	—	1 以下

注 1) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。ただし、狸橋の BOD は年平均値である。

注 2) 平均をとるとき、定量下限未満は、定量下限の値を用いた。

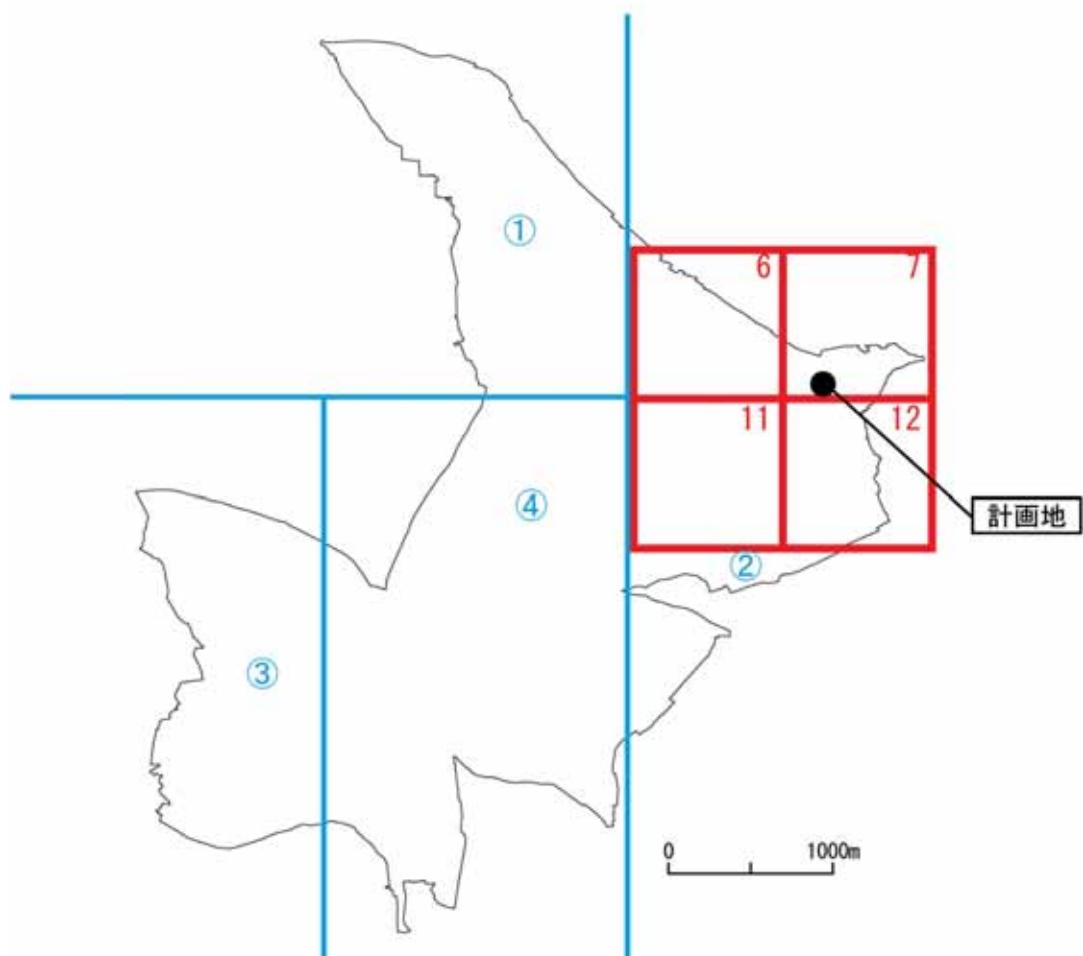
資料) 図 7.3-30 と同様



イ 地下水の状況

目黒区内における測定結果を表 7.3-39(1) 及び(2)に、その測定ブロックを図 7.3-32 に示す。

測定ブロック①(上目黒4)において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えており、その他の地点、項目は環境基準を下回っている。



注) 青枠・青字 : 東京都測定ブロック、赤枠・赤字 : 目黒区測定ブロック
 資料) 「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)
 「環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

図 7.3-32 地下水質測定地点

表 7.3-39 (1) 地下水質測定結果

単位 : mg/L (ダイオキシン類を除く)

pg-TEQ/L (ダイオキシン類)

測定ブロック	①	②	③	④	①	環境基準 ^{注1)}
測定地点 (全て目黒区)	上目黒4	中目黒3	八雲2	碑文谷4	上目黒5	
測定年度	H22	H23	H24	H25	H26	
カドミウム	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
全シアン	< 0.01	< 0.01	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下
砒素	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	—	< 0.0005	—	—	< 0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.02 以下
四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.1 以下
1, 2-ジクロロエチレン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.04 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	0.006 以下
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.03 以下
テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロペン	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	0.002 以下
チウラム	—	< 0.0006	—	—	< 0.0006	0.006 以下
シマジン	—	< 0.0003	—	—	< 0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	—	< 0.0003	—	—	< 0.0003	0.02 以下
ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.01 以下
セレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	<u>14</u>	1.1	10	4.0	6.7	10 以下
硝酸性窒素	14	1.12	10	4.0	6.7	—
亜硝酸性窒素	< 0.002	0.006	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—
ふつ素	0.02	0.03	0.02	< 0.02	< 0.02	0.8 以下
ほう素	0.02	0.01	0.02	< 0.01	< 0.01	1 以下
1, 4-ジオキサン	—	< 0.005	—	—	< 0.005	0.05 以下
ダイオキシン類	—	0.11	—	—	—	1 以下

注1) 測定結果の下線は環境基準超過を示す。

資料) 「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

表 7.3-39 (2) 地下水質測定結果

単位 : mg/L

測定ブロック		6	7	11	12	環境基準
測定地点 (全て目黒区)		中目黒 3	三田 2	中町 1	目黒 1	
測定年度		H22	H21	H25	H22	
環境 基 準 項 目	カドミウム	< 0.003	—	< 0.001	< 0.003	0.003 以下
	鉛	< 0.002	—	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
	六価クロム	< 0.05	< 0.01	< 0.05	< 0.05	0.05 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.1	< 0.001	< 0.1	< 0.1	1 以下
	トリクロロエチレン	< 0.003	< 0.001	< 0.003	< 0.003	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下

資料) 「環境調査報告書」(目黒区ホームページ)

(5) 土壤汚染

ア 計画地周辺における要措置区域等

計画地周辺における土壤汚染対策法に係る要措置区域等を表 7.3-40に、その要措置区域等の位置を図7.3-33にそれぞれ示す。

表 7.3-40 土壤汚染対策法に係る要措置区域等(平成 27 年 3 月 23 日時点)

指定の種類	番号	指定年月日	指定番号	区域が存在する場所	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
形質変更時 要届出区域	1	H25. 4. 11	指-378 号	目黒区下目黒二丁目地内	321.4 m ²	六価クロム、シアン、シスー1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふつ素、鉛
	2	H24. 8. 13	指-319 号	目黒区中目黒二丁目地内	1,260 m ²	鉛、砒素、ふつ素
	3	H22. 11. 24	指-127 号	目黒区下目黒二丁目地内	519.7 m ²	鉛、シアン、ふつ素、ほう素、六価クロム、シスー1, 2-ジクロロエチレン
	4	H17. 2. 25	指-17 号	目黒区東山二丁目地内	333 m ²	シスー1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、シアン、六価クロム、ほう素
	5	H18. 4. 7	指-29 号	港区白金台四丁目地内	871.3 m ²	鉛、水銀
	6	H25. 5. 21	指-384 号	品川区西五反田六丁目地内	165 m ²	鉛
	7	H26. 10. 27	指-545 号	渋谷区渋谷三丁目地内	35.45 m ²	鉛

注) 表中の番号は、図 7.3-33 中の番号に対応する。

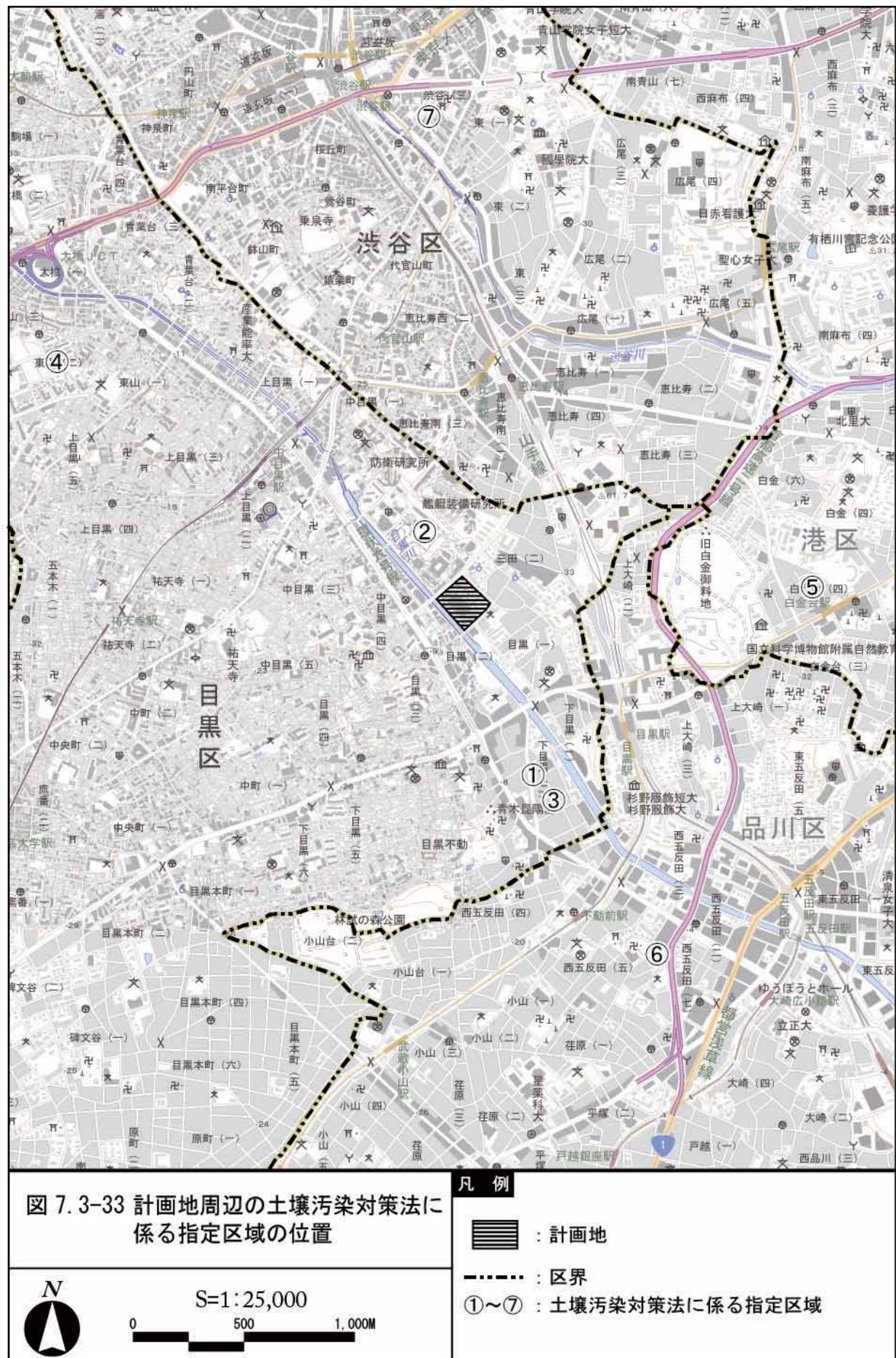
資料) 「要措置区域等の指定状況」(東京都環境局ホームページ)

イ 計画地内の汚染土壤封じ込め槽

計画地内の緩衝緑地北東部地下 2.5m には、既存の目黒清掃工場建設時（昭和 61 年～平成 3 年）に確認された汚染土壤の封じ込め槽が存在する（p. 397 参照）。昭和 61 年当時の「公有地取得に係る重金属等による汚染土壤の処理基準（東京都財務局）」に定められた「要処理基準」を超える水銀等で汚染されていた土壤は計 13,610 m³ であり、内寸法 75m × 25m × 8m（深さ）の鉄筋コンクリート製の槽（一軸圧縮強度 24.5N/mm² 以上、壁厚等 600mm、内部に隔壁及び 3mm の遮水シート）の中に、薬剤による安定化処理等を行った上で封じ込められている。

なお、昭和 61 年の建設当時は土壤汚染対策法（平成 15 年 2 月施行）の施行前であり、要措置区域等の指定はない。

今後とも、封じ込め槽近辺の地下水のモニタリングを継続する。

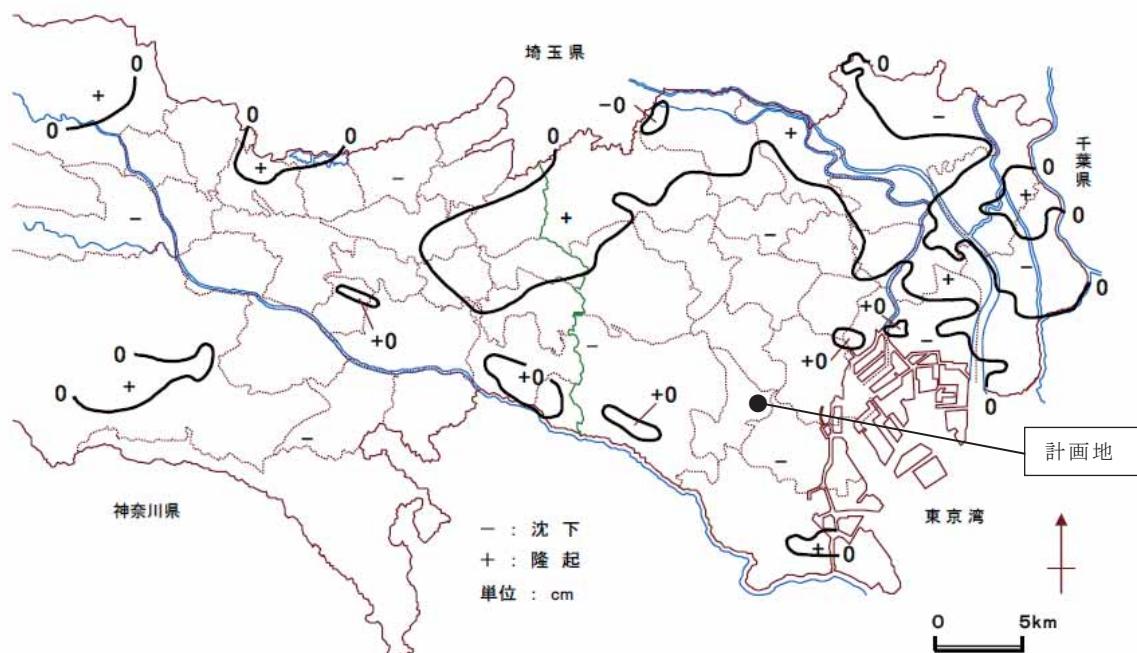


(6) 地盤

東京都における平成25年の地盤変動量を図7.3-34に示す。区部における地盤変動量は、沈下及び隆起とともに1cm以上変動した地域はない。

「平成25年地盤沈下調査報告書」(平成26年7月、東京都土木技術支援・人材育成センター)によると、計画地の位置する東京都区部の台地における地下水位は昭和46年頃まで低下していたが、その後上昇に転じ、近年はほぼ横ばいとなっている。

また、同報告書によると、計画地が位置する東京都の台地では昭和33年から昭和47年にかけて急激に地盤沈下量が増加したが、昭和47年以降はほとんど沈下していない。



出典：「平成 25 年地盤沈下調査報告書」(平成 26 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)

図 7.3-34 地盤変動量図 (平成 25 年)

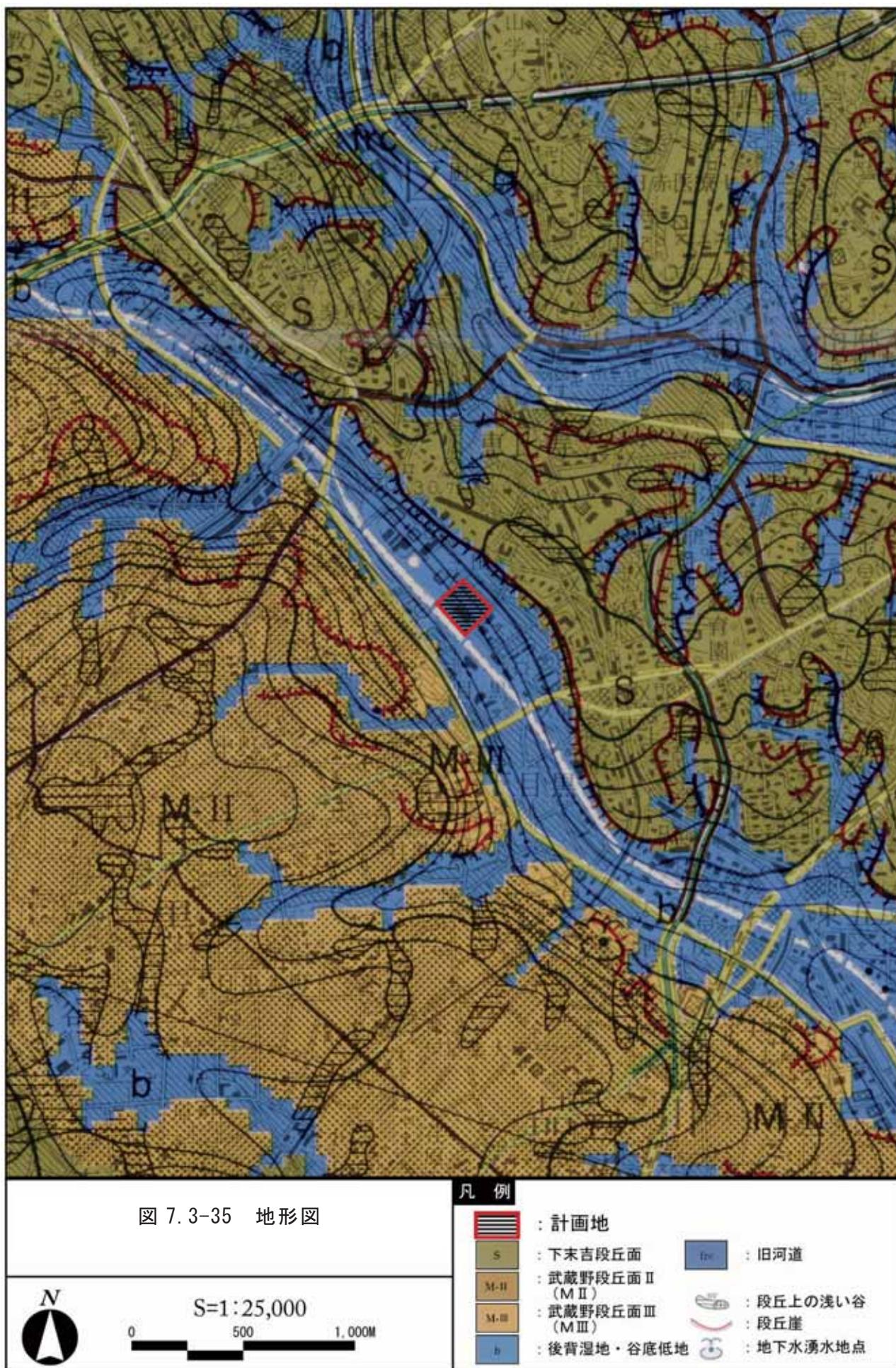
(7) 地形・地質

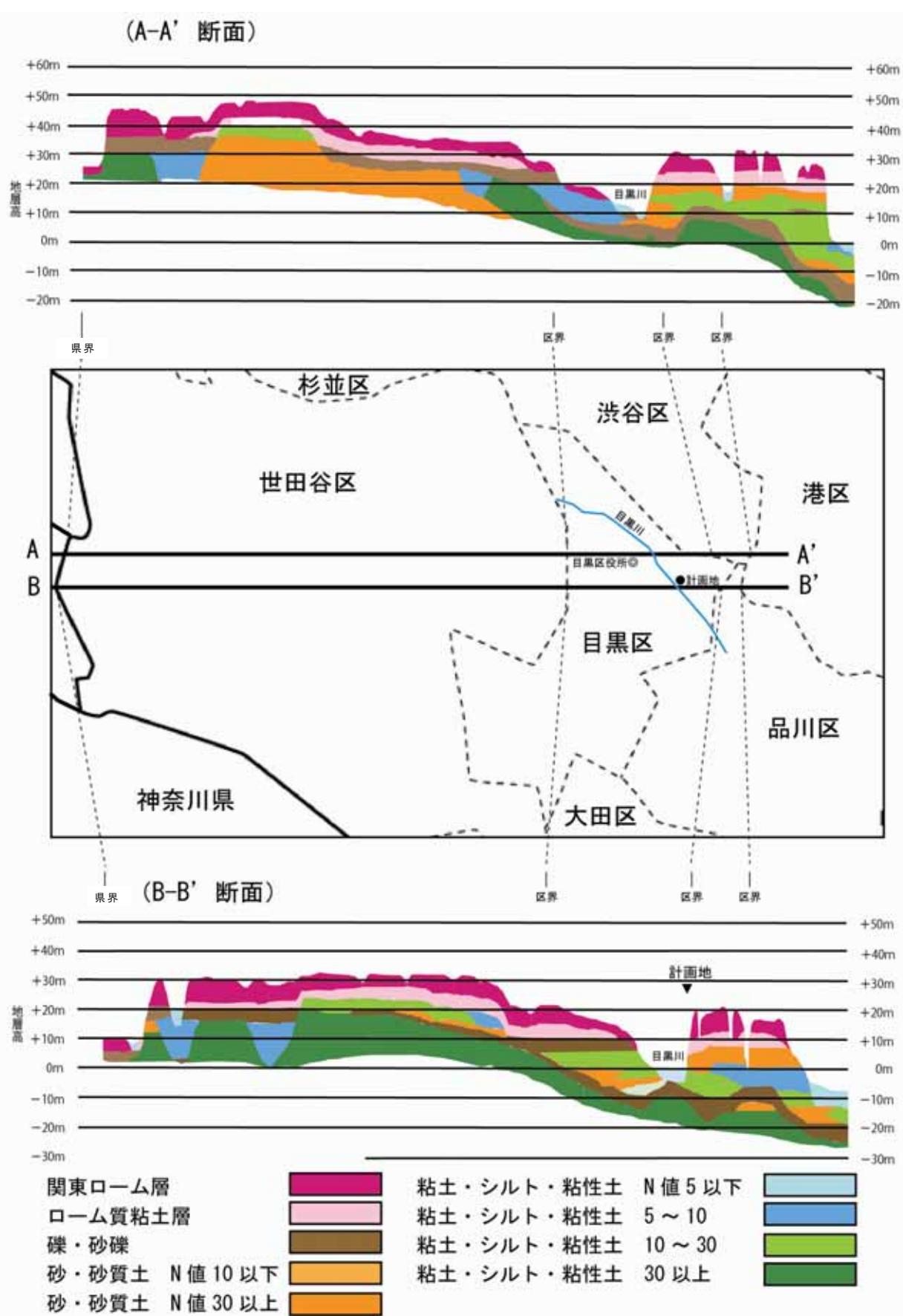
計画地周辺の地形図を図7.3-35に示す。計画地及びその周辺は目黒川の谷底低地となっている。

また、計画地が位置する目黒区の地質断面図を図7.3-36に示す。計画地における地質柱状図位置図を図7.3-37に、その地質柱状図を図7.3-38にそれぞれ示す。

計画地周辺の地質は、上層に表土があり、下層は砂礫、シルト等となっている。

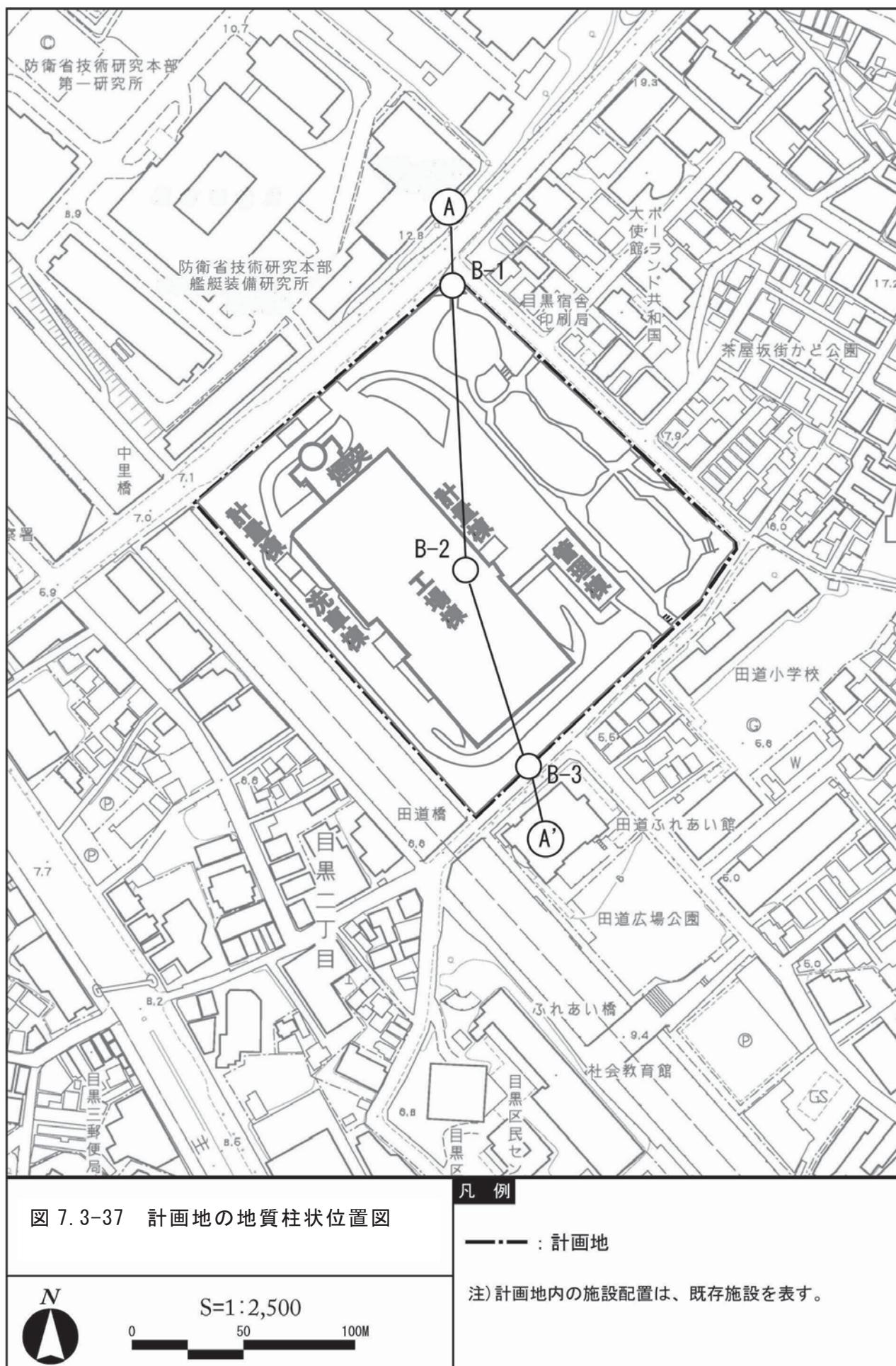
なお、「日本の地形レッドデータブック第1集—危機にある地形」(2000年12月 古今書院)、「日本の地形レッドデータブック第2集—保存すべき地形」(2002年3月 古今書院)によれば、計画地周辺には重要な地形はない。また、目黒区に登録されている天然記念物に該当するような地形・地質・湧水等もない。



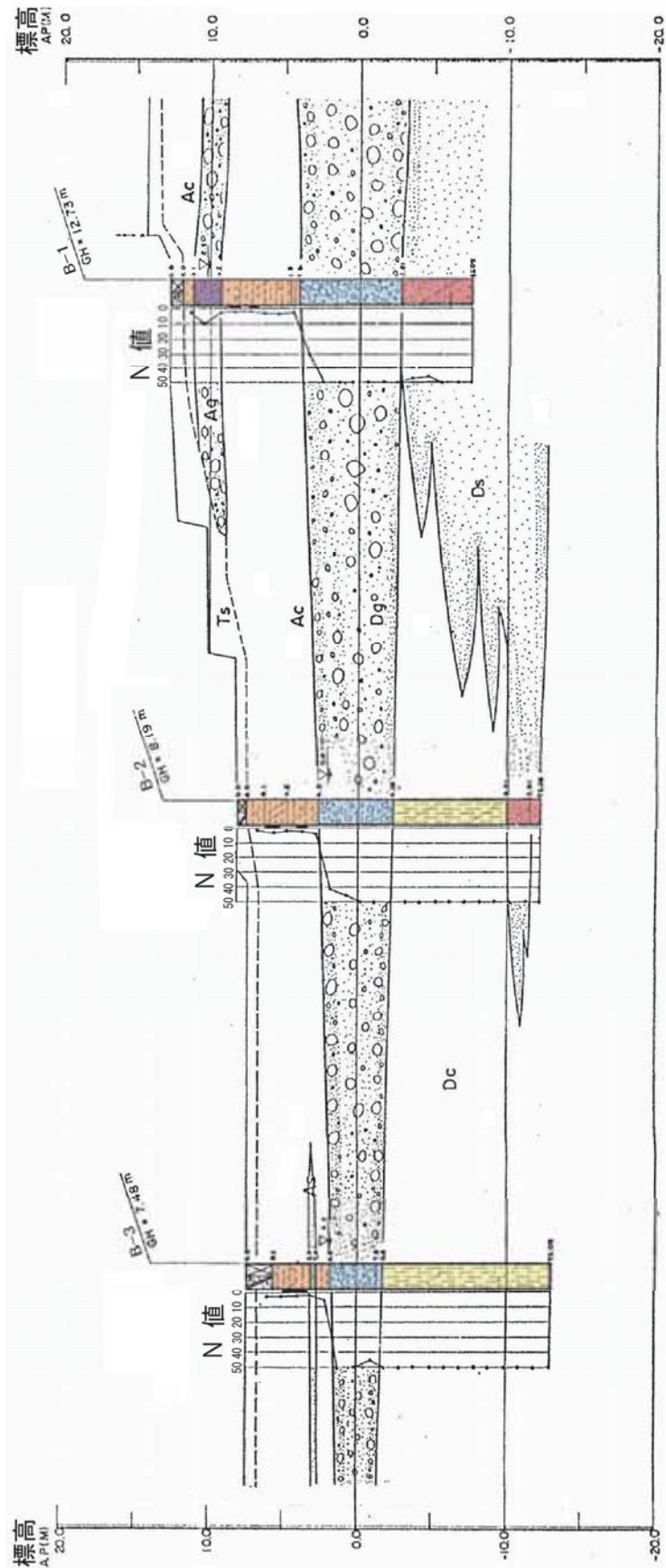


出典) 「地質断面図」 (東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ)

図 7.3-36 計画地周辺の地質断面図



地質時代	地層名	土層名	記号	記	事	柱状図記号
第四記	表土	Ts		敷地造成等により人為的に入れられた土		
	砂礫層	Ag		粘性土をまじえ、締りがゆるい		
	粘性土層	Ac		砂層を不規則にはさむ		
	砂質土層	As		締りがゆるい細砂		
	砂礫層	Dg		礫径2~50mmで、間を埋める砂の締りは密		
	粘性土層	Dc		所々にうすい砂層をはさむ固結シルト		
下部東京層	砂質土層	Ds		シルトをまじえる非常に密な細砂		



出典) 「東京都目黒清掃工場環境影響評価書」(昭和60年、東京都)
図 7.3-38 計画地の地質柱状図

(8) 水循環

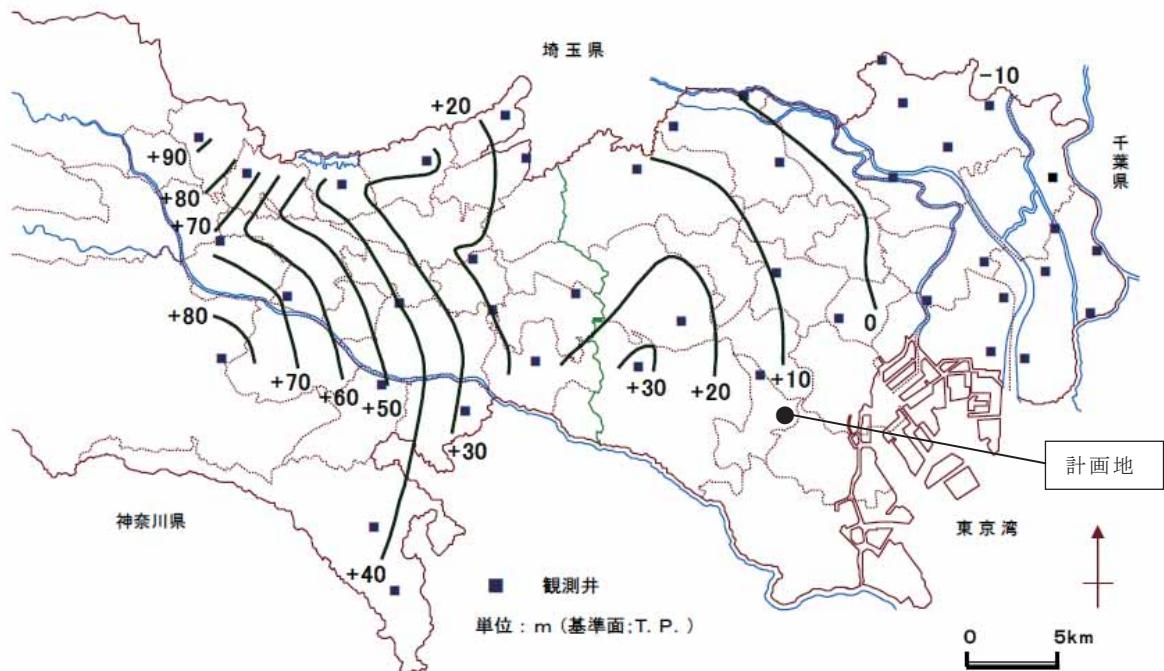
計画地周辺を流れる河川には、目黒区内では目黒川、蛇崩川、立会川、渋谷区及び港区では渋谷川、古川、いもり川、笄川があり、この内、目黒川、渋谷川、古川には、落合水再生センターで高度処理した再生水が送水されている。再生水の放流により水量が増え、うるおいのある水環境となっている。

「東京都の地盤沈下と地下水の再検証について」（平成23年5月、東京都環境局）によると、計画地一帯の地下水は、概ね東京湾に向かって流れている。

区部及び多摩地域東部における被圧地下水の状況を図7.3-39に示す。

なお、既存の目黒清掃工場が建設されたときに実施された環境影響評価書（昭和60年10月）の調査結果によれば、計画地一帯の平均地下水位はT.P. +4m となっている。

また、計画地周辺における湧水分布図を図7.3-40に示す。湧水は目黒川の近くに分布している。目黒川沿いには、「目黒南緑地公園」、「松風園」、「羅漢寺川跡」、「氷川神社」、「池田山公園」、「東山貝塚公園」及び東京の名湧水57選（東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成15年に選定した湧水）に選定されている「目黒不動」が存在する。



資料) 「平成 25 年地盤沈下調査報告書」(平成 26 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)」

図 7.3-39 被圧地下水位等高線図 (平成 25 年末)



●: 涌水 ●: 東京の名湧水

※Me-3 (東山貝塚公園)、Me-8 (目黒南緑地公園)、Me-9 (松風園)、Me-10 (目黒不動)、
Me-13 (池田山公園)、Me-14 (氷川神社)、Me-202 (羅漢寺川跡)、Yo-1 (御田八幡神社)、
Yo-3 (成覚寺)、Yo-5 (大松寺)、Yo-6 (大信寺)、Yo-8 (伊皿子坂ハウス)、Yo-9 (泉岳寺)、
Yo-11 (願生寺)、Yo-12 (SHINAGAWA GOOS(旧ホテルパシフィック東京))、Yo-24 (自然教育園)、
Yo-201 (東禪寺)

注) 図の Me は目黒台、Yo は淀橋台を示す。

出典) 「東京の湧水マップ 平成 20 年度調査」(平成 21 年 3 月、東京都環境局)

図 7.3-40 涌水分布図

(9) 生物・生態系

1940年代からの過去の文献等を調査し、整理してリストアップしたものである「目黒区いきもの住民台帳－身近に暮らすみどりのなかまたち－【暫定版リスト】」（平成21年7月、目黒区）の動植物調査において、目黒区で生息・生育が確認された種数及び注目すべき種の種数を表7.3-41に、注目すべき種の生息・生育状況を表7.3-42(1)～(5)に示す。同調査で確認された2,956種は、65種が環境省レッドリスト、208種が「東京都の保護上重要な野生生物種」の掲載種であり、どちらかに該当する種は233種である。

計画地周辺における現存植生図を図7.3-41に示す。

計画地は「自然環境保全基礎調査植生図」（環境省生物多様性センター）において市街地及び残存・植栽樹群をもった公園、墓地等となっている。また、計画地周辺は、主に市街地が占め、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等が散在している。

表 7.3-41 確認種数及び注目すべき種の種数（目黒区）

項目	確認種数	注目すべき種の種数		
		環境省	都（区部）	
哺 乳 類	8	1	0	1
鳥 類	170	52	17	52
爬 虫 類	12	4	0	4
両 生 類	8	4	1	4
淡水魚類	31	7	4	6
昆 虫 類	990	56	5	55
ク モ 類	118	2	0	2
植 物	1,619	107	38	84
合 計	2,956	233	65	208

注) 注目すべき種の選定基準

環境省： 「第4次レッドリストの公表について」（平成24年8月、環境省）

「第4次レッドリストの公表について（汽水・淡水魚類）」

（平成25年2月、環境省）

都（区部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」
（平成25年5月一部修正、東京都環境局）

資料) 「目黒区いきもの住民台帳－身近に暮らすみどりのなかまたち－【暫定版リスト】」
（平成21年7月、目黒区）

表 7.3-42(1) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
哺乳類	アズマモグラ		*
	カイツブリ		NT
	ダイサギ		VU
	チュウサギ	NT	VU
	ササゴイ		CR
	コサギ		VU
	ミヅゴイ	EN	*
	ヨシゴイ	NT	CR
	オシドリ	DD	EN
	オオタカ	NT	CR
	ツミ		CR
	ハイタカ	NT	EN
	サシバ	VU	*
	ノスリ		EN
	チュウヒ	EN	EN
	トビ		NT
	コチョウゲンボウ		DD
	ハヤブサ	VU	EN
	チゴハヤブサ		DD
	チョウゲンボウ		EN
	ウズラ	NT	CR
	キジ		EN
	オオバン		VU
	クイナ		DD
	コチドリ		VU
	タシギ		VU
	オオジシギ	NT	VU
	ヤマシギ		VU
	アカエリヒレアシシギ		NT
	コアジサシ	VU	EN
	アオバズク		CR
	フクロウ		CR
	ヨタカ	VU	*
	ヒメアマツバメ		VU
	カワセミ		VU
	アオゲラ		EN
	ヒバリ		VU
	セグロセキレイ		VU
	サンショウクイ	VU	*
	モズ		VU
	アカモズ	EN	CR
	チゴモズ	CR	EX
	コヨシキリ		EN
	オオヨシキリ		VU
	イソヒヨドリ		DD
	コサメビタキ		EX
	サンコウチョウ		EX
	トラツグミ		VU
	ヤマガラ		VU
	ノジコ	NT	*
	イカル		NT
	ウソ		NT
	ベニマシコ		VU

表 7.3-42(2) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
爬虫類	クサガメ		DD
	アオダイショウ		NT
	シマヘビ		CR
	ヤマカガシ		CR
両生類	アカハライモリ	NT	CR
	ニホンアカガエル		EN
	ツチガエル		CR
	シュレーベルアオガエル		CR
淡水魚類	ウナギ	EN	VU
	キンブナ	VU	CR+EN
	ドジョウ	DD	
	ナマズ		*
	メダカ	VU	CR+EN
	ビリンゴ		NT
	ヌマチチブ		*
昆虫類	キイトトンボ		EN
	モートントンボ	NT	EX
	モノサシトンボ		DD
	ホソミオツネントンボ		NT
	オツネントンボ		EN
	ハグロトンボ		VU
	カトリヤンマ		CR
	オニヤンマ		NT
	シオヤトンボ		VU
	チョウトンボ		NT
	マイコアカネ		NT
	リスアカネ		NT
	ヤチスズ		DD
	クツワムシ		CR
	ショウリョウバッタモドキ		VU
	ヒグラシ		NT
	ミズカマキリ		NT
	シロヘリツチカメムシ	NT	
	コハンミョウ		NT
	ヒメマイマイカブリ		NT
	オオイクビツヤゴモクムシ		NT
	スジクワガタ		VU
	ノコギリクワガタ		NT
	シラホシハナムグリ		EX
	クロカナブン		EN
	ヘイケボタル		EN
	ヒゲナガモモブトカミキリ		EN
	サビカミキリ		EN
	シロスジカミキリ		EN
	アカシオオアオカミキリ		CR
	タケトラカミキリ		NT
	アカハナカミキリ		CR
	マルクビケマダラカミキリ		VU
	ミヤマカミキリ		VU
	ウスバカミキリ		NT
	ベニバナカミキリ		NT
	ノコギリカミキリ		NT
	クロカミキリ		VU
	ブドウトラカミキリ		VU

表 7.3-42(3) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
昆虫類	クロベッコウハナアブ		*
	ミヤマセセリ		EX
	オナガアゲハ		CR+EN
	ツマグロキチョウ	EN	EX
	コムラサキ		*
	イチモンジチョウ		DD
	コジャノメ		DD
	ミスジチョウ		EX
	ヒオドシチョウ		DD
	オオムラサキ	NT	EX
	ミズイロオナガシジミ		*
	アカシジミ		DD
	ゴイシシジミ		DD
	オオミズアオ		VU
	クスサン		CR+EN
	ウスタビガ		CR+EN
	クロマルハナバチ	NT	EX
クモ類	コガネグモ		VU
	コアシダカグモ		VU
	ホラシノブ		DD
	オウレンシダ		DD
	ホソバカナワラビ		*
	チャボイノデ		*
	ハリガネワラビ		CR
	ミヤマビャクシン		*
	トガサワラ	VU	
	シデコブシ	NT	
	シロモジ		*
	タマノカンアオイ		DD
	コウホネ		VU
	ヒツジグサ		CR
	フクジュソウ		*
	ニリンソウ		NT
	アズマイチゲ		EX
植物	ヤマオダマキ		*
	サラシナショウマ		*
	オキナグサ	VU	EX
	キケマン		EX
	トサミズキ	NT	
	ハナガガシ	VU	
	ハンノキ		VU
	ツノハシバミ		VU
	ヤナギイノコズチ		VU
	サクラタデ		VU
	トモエソウ		EX
	シナノキ		*
	ヒゴスマレ		*
	ネコヤナギ		VU
	コイヌガラシ	NT	
	アズマシャクナゲ		*
	レンゲツツジ		*
	ヒカゲツツジ		*
	ゲンカイツツジ	NT	
	アズマツメクサ	NT	EX

表 7.3-42(4) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
植物	チダケサシ		EN
	ザイフリボク		*
	カワラサイコ		*
	エドヒガン		*
	リンボク		*
	シロヤマブキ	EN	
	サンショウバラ	VU	
	イワシモツケ		*
	カナウツギ		*
	クサネム		VU
	カワラケツメイ		EX
	マキエハギ		EX
	タンキリマメ		VU
	シマサルスベリ	NT	
	モクレイシ		*
	アマミヒイラギモチ	CR	
	ノウルシ	NT	EX
	ニシキソウ		NT
	ヨコグラノキ		*
	ハナノキ	VU	
	チャンチンモドキ	EN	
	ツリフネソウ		NT
	チョウジソウ	NT	EW
	ミツガシワ		CR
	アサザ	NT	VU
	ヤマルリソウ		*
	ミズトラノオ	VU	EX
	キバナアキギリ		NT
	ミヅコウジュ	NT	NT
	ミズハコベ		EX
	ヒトツバタゴ	VU	
	アブノメ		EN
	カワヂシャ	NT	
	フタバムグラ		EX
	ハクチョウゲ	EN	
	ハナヒヨウタンボク	VU	
	オニヒヨウタンボク	VU	
	オミナエシ		EX
	ツルカノコソウ		EX
	カワラノギク	VU	EX
	シオン	VU	
	タウコギ		CR
	フジバカマ	NT	DD
	オカオグルマ		EX
	オナモミ	VU	EX
	ヘラオモダカ		NT
	トチカガミ	NT	EX
	ヒルムシロ		VU
	ショウブ		VU
	ホンモンジスグ		VU
	シオクグ		VU
	アシカキ		NT
	ササクサ		NT
	アイアシ		VU

表 7.3-42(5) 注目すべき種の生息・生育状況（目黒区）

項目	種名	注目すべき種	
		環境省	都（区部）
植物	マコモ		NT
	ミクリ	NT	NT
	カタクリ		VU
	カノコユリ	VU	
	キツネノカミソリ		VU
	ワニグチソウ		VU
	アマドコロ		VU
	ヤマジノホトトギス		VU
	ジョウロウホトトギス	VU	
	ヒオウギ		EX
	ヒメシャガ	NT	*
	カキツバタ	NT	EN
	アヤメ		EX
	シラン	NT	
	エビネ	NT	VU
	ギンラン		VU
	マヤラン	VU	
	ツバヒラタケ	DD	

注1) 注目すべき種の選定基準

環境省： 「第4次レッドリストの公表について」（平成24年8月、環境省）

「第4次レッドリストの公表について（汽水・淡水魚類）」

（平成25年2月、環境省）

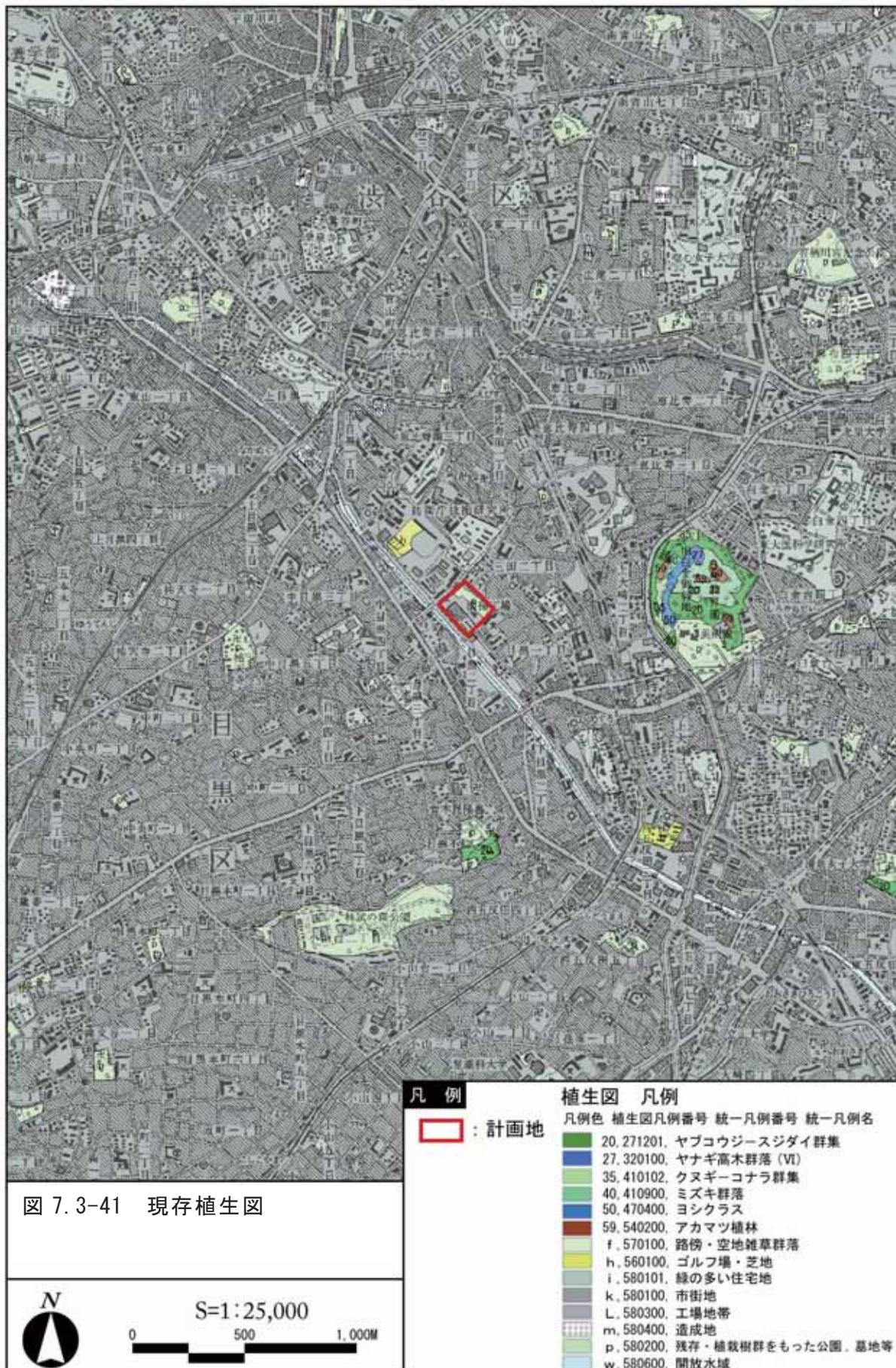
[EX]絶滅、[CR]絶滅危惧ⅠA類、[EN]絶滅危惧ⅠB類、[VU]絶滅危惧Ⅱ類、
[NT]準絶滅危惧、[DD]情報不足

都（区部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」

（平成25年5月一部修正、東京都環境局）

[EX]絶滅、[EW]野生絶滅、[CR+EN]絶滅危惧Ⅰ類、[CR]絶滅危惧ⅠA類、
[EN]絶滅危惧ⅠB類、[VU]絶滅危惧Ⅱ類、[NT]準絶滅危惧、[DD]情報不足、
[*]留意種

注2) 植物の注目すべき種は、植栽を除く自生と考えられる種である。ただし、一部、過去の文献調査で確認された種も掲載した。



出典：「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図（東京西南部）」
(環境省生物多様性センター)

(10) 日影

計画地及びその周辺は目黒川沿いの低地に位置し、計画地北端を境にして急な登り斜面になっており、日影に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、商業施設やマンション等の中高層建築物が存在する。

「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による目黒区の規制状況は、表 7.3-43並びに図7.3-8(1)及び(2) (p. 83、84参照) のとおりである。

表 7.3-43 日影規制の状況（目黒区）

用途地域等			日影規制				
地域	容積率 (%)	高度地区	規制を受ける 建築物	規制値	規制時間		測定 面
					5mを超 え 10m 以下	10mを超 える範囲	
第一種低層 住居専用地域	100, 150	第一種	軒高が 7mを超える かまたは、地上 3階 以上の建築物	(二)	4.0 時間	2.5 時間	1.5 m
	200	第二種		(三)	5.0 時間	3.0 時間	
第一種中高層 住居専用地域、 第二種中高層 住居専用地域	150	第一種	高さが 10m を 超える建築物	(一)	3.0 時間	2.0 時間	4.0 m
	200	第一種、第二種		(一)	3.0 時間	2.0 時間	
		第三種		(二)	4.0 時間	2.5 時間	
	300	第三種		(三)	4.0 時間	2.5 時間	
第一種住居地 域、 第二種住居地 域	200	第二種、第三種	高さが 10m を 超える建築物	(一)	4.0 時間	2.5 時間	4.0 m
		第二種		(一)	4.0 時間	2.5 時間	
	300	第三種		(二)	4.0 時間	2.5 時間	
		第三種の一部区域 ^{※1}		(二)	5.0 時間	3.0 時間	
近隣商業地域	400	第三種、無指定	高さが 10m を 超える建築物	(一)	4.0 時間	2.5 時間	4.0 m
		第二種、第三種		(三)		—	
	200	第二種		(一)	4.0 時間	2.5 時間	
		第三種		(一)	4.0 時間	2.5 時間	
準工業地域（特 別工業地区を 含む）	300	第二種	高さが 10m を 超える建築物	(二)	5.0 時間	3.0 時間	4.0 m
		無指定		(一)	4.0 時間	2.5 時間	
	200	第二種		(二)	5.0 時間	3.0 時間	
		第二種の一部区域 ^{※2}		(一)	4.0 時間	2.5 時間	
		第三種		(二)	5.0 時間	3.0 時間	
商業地域	400	第三種	規制対象外		—	—	4.0 m
	500				—	—	
	600				—	—	
	700				—	—	

備考) 高度地区の欄中「第一種」、「第二種」、「第三種」は、それぞれ以下の地区を示す。

第一種：第一種高度地区、17m 第一種高度地区

第二種：第二種高度地区、17m 第二種高度地区、20m 第二種高度地区、30m 第二種高度地区

第三種：第三種高度地区、17m 第三種高度地区、20m 第三種高度地区、30m 第三種高度地区、40m 第三種高度地区

注) 計画地は下線で示す準工業地域であり、網掛部は計画地に該当する規制等である。

※1：三田一丁目、三田二丁目及び目黒一丁目の各地内の区域

※2：目黒一丁目の地内の区域

(1 1) 電波障害

計画地及びその周辺は目黒川沿いの低地に位置し、テレビ電波を遮へいする位置に台地が広がっているが、標高差は約25m程度であり、電波障害を発生させるような地形は存在しない。

計画地周辺の主な地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から北東に約12km離れた東京スカイツリー（東京都墨田区押上一丁目地内：16、21～27ch）、北東に約4km離れた東京タワー（28ch）である。

(1 2) 風環境

計画地及びその周辺は目黒川沿いの低地に位置し、計画地北端を境にして急な登り斜面になっているが、風環境に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、研究施設やマンション等の中高層建築物が存在するが、高さ50m以上の風環境に影響を及ぼすような建築物はない。

(1 3) 景観

計画地の西側には、目黒川が流れしており、それ以外には研究施設やマンション等の中高層建築物に囲まれている。

計画地周辺における景観の主要な眺望地点としては、表 7.3-10(1)～(5)及び図 7.3-10（p. 88～90参照）に示す公園、児童遊園等があげられる。

(14) 史跡・文化財

国、東京都及び目黒区により指定又は登録された文化財（建造物、絵画、彫刻、史跡、名勝、天然記念物）の計画地周辺における分布状況を表7.3-44及び図7.3-42に示す。計画地に最も近い文化財は田道庚申塔群であり、計画地の南側約130mに位置している。

また、計画地周辺における遺跡の分布状況を表7.3-45(1)～(2)及び図7.3-42に示す。計画地に最も近い遺跡は永隆寺東方であり、計画地の西側約300mに位置している。

計画地には、文化財及び遺跡が存在しない。

表7.3-44 計画地周辺の文化財（目黒区）

図No.	文化財	種別	所在地
①	目黒雅叙園百段階段	都指定 有形文化財（建造物）	下目黒 1-8-1
②	木造釈迦如来立像	国指定 重要文化財（彫刻）	
	大円寺石仏碑	都指定 有形文化財（歴史資料）	
	木造阿弥陀三尊像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	木造十一面觀音立像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	行人坂敷石造道供養碑	目黒区指定 有形文化財（歴史資料）	
	目黒川架橋勢至菩薩石像	目黒区指定 有形文化財（歴史資料）	
③	木造釈迦三尊及び五百羅漢等像	都指定 有形文化財（彫刻）	下目黒 3-20-11
④	瀧泉寺前不動堂	都指定 有形文化財（建造物）	下目黒 3-20-26
	瀧泉寺勢至堂	目黒区指定 有形文化財（建造物）	
	銅造役の行者倚像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	銅造大日如来坐像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
	木造弁才天及び十五童子像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
⑤	文化四年永代橋崩落横死者供養塔及び石碑	都指定 有形文化財（歴史資料）	下目黒 3-20-9
	梵鐘	都指定 有形文化財（工芸品）	
	海福寺四脚門	目黒区指定 有形文化財（建造物）	
	木造阿弥陀如来立像	目黒区指定 有形文化財（彫刻）	
⑥	木造阿弥陀如来像	都指定 有形文化財（彫刻）	下目黒 3-4-4
⑦	青木昆陽墓	国指定 史跡	下目黒 3-5
⑧	三沢初子墓	都指定 文化財旧跡	中目黒 3-1-6
⑨	網差役川井家文書	目黒区指定 有形文化財（古文書）	中目黒 3-6-10
⑩	松崎慊堂墓	都指定 文化財旧跡	中目黒 4-12-19
	普寂徳門自筆仏典注釈書	目黒区指定 有形文化財（典籍）	
⑪	田道庚申塔群	目黒区指定 有形文化財（歴史資料）	目黒 2-13-7

資料) 「指定文化財」（目黒区ホームページ）

表 7.3-45(1) 計画地周辺の遺跡（目黒区）

図 No.	遺跡名	所在地	時代	概要	状態
[1]	日向	青葉台一丁目	[縄](中)	台地縁辺 包蔵地	現存
[2]	正覚寺前	中目黒一丁目	[弥]	低地 包蔵地	現存
[3]	新富士	中目黒一・二丁目	[縄](早)(前)、 [弥](中)、[近]	台地縁辺 集落[弥]住居、 [近]柱穴 磐石 畝状遺構 溝状遺構 道路状遺構	現存
[4]	八幡神社裏	中目黒三丁目中目黒 八幡神社裏	[縄](中)(後)	台地縁辺 包蔵地	現存
[5]	永隆寺東方	中目黒四丁目	[縄](中)	台地斜面 集落 [縄]住居	現存
[6]	中目黒	中目黒四・五丁目 永隆寺裏	[旧][縄](早)(前) (中)(後)、[近]	台地縁辺 集落 45,000 m ² [旧]礫群 [縄]住居 土杭 [近]溝状遺構	現存
[7]	祐天寺東方	中目黒五丁目	[縄](中)	台地 包蔵地	現存
[8]	旧金比羅社	目黒三丁目	[縄]	台地縁辺 包蔵地	現存
[9]	大塚山古墳	目黒四丁目	[古]	台地 古墳(円墳) 径 10m 高 5m	現存
[10]	雅叙園	下目黒一丁目	[縄](中)	台地縁辺 包蔵地	現存
[11]	目黒不動	下目黒三丁目	[縄](早)(前)(中) (後)、[弥](後)	台地縁辺 集落 37,500 m ² [縄]住居 集石 石鏃製作 址土杭 埋甕 [弥]住居	現存
[12]	旧競馬場	下目黒四丁目	[縄](中)	台地 包蔵地	現存
[13]	油面	中町一・二丁目	[縄](中)(後)	台地 集落 [縄]住居	現存
[14]	伊勢脇	上目黒二丁目	[縄]	台地 包蔵地	現存
[15]	目黒氏館跡	中目黒一丁目	[中]	台地 城館	現存
[16]	下目黒北	下目黒五丁目 19~23 番	[縄] [中] [近]	台地 包蔵地 [縄]小穴 [近]溝	現存

注) [旧]：旧石器時代、[縄]：縄文時代、[弥]：弥生時代、[古]：古墳、[中]：中世、[近]近世、
()内は時期

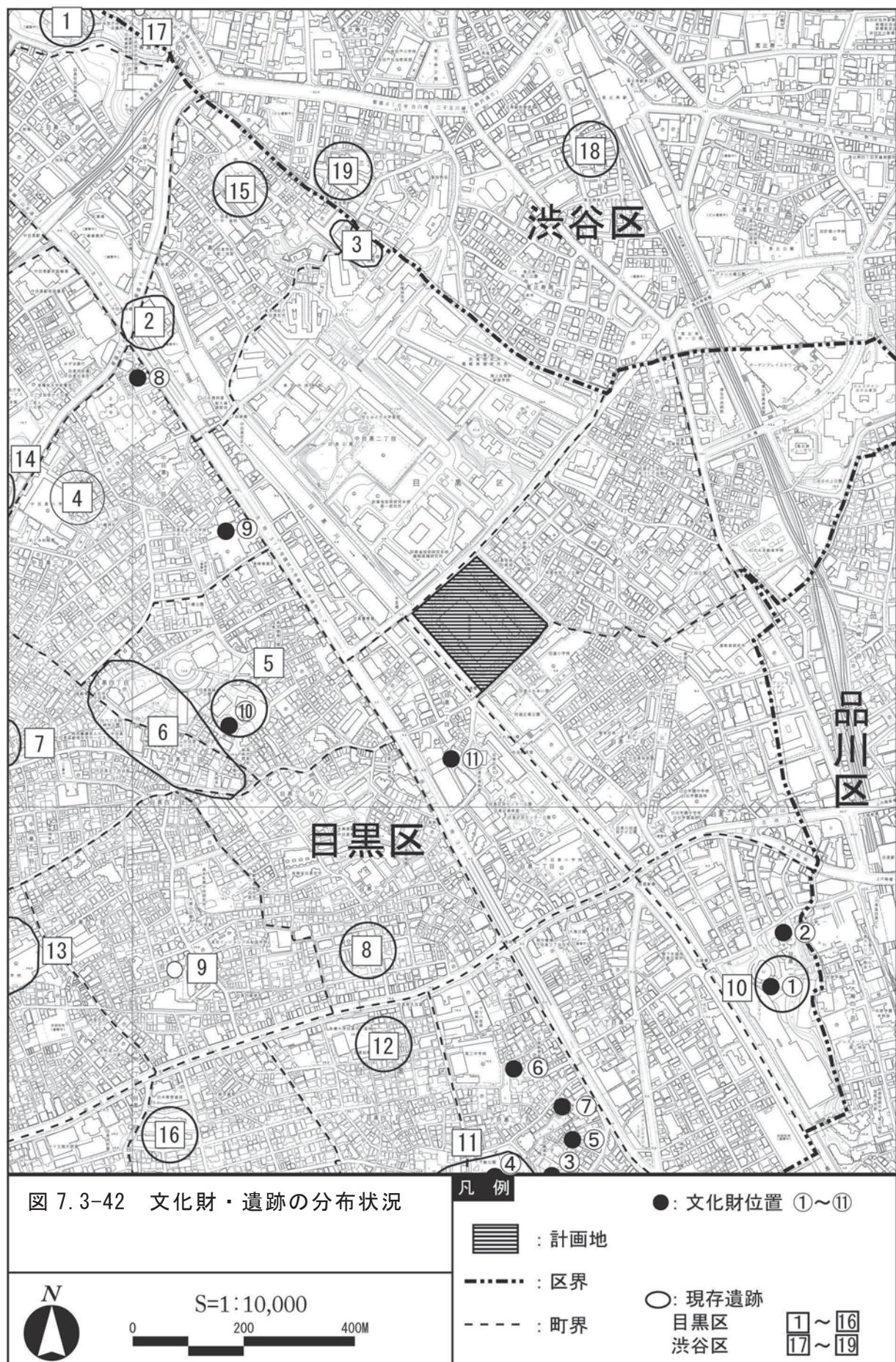
資料) 「東京都遺跡地図」(平成 22 年 3 月、東京都教育委員会)

表 7.3-45(2) 計画地周辺の遺跡（渋谷区）

図 No.	遺跡名	所在地	時代	概要	状態
[17]	猿楽塚(南塚) 古墳	猿楽町	[古]	台地縁辺 古墳(円墳) 径 12m 区史－猿楽塚 (昭 51. 3. 26)	現存
[18]	名称なし	恵比寿南一丁目福德 稻荷	[古]	台地 古墳(円墳)	現存
[19]	名称なし	恵比寿南三丁目	[不]	台地 包蔵地	現存

注) [旧]：旧石器時代、[縄]：縄文時代、[弥]：弥生時代、[古]：古墳、[中]：中世、[近]：近世、
[不]：不明、()内は時期

資料) 「東京都遺跡地図」(平成 22 年 3 月、東京都教育委員会)



(15) 自然との触れ合い活動の場

計画地周辺における自然との触れ合い活動の場としては、表7.3-10(1)～(5)及び図7.3-10 (p. 88～90参照) に示す公園及び児童遊園等が挙げられる。

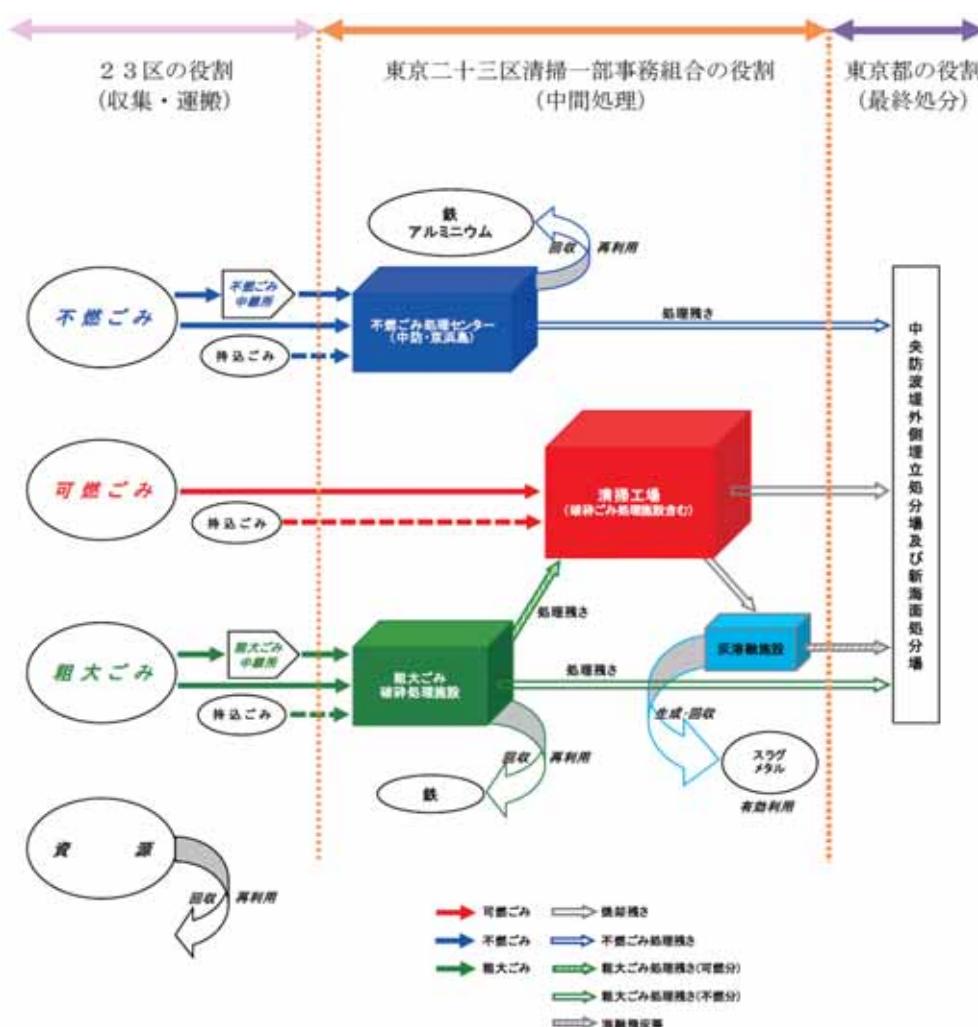
(16) 廃棄物

ア 廃棄物処理施設

東京23区における一般廃棄物の処理の流れを図7.3-43に示す。

東京23区においては、収集・運搬を各区が行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分する。

平成27年6月現在、東京23区内には、可燃ごみを処理する清掃工場が19工場稼働しており、2工場が建替え中である。また、不燃ごみ処理センターは2か所、粗大ごみ破碎処理施設、破碎ごみ処理施設は各1か所、埋立処分場は1か所設置されている。このうち計画地には、可燃ごみを処理する目黒清掃工場が設置されている。



出典) 「一般廃棄物処理基本計画」 (平成 27 年 2 月、清掃一組)

図 7.3-43 東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れ

イ ごみ処理の状況

これらの処理施設での処理実績は表 7.3-46に示すとおりである。

過去5年間のごみ処理状況において、処理量、処分量、資源化量は変動がみられるが、平成20年度と比較すると、処理量、処分量、資源化量は減少している。

なお、計画地にある目黒清掃工場でのごみ処理状況は表 7.3-47のとおりである。

表 7.3-46 ごみ処理の状況

単位：トン

年度	処理量			処分量			資源化量
	焼却処理	破碎・減容積処理	合計	焼却残さ埋立	処理残さ埋立	合計	
20	2,830,744	303,030	3,133,775	219,677	233,949	453,625	121,062
21	2,818,482	194,745	3,013,227	225,633	131,243	356,876	126,017
22	2,750,817	189,268	2,940,085	228,207	124,869	353,076	110,476
23	2,727,370	181,174	2,908,544	293,022	120,975	413,997	63,894
24	2,739,348	171,042	2,910,390	264,553	94,490	359,043	71,555

注) 端数処理のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

資料) 「事業概要 平成26年版」(平成26年7月、清掃一組)

表 7.3-47 目黒清掃工場でのごみ処理状況

単位：トン

年度	焼却量	焼却残灰量
21	103,883	13,608
22	124,455	16,436
23	136,894	17,816
24	136,733	16,959
25	131,777	15,905

注) 焼却残灰量には排水処理後のケーキ汚泥量を含む。

資料) 「清掃工場等作業年報 資料編」(平成21~25年度版)
(清掃一組)

(17) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっている。

東京都は、「2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標を掲げ、需要側の取組むべき目標として平成26年3月に「2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比で20%削減する」という目標を設定した。さらに、省エネルギー対策を2020年以降も継続し、より高めていくため、平成26年12月には「東京都長期ビジョン」を策定した。その取組の一つとして「2030年までに東京のエネルギー消費量を2000年比で30%削減する」という目標を設定し、地球温暖化防止対策を推進している。

東京都及び計画地がある目黒区における地球温暖化の防止に係る取組は次のとおりである。

ア 東京都内の二酸化炭素排出量

東京都における部門別二酸化炭素排出量は表 7.3-48に示すとおりである。

平成23(2011)年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合はおおむね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門=1:4:3:2となっている。平成2(1990)年度比では全体として7.4%の減少である。部門別では、産業部門で減少し、業務部門、家庭部門で増加傾向にある。部門別の増減率は、産業部門で53.5%減少したのに比べ、業務部門では14.0%、家庭部門で13.6%の増加となっている。業務部門での増加は、事業所ビルの床面積の増加が主な原因であり、家庭部門の増加は、家電製品普及率の増加や世帯数の増加が原因であると考えられる。一方、平成22(2010)年度比では、全ての部門で減少しており、全体では6.7%の減少となっている。

表 7.3-48 部門別二酸化炭素排出量の伸び（東京都）

	二酸化炭素排出量（万t-CO ₂ ）				伸び率（%）[2011年度と比較]		
	1990 年度	2000 年度	2010 年度	2011 年度	1990 年度比	2000 年度比	2010 年度比
産業部門	984	680	491	458	-53.5	-32.6	-6.8
業務部門	1,570	1,893	2,011	1,790	14.0	-5.4	-11.0
家庭部門	1,300	1,433	1,561	1,477	13.6	3.1	-5.4
運輸部門	1,483	1,764	1,181	1,158	-21.9	-34.3	-1.9
その他	102	119	155	156	52.5	30.7	0.8
合 計	5,440	5,888	5,399	5,039	-7.4	-14.4	-6.7

資料) 「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2011年度実績）」

(平成26年3月、東京都環境局)

イ 東京都及び目黒区における施策の方向

これまで東京都は、地球温暖化に関する実効性のある取組の第一歩として、環境確保条例で「事業活動における環境への負荷の低減（第5条の2～第9条）」と「建築物に係る環境配慮の措置（第18条～第25条）」の2つの取組を新たに制度化し、平成14年度から本格的に実施してきた。

なお、二酸化炭素以外の温室効果ガスに対しては、東京都は次のような対策をとるとしている。

- ・オゾン層破壊物質である特定フロンについては、製造規制が取られるとともに、法令及び環境確保条例で回収・破壊等が義務づけられており、その着実な実施を図る。
- ・代替フロンについては、二酸化炭素の千数百倍の温暖化係数を持つことから、法令、環境確保条例に基づき、温暖化対策としても適正に回収等を行っていく。
- ・メタン、一酸化二窒素については、排出量の実態把握に努め、排出削減対策を進めていく。

一方、計画地が位置する目黒区では、「目黒区環境基本計画」（平成24年3月）において基本目標として、「良好な生活環境を守りはぐくむ」、「ライフスタイルの転換で環境をはぐくむ」等が掲げられている。

基本目標の「ライフスタイルの転換で環境を守りはぐくむ」の中では、基本方針として「ものを大切にする地域社会をめざす」、「地球にやさしい地域社会をつくる」が掲げられている。「地球にやさしい地域社会をつくる」に対する施策の目標として「低炭素ライフスタイルの普及」、「事業活動の低炭素化」を掲げている。また、重点プロジェクトとして「地球温暖化対策の推進」を設定し、日常生活・事業活動における省エネルギーの推進等、中長期を見据えた取組への転換を図りながら、一層推進していくとし、目黒区から排出される温室効果ガス排出量を平成22年度1,221千t-CO₂から平成33年度に1,101千t-CO₂に削減する目標を掲げている。